

官報号外

令和三年四月二十一日

○第二百四回 参議院会議録第十七号

令和三年四月二十一日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十七号

令和三年四月二十一日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(米國訪問に
関する報告について)

第二 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任
の制限及び発信者情報の開示に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送
付)

第三 農業法人に対する投資の円滑化に関する
特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

第四 防衛省設置法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第五 民法等の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

第六 相続等により取得した土地所有権の国庫
への帰属に関する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

第七 令和二年度子育て世帯生活支援特別給
付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院
提出)

○本日の会議に付した案件
一、日程第一
一、地域的な包括的経済連携協定の締結につ
いて

令和三年四月二十一日 參議院会議録第十七号

國務大臣の報告に関する件(米國訪問に
関する報告について)

て承認を求めるの件(趣旨説明)
一、日程第二より第七まで

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。

日程第一 國務大臣の報告に関する件(米國訪
問に關する報告について)

内閣総理大臣から發言を認められております。
内閣総理大臣から發言を認められております。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 私は、四月十五日か
ら十八日まで米国ワシントンを訪問をし、バイデン
大統領と日本首脳会談を行いました。その概要
を御報告いたします。

○内閣総理大臣(菅義偉君) 登壇、拍手

私は、四月十五日か
ら十八日まで米国ワシントンを訪問をし、バイ

デン大統領と日本首脳会談を行いました。その概要
を御報告いたします。

日本は、自由、民主主義、人権、法の支配と
いふた普遍的価値を共有する同盟国です。日米同

盟は、インド太平洋地域及び世界の平和、安定と
繁栄の基礎としてその役割を果たしてきましたが、
今日の地域情勢や厳しい安全保障環境を背景に、
同盟の重要性はかつてなく高まっています。こう

した共通認識の下、首脳会談では、互いの政治信
息交換を行いました。

バイデン大統領とは、先月の日米2プラス2で
一致した認識を改めて確認をし、その上に立つ
て、更に地域の平和と安定のために取り組むこと
で一致しました。その上で、地域と、地域の平和

と繁栄を確保していくために、日本で自由で開か
れたインド太平洋の具體化を主導し、ASEAN、豪州、
インドを始めとする他の国々・地域とも協力を進めていくことで一致しました。

中国、北朝鮮の地域情勢についても意見交換を行いました。

中国については、インド太平洋地域と世界全体
の平和と繁栄に対して中国が及ぼす影響について
意見交換を行い、東シナ海や南シナ海における力
による現状変更の試みに反対することなどで一致
しました。その上で、こうした問題に対処する観
点から、中国との率直な対話の必要性を確認する
とともに、普遍的価値を擁護しつつ、国際関係に
おける安定を追求していくことで一致しました。

北朝鮮については、北朝鮮の完全な非核化への
コミットメントを再確認し、北朝鮮に対して国連
安保理決議の下での義務に従うことを求めること
で一致しました。私から、拉致問題の即日の、即
時の解決に向けて引き続きの理解と協力を求め、
バイデン大統領から力強い支持を得ました。さら
に、日米韓の三か国協力が地域の平和と繁栄に
とって不可欠であるとの認識で一致しました。

こうした厳しさを増す地域の安全保障環境を踏
まえ、バイデン大統領とは、日米同盟の抑止力、
対処力を強化していく必要性でも一致しました。

私は、自由、民主主義、人権、法の支配とい
つた普遍的価値を共有する同盟国です。日米同
盟は、インド太平洋地域及び世界の平和、安定と
繁栄の基礎としてその役割を果たしてきましたが、
今日の地域情勢や厳しい安全保障環境を背景に、
同盟の重要性はかつてなく高まっています。こう
した共通認識の下、首脳会談では、互いの政治信
息交換を行いました。

バイデン大統領とは、先月の日米2プラス2で
一致した認識を改めて確認をし、その上に立つ
て、更に地域の平和と安定のために取り組むこと
で一致しました。その上で、地域と、地域の平和

と繁栄を確保していくために、日本で自由で開か
れたインド太平洋の具體化を主導し、ASEAN、豪州、
インドを始めとする他の国々・地域とも協力を進めていくことで一致
しました。その後、パリ協定の実施、クリーンエ
ネルギー技術、途上国の脱炭素移行の各分野での
協力を一層強化していくために、野心・脱炭素化
及びクリーンエネルギーに関する日米気候パート
ナー・シップを立ち上げることでも一致しました。

これらのイニシアティブの下で、具体的で包括的
な日米協力を弾みをかけていきます。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に
ついては、私から、本年夏、世界の团结の象徴と
して開催を実現する決意を述べたのに対し、バイ
デン大統領から、改めて支持が表明をされました。

今回、各国の首脳に先駆けて、私がバイデン大
統領及びハリス副大統領にとつて初となる対面で
の会談を行うことで、インド太平洋地域への米国
のコミットメント、そして日米同盟の結束を国際
社会に力強く示すことができたと考えます。

今回の日米首脳会談の成果を踏まえ、我が国と
しては、自由、民主主義、人権、法の支配とい
つた普遍的価値をしっかりと擁護し、自由で開かれ
たインド太平洋の実現に向けて、米国と共に連携
協力を深めていく考えであります。(拍手)

私は、自由、民主主義、人権、法の支配とい
つた普遍的価値をしっかりと擁護し、自由で開かれ
たインド太平洋の実現に向けて、米国と共に連携
協力を深めていく考えであります。(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいまの報告に対し、質
疑の通告がござります。順次発言を許します。中
西祐介さん。

○議長(山東昭子君) ただいまの報告に対し、質
疑の通告がござります。順次発言を許します。中
西祐介さん。

○中西祐介君 自由民主党の中西祐介です。

自由民主党・国民の声を代表して、日本首脳会
談における菅総理の帰朝報告に対して、総理に質
問をいたします。

菅総理とバイデン大統領の首脳会談、時間
的制約がある中でも、非常に大きな成果と価値を

を発出しました。また、日米競争力・強靭性パ
ートナーシップにも合意し、日米共通の優先分野で

もあるデジタルや科学技術における競争力とイノ
ベーションの推進、コロナ対策、グリーン成長・
気候変動などの分野で協力を推進することで一致
しました。さらに、パリ協定の実施、クリーンエ

ネルギー技術、途上国の脱炭素移行の各分野での
協力を一層強化していくために、野心・脱炭素化
及びクリーンエネルギーに関する日米気候パート
ナー・シップを立ち上げることでも一致しました。

これらのイニシアティブの下で、具体的で包括的
な日米協力を弾みをかけていきます。

残したと評価いたしたいと存じます。

米国新大統領が最初に日本の総理と会談するのは、ソ連邦崩壊前夜の一九八九年、竹下登総理、ジョージ・H・W・ブッシュ大統領以来一人目であります。

そして今、目まぐるしい変化を遂げる世界秩序、自由民主主義と権威・専制主義の緊迫したせめぎ合いのさなか、共同声明として新たな時代における日米グローバルパートナーシップを発出したことは、日米同盟こそが世界の普遍性ある価値を主導するきずな深い同盟であることを改めて内外に示せたのではないでしょうか。

法の支配に基づく自由、民主主義、人権など普遍的価値を共有する自由で開かれたインド太平洋は、第一次安倍内閣や麻生内閣当時より我が国が着想したビジョンを始点とし、菅内閣においても明確に継承されています。日本外交の一貫性、その中心に価値観外交を置くことは世界に広く信頼と支持が広がる結果に結び付いています。

地方政府からキャリアを重ね、実務に精通されるなど、共通項の多い日米両国首脳の直接対話により、まず互いの信頼が醸成され、多岐にわたる重要課題とそのビジョンを共有できたことが最大の成果であると考えます。

戦後の日米関係と現下の世界情勢を踏まえ、今会談の歴史的意義と両首脳間の信頼関係の構築について、その成果を伺います。

日本の国益に関わる地域情勢について伺います。

先月二十五日、北朝鮮が弾道ミサイル二発を発射したことは明確な国連安保理決議違反であり、この暴挙に国際社会の連携の下で抗議をせねばなりません。北朝鮮に対し、今回、国連安保理決議の履行及び大量破壊兵器や弾道ミサイルの完全かつ検証可能で不可逆的な廃棄へのコミットメント、さらに拉致問題の即時解決を求ることで一致をいたしました。

米朝首脳対話など、米国の前政権からの対北政

策の変化と、国民が切望する拉致問題を含む諸課題の解決に向けた両国の具体的なアクションについて伺います。

今、多くの国民の皆様が、中国による既存の国際秩序と合致しない行動に強い危機感を感じています。我が国固有の領土である沖縄県石垣市の尖閣諸島領海に武器使用をちらつかせる中国公船が

実効支配せんとする事態が頻発し、また、南シナ海でも軍事基地を次々と建設するなど、極めて憂慮すべき状況であります。

今回、こうした懸念を正面から共有し、一歩も譲歩する考えがないことを内外に明確化したことには、歴史的大きな意義を持つと評価をいたします。米国と並んだ輸出先で、経済、生産活動でも欠かせない隣国来年、日中外交正常化から五年の節目を迎える歴史ある両国だからこそ、決して迎合せず、正すべき姿勢は率直に物申す。互いの国益はもちろん、地域の安定と繁栄に寄与する責務を負うことを共に自覚し、共有せねばなりません。

しかし、今、世界の地政学を俯瞰するとき、まさに我が国が権威・専制主義国家に相対する自由民主主義陣営のフロントラインにあることは紛れもない事実であります。三月の日米2プラス2共同発表を今回首脳間で再確認し、ビジョンの具体化をASEAN、豪州、インドなど多国間で進め方針といたしました。また、尖閣諸島への日米安保条約第五条の適用の再確認も極めて重要な成果であります。

これらに関連しまして、日米共同対処の強化策が協議されたのか、また、日中首脳間でも胸襟を開いた対話を準備はあるか、毅然とした我が国外交戦略と今後の具体策を伺います。

台湾は、我が国にとって、普遍的価値を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人です。

先月、米インド太平洋軍の司令官が連邦議会

におけるおそれがある旨、証言をいたしました。共同声明では、台湾海峡の平和と安定の重要性が明記されました。佐藤栄作首相当時より五十二年ぶりの言及であります。有事の抑止と万が一の際の我が国に対する対応などを共有したと伺っています。

本件につき、あくまで平和的な解決を目指す上で、日米の対応や役割分担について具体的な戦略を伺います。

次に、バイデン大統領も重視する人権問題について伺います。

米国務省が昨年公表した報告書で、中国政府がウイグル族ら百万人以上を新疆ウイグル自治区の施設に収容し、政治的な洗脳、拷問に加え、精神的かつ肉体的な虐待を強いていると指摘しています。米国政権は、これら弾圧を国際法上の犯罪と認定しました。米国、EU、英國、カナダが制裁措置を相次いで発表する中、我が国はG7のうち制裁を実施していない唯一の国となりました。国会では、与野党を超えて超党派でも問題認識の共有と具体的な施策の協議もされています。

この深刻な人権侵害に対して、米国とどう臨んでいく方針でしょうか。あわせて、市民を容赦なく標的にするミャンマー軍の動きについても、日本の立場や強みを生かし、どのような対応をする用意があるのか、伺います。

我が国は、独立国家として、その優位性と脆弱性を冷静に見詰め、国益を最大化させる努力を怠つてはなりません。まさに、世界の変化に対応できるしなやかさと世界の変化をつくり出したたかな戦略こそが必要であります。

以下、重要課題について伺います。

まず、今回、日米競争力・強靭化コアパートナーシップが立ち上げられました。民主主義の規範に基づいた管理の下、安全で信頼できる5Gネットワークの推進、半導体や人工知能など様々な分野のサプライチェーンの強化や共同研究を協

す。

近年、レアアースの輸出制限問題などに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、経済安全保障の観点から、一国への過度の依存を見直すべきと考えます。

また、我が国は米国とデジタル分野のデータ・フリー・フロー・ウイズ・トラスト、つまり、プライバシー・セキュリティ、知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解

決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する国際的なデータ流通の促進を進めなければなりません。

これらを踏まえ、米国とデジタル分野を含むサ

プライバシーの強化や重要分野の共同研究をど

のように進捗させ、経済安全保障環境を高めるのか、御所見を伺います。

パリ協定に復帰した米国は温暖化問題を最優

課題の一つに掲げ、明日、気候サミットを開催し

ます。

日本両国で脱炭素をリードするだけではなく、クリーンエネルギー技術の普及や途上国の脱炭素社会移行への多国間の協力を得る必要があります。今回合意した日米気候パートナーシップがその具体的かつ包括的な交渉ベースとなることを大いに期待をいたします。

この文脈でも、CO₂排出大国である中国こそ、脱炭素社会への移行に協力が不可欠であります。

そこで、脱炭素社会への移行に協力が不可欠であります。

この文脈でも、CO₂排出大国である中国

を担について伺います。

新型コロナウイルスの世界的な感染に対し、今、ワクチン供給が喫緊の課題であります。途上国も含めた枠組みであるCOVAXファシリティーなど国際連携のイニシアティブを、日米の協力関係を基に促進すべきであります。

感

染症の脅威に対処する日米協力の在り方と米

ファイザー社CEOとの会談で得られた成果につ

いて伺います。

仮に思想信条は異なれども、礼儀礼節を尽く

官 報 (号 外)

し、認めるべきは認め、互いに手を取り合うことは、我々日本人の美德であり、また外交上の要諦でもあると考えます。

男子ゴルフ松山英樹選手の米国マスターズトーナメントの勝利に対する祝意がバイデン大統領から述べられました。アジア人初の優勝という歴史的快挙とともに、早藤将太キヤディーの礼儀あふれる振る舞いも世界から大きな称賛を浴びています。

今、世界が試練に直面する中、東日本大震災を乗り越え、スポーツを通じた希望と感動を世界の皆様にひとしくもたらすであろう日本開催の東京オリンピック・パラリンピックが、まさに人類の英知と平和の象徴となることを心からお祈りを申し上げ、私の質疑といたします。

ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣菅義偉君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(菅義偉君) 中西祐介議員にお答えをいたしました。

今回の首脳会談の意義や個人の信頼関係についてお尋ねがありました。

バイデン大統領との対面での初会談を行い、印度太平洋地域への米国のコミットメント、そして日米同盟の結束を国際社会に力強く示すことができたと考えます。

首脳会談の成果として、日米首脳共同声明を発出しました。日米両国は互いに不可欠なパートナーであることを確認をし、グローバルな課題への対応における多国間の取組を主導していく決意を打ち出しました。

バイデン大統領とは一対一の会談も行い、家族や人生経験などの話をすると、大統領が温かく懐の深い人物との印象を持ちました。これからも一緒に仕事をしていけるとの思いを強くしました。今回の訪米を通じて、バイデン大統領と個人的な信頼関係を構築でき、今後の日米同盟強化の基礎が築けたと考えております。

対北朝鮮についてお尋ねがありました。

米国による対北朝鮮政策の見直しの結果については、我々日本人の美德であり、また外交上の要諦でもあると考えます。

男子ゴルフ松山英樹選手の米国マスターズトーナメントの勝利に対する祝意がバイデン大統領から述べられました。アジア人初の優勝という歴史的快挙とともに、早藤将太キヤディーの礼儀あふれる振る舞いも世界から大きな称賛を浴びています。

今、世界が試練に直面する中、東日本大震災を乗り越え、スポーツを通じた希望と感動を世界の皆様にひとしくもたらすであろう日本開催の東京オリンピック・パラリンピックが、まさに人類の英知と平和の象徴となることを心からお祈りを申し上げ、私の質疑といたします。

ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣菅義偉君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(菅義偉君) 中西祐介議員にお答えをいたしました。

今回の首脳会談の意義や個人の信頼関係についてお尋ねがありました。

バイデン大統領との対面での初会談を行い、印度太平洋地域への米国のコミットメント、そして日米同盟の結束を国際社会に力強く示すことができたと考えます。

首脳会談の成果として、日米首脳共同声明を発出しました。日米両国は互いに不可欠なパートナーであることを確認をし、グローバルな課題への対応における多国間の取組を主導していく決意を打ち出しました。

バイデン大統領とは一対一の会談も行い、家族や人生経験などの話をすると、大統領が温かく懐の深い人物との印象を持ちました。これからも一緒に仕事をしていけるとの思いを強くしました。今回の訪米を通じて、バイデン大統領と個人的な信頼関係を構築でき、今後の日米同盟強化の基礎が築けたと考えております。

対北朝鮮についてお尋ねがありました。

米国による対北朝鮮政策の見直しの結果については、我々日本人の美德であり、また外交上の要諦でもあると考えます。

男子ゴルフ松山英樹選手の米国マスターズトーナメントの勝利に対する祝意がバイデン大統領から述べられました。アジア人初の優勝という歴史的快挙とともに、早藤将太キヤディーの礼儀あふれる振る舞いも世界から大きな称賛を浴びています。

今、世界が試練に直面する中、東日本大震災を乗り越え、スポーツを通じた希望と感動を世界の皆様にひとしくもたらすであろう日本開催の東京オリンピック・パラリンピックが、まさに人類の英知と平和の象徴となることを心からお祈りを申し上げ、私の質疑といたします。

ありがとうございました。(拍手)

米国による対北朝鮮政策の見直しの結果については、我々日本人の美德であり、また外交上の要諦でもあると考えます。

男子ゴルフ松山英樹選手の米国マスターズトーナメントの勝利に対する祝意がバイデン大統領から述べられました。アジア人初の優勝という歴史的快挙とともに、早藤将太キヤディーの礼儀あふれる振る舞いも世界から大きな称賛を浴びています。

今、世界が試練に直面する中、東日本大震災を乗り越え、スポーツを通じた希望と感動を世界の皆様にひとしくもたらすであろう日本開催の東京オリンピック・パラリンピックが、まさに人類の英知と平和の象徴となることを心からお祈りを申し上げ、私の質疑といたします。

ありがとうございました。(拍手)

会派を代表し、ただいま議題となりました総理の訪米報告について質問いたします。

菅総理、ワシントンへのとんぼ返りの出張、お疲れさまでございました。

ただ、総理が日本を留守にしている間、新型コロナウイルス感染症の爆発的拡大や、自民党幹事長のオリンピック中止の可能性発言の波紋、さらには福島第一原発の処理水の問題等々、国内は重要な問題が山積した状況でした。

もちろん、コロナ禍によって世界情勢が激変の中、日米両国首脳が直接会談を行う意義は大きく、特に我が国の外交、経済、安全保障政策にも大きな影響を及ぼす中国、北朝鮮への対応についても協議できたことは極めて重要です。それでも、幾つか押さええておきたいポイントがありますので、そこを中心にお聞きしたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症の拡大について

三月の緊急事態宣言の解除後も感染者が急増しております、極めて深刻な状況となっているのは御存じのとおりです。政府の分科会の尾身会長は、いわゆる第四波と言つて差し支えないと思うとも発言していますが、現在の状況は既に第四波に入つたと言えるのではないでしょうか。

また、総理は、緊急事態宣言の発出について、ワシントンでの記者の質問に、まん延防止等重点措置を始めてからまだ二週間たっていない、状況を見ての判断になるとお答えになつていますが、まだなんぞそんな悠長なことは言つていられない切迫した状況です。ここはすぐくとも緊急事態宣言を発出すべきだと思いますが、いかがでしょうか。総理、御答弁願います。

総理は、ワシントンでファイザー社のブーラCEOと電話で会談し、ワクチンの追加供給を受けることで実質的に合意したことですが、一つ疑問なのが、なぜワシントンでの電話なんですか。会うんだつたら分かりますよ、アメリカ

で。電話ならば東京ですりやいいじゃないですか。何もわざわざアメリカまで行って、限られた大切な時間を使うよりは、官邸で電話すれば、ワクチン大臣や厚労大臣もそばに一緒にいて、よっぽど充実した会議になるのではないでしようか。

それでもなくとも、人口百人当たりのワクチン接種回数ではOEC D三十七か国中で三十七番目、最下位ですよ。情けない状況であるわけで、なぜアメリカ今まで行って会わないで電話なのか、納得できる答弁、お願ひいたします。

また、その際、ワクチン代金をもつと上積みするとかおつしやつたのでしょうか。追加のお願いをするのであれば、何らかの追加料金を支払うのが当たり前ですが、具体的な金額はここでは話せないかもしませんが、せめて、金額の話が少しでも出たのか、追加の供給数量はどれぐらいになりますのでしようか、御答弁願います。

総理は、九月までに供給されるめどが立つたと考えていると述べましたが、外務省のホームページ

では、先方が確実かつ迅速な供給及び追加供給に向けた協議を迅速に進めることを含め、日本政府と緊密に連携したいとの発言があつたとされているわけですが、相手は連携しますとは言つてはいるようですが、九月なんて一言も書かれていません。これ、実際に先方が九月の供給を確約したんでしようか。國民が一番関心を持つている件について、なぜ外務省のホームページには書かれていらないのか、総理がそう受け止めたのか、それともファイザー社が明言し合意したのか。ちなみに、ファイザー社のブーラCEOは、四月十九日の自身のツイッターで、ヨーロッパに対し一億回分追加供給すると明言しておりますが、事実関係を明確に御答弁願いたいと思います。

さらには、自民党的下村政調会長は、十九日の党の会合で、ワクチン接種について、残念ながら自治体によつては医療関係者の協力が足らず、六十五歳以上に限定しても今年いつぱいか、場合によつては来年まで掛かるのではないかと発言した

ときれています。高齢者の方々ですら九月どころか来年なんて話まで出てきています。河野大臣も

しかりですが、いろいろな責任ある方々がばらばらな発言をすると、國民は一体何を信じていいのか混乱するだけです。

ただ、総理は、ワクチンの供給量とスケジュール、そして接種の完了が医療従事者、高齢者、一般国民の皆さん、それぞれになるのかに関しても、政府としての正式な見解を、この際、明らかにしていただきたいと思います。

総理、ワクチンの大統領は、安全、安心なオリパラ大会を開催するための菅総理の努力を支持するとなつておりますが、ここで疑問なのは、安全、安心なオリパラ大会の開催を支持するではなくて、わざわざ回りくどく、開催するための菅総理の努力を支持するとなつています。この言い回しですと、開催 자체は支持しているかどうか言及しないが、菅総理は頑張っているから、その努力は認めようということに取れなくはないで

すし、私がテレビで見た範囲内では、ゴルフの松山選手についてお祝いの言葉がありました。この

努力は認めようということに取れなくはないで

すが、用意しておくのが開催国としての責務だ

と思いますが、様々なシナリオはあると思います。

シナリオを用意したくないという気持ちは分かります。また、中止はしないが無観客と

か、ほかにも様々なシナリオはあると思います。

菅総理にお伺いします。

菅総理、ワクチンの大統領の口からオリンピックに関し直接の言及はなかつたようです。この辺り、どうなつているんでしょうか。開催の可否とか選手団を送るかどうかについて直接の言及があつたのか、総理、御答弁願います。

総理は、三月二十六日の参議院予算委員会で、私が、バイデン大統領に会つたらオリンピックに招待するかとの質問に、総理は、当然そういうことになると答弁されています。招待した結果はどうだつたんでしょうか。総理、お答えください。

北朝鮮の体育省は、東京オリンピックについて、新型コロナウイルスによる世界的な保健の危機的状況から選手たちを守るためにして参加しない方針を明らかにしました。北朝鮮のオリンピック不参加について、IOCに正式に連絡はあつたのでしょうか。あるいは、日本の組織委員会に来ないということを明示的に連絡は來ているのでしょうか。オリンピック担当大臣から御説明ください。

北朝鮮の東京オリンピック不参加の理由が新型コロナウイルスから選手たちを守るためにあるとされるのであれば、北朝鮮のみならず、発展途上国

の選手団が安全に日本に渡航し、安心して競技に

参加して帰国できるようウイルス対策、例えばワクチン提供などについてどのようにお考えか、

オリオリンピック大臣、お聞かせください。

菅総理は、昨年十一月五日の予算委員会における私の質問への答弁で、東京オリンピックの際に金正恩委員長と会談することをいい機会だと思うとお答えになりました。当然これは拉致問題を念頭にして答弁されたものと思いますが、北朝鮮が東京オリンピックへの不参加を表明したことについてはどうに感じられたんでしょうか、お伺いいたします。

今回の共同声明では、日本が中国と一九七二年、国交正常化し、首脳間の文章としては初めて台湾海峡の平和と安全の重要性を日米が確認すると明記し、台湾に触れました。さらに、日本は同盟及び地域の安全保障を一層強化するために自らの防衛力を強化することを決意したという文言も入っています。この文言にはいささか驚きました。つまり、今回の声明によつて、台湾有事に備えた日米共同作戦を策定することが前提になるのではないかとの見方があります。

そこで、防衛大臣にお聞きしますが、本年三月、例の強行採決された安保法制の施行から五年を迎えた中で、この五年間で、安保法制により新設された自衛隊法第九十五条の二に基づき、米軍部隊の武器等防護をこの四年間、それぞれ何件実施し、合計何件になつたのか、お聞きします。

総理にお聞きしますが、台湾有事に備えた日米共同作戦計画みたいな内容を策定するおつもりがあるのかどうか、併せてお聞きいたします。

中国の海警船は、尖閣諸島で領海侵入を繰り返しており、今回の共同声明でもこの件を含めて中国に関する相当詳しくコメントをしております

が、日米両国は、中国との率直な対話の重要性を認識するとともに、直接懸念を伝達していく意図を改めて表明とも指摘しています。

日本は、中国と有史以来の深い歴史的関係を持ち距離的にも近い、まさにそういった観点から、粘り強く交渉を進める必要もあるわけで、中国の習近平国家主席とは、この文章をそのまま素直に読むと、面会することを意味すると思いますが、

いつ頃首脳会談をするおつもりでしようか。
韓国との関係については、日米韓三か国の協力の重要性について不可欠とコミットをしておりましたが、現在ぎくしゃくしている日韓関係について、総理としては現在の対韓国へのアプローチの仕方を変えるつもりがあるのか、お聞きしたいと

思います。

核兵器の先制不使用について、米国のオバマ政権が二〇一六年にこれを宣言することを検討した際には、対中抑止力の低下を懸念した日本政府が反対したことなどが宣言を断念した最大の要因だったこと、当時の外務省の政策担当者が証言したとする報道があります。実際、今回の共同声明にも、米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力を用いた日米安全保障条約の下での日本の防衛に対する支援がない支持を改めて表明したとなつております。

核兵器の先制不使用宣言は、現実的に核軍縮を前進させる一步として十分考慮に値する政策なのではないでしょうか。核廃絶を目指す、その取組をリードするというだけで、核兵器禁止条約には真っ向から反対している菅政権として、米国が核兵器の先制不使用を宣言することについて、菅総理はどのような認識なのか、お答えください。

米国政府による防衛装備品等の有償援助、FMSについてお伺いします。

これは、価格は米国側の見積りで、納期はあくまで予定、さらに支払も前払が原則であるといつた問題点が度々指摘されています。にもかかわらず、FMSによる調達金額は安倍内閣においてどんどん増加し、当初は約一千九百億円であつたものが、五年後の二〇一九年度は約七千億円にまで膨れ上がっています。

同じ年の十月に提出された会計検査院の報告書においては、FMSにおける問題事例が数多く紹介されています。例えば、P-2 戦闘機のコンピューターについて、二〇一七年度末の段階で四〇%が納入されてもおらず、中には九年経過して

も納入されていないものも見受けられたとされて

います。

コンピューターが九年も納入されないと一体どうしたことなんでしょうか。当時は最先端のコンピューターでも、九年たつたら最先端なんか到底言えません。例えば、菅総理が九年前に最新鋭として買ったガラケーがまだ届いていないようなもんです。

装備品買つたが、九年たつても納品されなくて困つていると菅総理はバイデン大統領に話しまして、どうですか。また、防衛大臣も、先日の2/2で同じ問題を提起されましたか。日本の内閣ス2で同じ問題を提起されましたか。日本の内閣総理大臣として言うべきことは言える関係こそ、健全な日米同盟のあるべき姿であると考えます

が、菅総理の答弁を求めます。

また、FMSに関連して、F-15についても同様です。岸防衛大臣は、四月十二日の決算委員会において、昨年末の時点で、F-15改修に係る初度費が当初見積りの八百七億円から何と三倍近くまで増加したことを明らかにしました。

このように、当初見積りの三倍近くの二千四百億円に高騰する一方、防衛省は三菱電機との間では二十二円や七十七円でそれぞれ契約したことが明らかになっています。このような防衛調達の現状は、普通の国民から見れば不自然極まりないものです。FMSを含めた我が国の防衛調達の在り方を根本的に見直すべきと考へますが、菅総理の見解を求めて

います。

今回、米国におけるアジア系住民に対するヘイトクライムを許さない姿勢など、日米両国が自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を共有したことは評価したいと思います。しかししながら、同じような現象がこの日本でも起き続けています。総理はこの件に関してどのように対策を取つもりか、お聞きします。

本年四月十二日、普天間飛行場の全面返還が発表されてから二十五年がたちました。現在、防衛省は、辺野古の埋立てに沖縄戦で激戦地となつた

この本島南部からの土砂調達を検討しています。

沖縄県南部地区は、沖縄戦で、軍人はもちろん、女学校の生徒たちが戦場に駆り出され、さらには老人から子供、赤ちゃんまでアメリカ軍の砲弾で多くの命が失われた場所です。そこには数多くの遺骨が残され、収集は今も続けられています。よりによってこの場所の土をアメリカ軍の新基地建設の土台にすることは、絶対にあつてはならぬことです。

四月十五日に沖縄県議会は、悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないことを求める衆参両院議長や総理宛ての地方自治法第九十九條の規定による意見書を、自民党、公明党を含め全会派一致で可決いたしました。

総理はこの意見書についてどのようにお感じになりましたか。総理の認識をお伺いいたします。

その土地は、御遺骨だけではなく、祖国のため心ならずも命を落とされた多くの方々の血が染み込んでいるのです。現在我々が享受している平和と繁栄が戦没者の方々の尊い犠牲の上に築かれていることに思いを致し、さらに、菅総理は、沖縄の皆さんの中に寄り添いと常々おつしやつています。そうであるならば、沖縄県民、御遺族に対し、総理御自身の言葉で、政治家として、少なくとも南部地区からの土砂の調達をしないと今日ここで明確に御決断、御答弁ください。本当に願いを根本的に見直すべきと考えますが、菅総理の見解を求めて

います。

最後に、私どもは、日米同盟を外交の基軸に、これを深化させつつ、日本がSDGs、感染症対策、核軍縮など国際的な重要課題においても主導的な役割を果たせるよう引き続き取り組んでまいりますことをお約束して、質問を終わります。

白真敷でございました。(拍手)

[内閣総理大臣菅義偉君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(菅義偉君) 白真敷議員にお答えをいたします。

新型コロナの感染状況の認識等についてお尋ねがありました。

現在の感染状況は、大阪、兵庫で急速に感染が拡大したほか、東京、神奈川、埼玉においても感染者数の増加が続くなど、強い危機感を持つて対応すべき状況にあると認識をいたしております。

また、大阪府から緊急事態宣言の要請がなされおり、状況を精査し、対策の中身も早急に検討して判断をしてまいります。

ファイザー社CEOとの電話会談及びその内容についてお尋ねがありました。

新型コロナの状況、ワクチン供給に係るファイザー社との調整の状況、先方の意向などを踏まえ、今回の訪米の機会に電話会談を実施することについてお尋ねがありました。

会談では、本年九月までに我が国の対象者に対して確実にワクチンを供給できるよう追加供給を要請し、先方からは、協議を迅速に進めたいとの話がありました。相手方の関係もあり、詳細は差し控えます。

当該電話会談の、事後対外公表についてお尋ねがありました。

会談後の外務省からの発表では、先方から、日本へのワクチンの確実かつ迅速な供給及び追加供給に向けた協議を迅速に進めることを含め、新型コロナ感染症の克服に向けて日本政府と緊密に連携していきたいとの発言があつたとしています。相手方の関係もあり、詳細は差し控えますが、会談でのやり取りを踏まえ、九月までにワクチンの供給がなされるめどが立つたと考えております。

ワクチンの供給量、スケジュール等についてお尋ねがありました。

医療従事者等については、五月十日の週の配送をもつて四百八十八万人を超える数量の配送が完了する見込みであり、速やかに接種していただきたいと考えています。また、高齢者については、四月十二日から優先接種が始まつており、六月末までは、高齢者全員のワクチンについて、自治体の需要に応じてお届けすることになつていています。

その中で、希望する全ての方への接種がいつ完了するかについては、実務を担当自治体の規模は様々であり、それぞれが作成した計画によるものと考えています。

ただし、高齢者への接種について、自治体とのやり取りにおいては、年内いっぱいまで掛かるといた情報は現時点では聞いておりません。

今回の訪米時の東京オリンピック大会に関する言及ぶりについてお尋ねがありました。

首脳共同声明における関連部分は会談でのやり取りを踏まえたものですが、会談においては、私からバイデン大統領に対し、今年の夏、世界の団結の象徴として東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を実現する決意を述べ、バイデン大統領からこの決意に対する支持を改めて表明いただきました。

首脳会談でのやり取りであり、これ以上の詳細については差し控えますが、いずれにしろ、東京大会の成功に向か、米国を始めとする参加国・地域と緊密に協力をしていくことをめざします。

東京大会とワクチン及び東日本大震災からの復興についてお尋ねがありました。

ワクチンについては、一日も早く全ての国民の皆さんにお届けできるよう、全力で取り組んでおります。東京大会は、ワクチンを前提としなくては安全、安心な大会を実現できるよう、選手や大会関係者の出入国や滞在中の検査、行動管理などの感染対策をしっかりと行つてまいります。

また、ALPS処理水の処分については、安全性を確実に確保した上で実施し、風評撲滅に向けてあらゆる対策を行うこととしております。

医療従事者等については、五月十日の週の配送をもつて四百八十八万人を超える数量の配送が完了する見込みであり、速やかに接種していただきたいと考えています。また、高齢者については、四月十二日から優先接種が始まつており、六月末までは、高齢者全員のワクチンについて、自治体の需要に応じてお届けすることになつていています。

思います。いずれにしろ、政府としては、東京大会に多くの国・地域に参加いただけるよう、感染対策含め、環境整備に努めていく考えであります。

台湾有事に備えた日米共同作戦計画についてお尋ねがありました。

日米両国は、二〇一五年に策定された日米ガイドラインの下で、共同計画の策定、更新を行つてきました。

中国との間には様々な懸案が存在しており、我習主席との会談についてお尋ねがありました。

中国としては、引き続きハイレベルの機会を活用して、中国との率直な対話をを行い、懸案を一つ一つ解決、また中国側の具体的な行動を強く求めていく方針です。ただし、現時点で習主席との会談について決まつてはいることはありません。

日韓関係の進め方についてお尋ねがあります。

北朝鮮への対応を始め、日韓、日米韓の三か国の連携は不可欠です。

他方、日韓関係は、現在、旧朝鮮半島出身労働者問題や慰安婦問題など非常に厳しい状況が続いているります。

両国間の懸案解決のためには韓国が責任を持つて対応する必要があり、韓国側からの具体的な提案を求めております。

今後とも、日韓関係を健全な関係に戻すべく、我が国の一貫した立場に基づき、韓国側に適切な対応を強く求めてまいります。

米国の核兵器の先行不使用についてお尋ねがありました。

核の先行不使用宣言は、あくまで一般論として言えば、全ての核兵器国が検証可能な形で同時に行わなければ有意義ではないと考えます。

現時点で、当事国の意図に関する何ら検証する手段がない核の先行不使用の考え方によ存するこ

とは、我が国安全保障を万全にする上で不適切と考えます。

FMSについては、未納入等の問題が指摘されました。

FMSについては、強い問題意識を持つて防衛大臣を含め様々なレベルから米国に働きかけを行つてきたところであり、大幅に改善されてきていると承知しています。

今般の日米会談における外交上のやり取りについてはお答えを差し控えたいと思います。しかし、このようなFMSの課題解決に向けた取組を行つてまいります。

防衛調達の在り方の見直しについてお尋ねがありました。

御指摘のF15の改修経費については、現在、日米間で協議中であり、また、三菱電機との調査研究に係る契約については、法令にのっとり行われているものと承知していますが、引き続き、防衛調達の改善、適正化に努めてまいります。

ヘイトクライムについてお尋ねがありました。

人種などによって差別が行われることは、いかなる社会にあっても許容されません。そのため、政府としては、外国人等の人権に関する動画の作成、配信、シンポジウムの開催といった啓発活動を行つております。また、刑事案件として取り上げるべきものがあれば、捜査当局において、法と証拠に基づき適切に対処するものと承知しています。

引き続き、外国人等に対する偏見や差別の解消に向けてしっかりと取り組んでまいります。

普天間飛行場の辺野古移設に係る埋立土砂についてお尋ねがありました。

変更承認後の埋立土砂については、県内と県外のどちらから調達するかも含め、現時点で確定していないと承知しています。

さきの大戦において悲惨な地上戦を経験した沖縄では、今もなお、厚生労働省と沖縄県で役割を

官 報 (号外)

分担して、戦没者の御遺骨の収集が進められております。御指摘の意見書にも述べられている御遺骨の問題は大変重要と考えており、こうしたこと踏まえて、埋立土砂の調達については防衛省が適切に判断するものと考えます。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(国務大臣丸川珠代君登壇、拍手)

○国務大臣(丸川珠代君) 東京オリンピック・パラリンピックに関してお尋ねがございました。

今年の夏に安全、安心な大会を実現するために、新型コロナウイルス感染症対策が極めて重要なあります。

先月の五者協議においては、東京大会における海外からの観客受け入れを断念することで合意したことになり、また、東京大会における観客数の上限については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室が示している国内イベントの上限規制に準じることを基本として、四月中に基本的な方向性を示すこととなつてあります。

大会開催の最終的な決定は、主催者であるIOC、IPCC、東京都、組織委員会が行うものであります。政府としては、内外の感染状況等を注視しつつ、様々なスポーツ大会における感染対策の取組や感染症専門家の知見も踏まえ、安全、安心な環境を確保することを最優先に準備を進めています。

北朝鮮のオリンピック不参加に関してお尋ねがございました。

北朝鮮体育省のウェブサイトにおいて、北朝鮮のオリンピック委員会が東京大会へ参加しないことを決定したことを表明したことについては承知しております。組織委員会に確認しましたところ、国際オリンピック委員会としては、北朝鮮側から正式な連絡は受け取っていないとの認識であるとの回答でした。いずれにせよ、東京大会の参加につきましては、まずはIOC、大会組織委員会等との間の調整を注視してま

ります。

海外から来日する選手団に対する感染症対策に關してお尋ねがございました。

昨年九月より、国、東京都、組織委員会によるコロナ対策調整会議において、アスリート、大会関係者、観客について、それぞれ出入国や輸送、会場等の行程ごとに感染対策の議論を進め、中間整理を取りまとめましたが、その後の世界的な変異株の問題など、大会を取り巻く環境の変化などにも対応した対策を現在検討しております。

昨今の世界の国際競技大会では、入国から出国まで一貫して選手団を外部から隔離するバブルという考え方で、出国前検査や入国時検査、滞在先や移動手段を限定するなどの厳格な行動管理、定期的な検査など、必要な防疫上の措置を講じて一般の人とは交わらない形で開催をされております。こうした中で得られる知見も踏まえつつ、全ての国のアスリートにとって安全、安心な環境を確保するために、実効的な対策を確実に実施をしてまいります。

政府としては、ワクチンの接種を前提としなくても安全、安心な大会を開催できるよう準備を進めてまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 石川博崇さん。
(石川博崇君登壇、拍手)

○石川博崇君 公明党の石川博崇です。

私は、ただいま議題となりました総理の訪米報告に関し、会派を代表して、菅総理に質問させていただきます。

バイデン大統領就任後、初の対面形式による首脳外交となつたこたびの日米首脳会談は、インド太平洋地域全体及び国際社会の平和と安全の礎である日米同盟を新たなステージへと押し上げました。自由で開かれたルールに基づく国際秩序の構築に向けた確固たる決意を表明するとともに、新型コロナ感染症や気候変動など、人類全体への脅威に対し、日米が国際社会をリードして取り組むことも明確に宣言し、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を共有する両国が、国際的平和と安定に今まで以上に貢献する意思を明確に示したことは大きな成果であり、高く評価したいと思います。また、菅総理とバイデン大統領との直接対話によって個人的な信頼関係を構築できた意義も極めて大きいものがあります。

今回の首脳会談を踏まえ、国際社会の平和と繁栄を築くため、今後の日米関係及び日米協力をどのように深化させていくのか、総理の基本的な考え方を伺います。

インド太平洋地域及び我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中において、これまでFMS調達については、未納入を始め様々な課題がありますが、改善に向け取り組んできた結果、全体としては、令和元年度末の未納入額は前年度から半減し、御指摘のあつたF-2の通信電子機器の構成品についても契約を改め、現在は更新された機器の納入が順調に進んでいます。(拍手)

題がありますが、改善に向け取り組んできた結果、全体としては、令和元年度末の未納入額は前

年度から半減し、御指摘のあつたF-2の通信電子機器の構成品についても契約を改め、現在は更新された機器の納入が順調に進んでいます。

わたって強化されdeg;きました。

今回の会談では、この日米同盟が揺るぎないものであり、自由で開かれたインド太平洋、そして自らの防衛力の強化を決意し、米国は日米安保条約の下での日本の防衛への搖るぎない支持を改め表明。さらに、困難を増す安全保障環境に即した抑止力と対処力の強化、サイバー、宇宙を含む全ての領域を横断する防衛協力の深化、拡大抑止の強化にもコミットをいたしました。

こうした日米同盟強化の大きな進展は、我が国及び地域を取り巻く厳しい安全保障環境を具体的にどのように改善させることにつながるのか、総理の認識を伺います。

今回示された強固な日米同盟へのコミットメントは、専守防衛、非核三原則といった我が国が戦後一貫して歩んできた平和国家としての基本方針にも完全に合致した内容であると考えます。今後、日米同盟を重視するバイデン政権との間で安全保障協力を強化していく際、我が国の平和憲法の趣旨や5年前に成立した平和安全法制等の詳細について正確で率直な説明を継続し、計画の策定や現場での運用において日米の認識にそぞが生じないように努めることは極めて重要と考えます

が、併せて総理の認識を伺います。

今般の共同声明では、台湾海峡に関する記述が五十年ぶりに明記されました。また、東シナ海や南シナ海における中国の力による現状変更の試みや他者に対する威圧への反対、香港及び新疆ウイグル自治区における人権状況への深刻な懸念が示されたことは評価いたします。

一方で、台湾海峡については両岸問題の平和的解決が強調され、また、中国との率直な対話の重要性や、共通の利益を有する分野での中国と協働する必要性について、日米で認識を一致させたこ

とには重大な意義があると考えます。

今般の共同声明でこのような表現を盛り込んだ意図について、総理の御所見を伺います。

また、我が国にとり最大の貿易相手国であり、最も重要な二国間関係の一つである日中関係は、地域のみならず、国際社会全体の平和と安定にとって極めて重要です。

今回の日米首脳会談を踏まえ、今後、政府として中国との関係をどう進めていくのか、総理の御所見を伺います。

今回の首脳会談では、二十一世紀にふさわしい新たな協力分野として、生物学的大惨事への備えを挙げ、健康安全保障、ヘルスセキュリティの推進、将来の公衆衛生危機への対応及びグローバルヘルスの構築を推進することとし、とりわけ新型コロナ感染症への対処に両国が協力を強化することとなりました。その中にはCOVAXファシリティへの支援も含まれますが、これまで途上国向け枠組みに対して、米国はバイデン政権発足後、既に二十五億ドルを拠出しているのに対し、我が国はいまだ二億ドルと見劣りしています。六月には我が国がGaviと共にCOVAXワクチンサミットが予定されておりますが、不足している十七億ドルの資金ギャップを埋めるためにも、我が国の主導的な役割が求められます。総理の御所見を伺います。

バイデン政権が最重要課題と位置付ける気候変動についても踏み込んだ議論が行われました。共同声明では、日米気候パートナーシップの立ち上げで合意し、二〇五〇年カーボンニュートラル目標と整合的な形での二〇三〇年までの行動にコミットしました。今後、我が国は米国とともに、明日予定される気候変動サミットや本年十一月のCOP26等において積極的に議論を主導していくべきでございます。

明日の気候変動サミットでは、訪米前に公明党として総理に直接申し入れたところ、我が国の二

〇三〇年温室効果ガス削減目標の大幅な引き上げを明言するなど、野心的な気候変動対策を主張すべしと考えますが、総理の御決意を伺います。

米国のジョン・ケリー気候問題特使が先日訪中し、気候変動問題については米中が協力して取り組むことで合意いたしました。中国は世界のCO₂排出量の約三割を占め、最大の排出国であることから、中国のこの問題での貢献は不可欠です。

中国は二〇六〇年に排出ゼロとする目標等を掲げていますが、その前倒し実施などについて、我が国としても積極的に働きかけを強化すべきと考えますが、総理の見解を伺います。

今般の日米首脳共同声明には、両国が半導体を含む機微なサプライチェーンについても連携することが盛り込まれました。産業の米とも呼ばれる半導体は、現在、新型コロナ感染症の拡大によるデジタル化の国際的な進展、DXの必要性の高まりなどを背景に深刻な供給不足の状況にあり、我が国が自動車メーカーが一部工場の稼働停止を決定するなど、甚大な影響が出ております。

かつて世界のトップシェアを誇った我が国の半導体産業は一九九〇年代以降、地位を低下させ、また、近年は米中技術競争の対立など経済安全保障の環境の変化を始め劇的な構造変化に直面しています。今後、「デジタル化の進展で市場拡大が見込まれるロジック半導体やメモリー半導体は米国、韓国、台湾勢が席巻しており、我が国企業は残念ながら存在感を示せておりません。

今こそ半導体産業の国家的な戦略の構築が不可欠であると考えますが、今回の日米首脳会談を受けて我が国としてどのように取り組むのか、総理の御所見を伺います。

最後に、我が国は、激動の世界情勢の中で、これまで一貫して強固な日米関係を構築し、日米同盟を基軸としつつ、世界的平和と繁栄に寄与してきた。今回も日米同盟を基軸としつつ、日本の憲法や法制、平和国家としての基本方針との関係についてお尋ねがありまし

した歴史的な一幕であつたと考えます。国際協調主義とルールに基づく国際秩序を重視するバイデン政権の誕生を受け、これまで対立と分断が進む傾向にあった国際社会に対話と協調の流れが生まれ、加速することを期待してやみません。

国際社会の平和と安定の構築に向けた外交を推進する総理の御決意を伺い、私の質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣菅義偉君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(菅義偉君) 石川博崇議員にお答えをいたします。

今後の日米関係などについてお尋ねがあります。今回の会談を通じて、インド太平洋地域への米国とのコミットメント、そして日米同盟の結束を国際社会に力強く示すことができたと考えています。

また、日米両国は互いに不可欠なパートナーであることを確認し、グローバルな課題への対応における多国間の取組を主張していく決意を打ち出しました。

こうした首脳会談の結果を踏まえ、バイデン大統領とともに、自由で開かれたインド太平洋の具体化を主導するとともに、日米同盟を更に強化していくといった考えます。

日米同盟の強化が安全保障環境に与える影響についてお尋ねがありました。

首脳会談においては、日米同盟はインド太平洋地域のみならず、世界的平和と安全の礎であり、その重要性がかつてなく高まっていることを確認しています。そのような中、日米両国が日米同盟を強化し、共通の安全保障上の課題に共に取り組むことが自由で開かれたインド太平洋の推進や地

域の平和と安全、ひいては国際秩序の維持に寄与するものと考えております。

私が共催するこのサミットでは、国際社会の連帯の確認とともに、COVAXファシリティが

必要とする資金目標を達成し、途上国に安全性、有効性、品質が保証されたワクチンを公平に、よ

り、御指摘の我が国憲法の趣旨やその下で制定をされた平和安全法制についても日米間の認識は一致をいたしております。

厳しい安全保障環境の中で、日米同盟の抑止力、対処力は一層重要ななりつており、政府としては、引き続き米国と緊密に連携し、これを一層強化をしてまいります。

中国との関係などについてお尋ねがあります。中国との安定した関係は、日中両国のみならず、地域及び国際社会の平和と繁栄のためにも重要なことです。

中国との関係などについてお尋ねがあります。中国との安定した関係は、日中両国のみならず、東シナ海や南シナ海における力、対処力は一層重要ななりつており、政府としては、引き続き米国と緊密に連携し、これを一層強化をしてまいります。

中国との関係などについてお尋ねがあります。中国との関係などについてお尋ねがあります。

中国との安定した関係は、日中両国のみならず、東シナ海や南シナ海における力、対処力は一層重要ななりつており、政府としては、引き続き米国と緊密に連携し、これを一層強化をしてまいります。

中国との関係などについてお尋ねがあります。中国との安定した関係は、日中両国のみならず、東シナ海や南シナ海における力、対処力は一層重要ななりつており、政府としては、引き続き米国と緊密に連携し、これを一層強化をしてまいります。

り多く届けることを重視しております。我が国としては、できる限りの貢献をしていくとともに、各国に資金ギャップを埋めるための貢献を呼びかけ、国際社会と連携してサミットの成功に向けてしっかりと準備をしていきます。

気候変動対策についてお尋ねがありました。御指摘の二〇三〇年削減目標については、明日二十二日に予定をされる気候サミットを一つの節目として判断したいと考えており、その方向で現在検討を行っています。二〇五〇年カーボンニュートラルと整合的で、世界の物づくりを支える国として次なる成長戦略にふさわしい野心的な目標としていることで、我が国が世界の脱炭素化のリーダーシップを取つてまいります。

気候変動問題への対応政策についてお尋ねがありました。

気候変動問題への対応については、世界最大の温室効果ガス排出国である中国による取組は不可欠です。我が国としては、脱炭素社会の実現に向けた更なる取組を進め、含め、中国が大国としての責任を果たしていくよう働きかけてまいりました。

半導体産業に関する戦略構築についてお尋ねがありました。

デジタル化が進む中で、サプライチェーン強靭化の観点から、半導体の安定供給というのは日米両国にとって共通の課題となっています。先日の首脳会談では、日米競争力・強靭性パートナーシップの立ち上げを合意しました。

これを受け、信頼性の高い半導体のサプライチェーン構築のために、日米で重要技術の育成、保護に関し協力を進めてまいります。また、国内外の力を結集した半導体戦略を策定し、実行に移してまいります。

日米で国際社会の対話と協調の流れを進める決意についてお尋ねがありました。

日本は、地域を超えるグローバルな課題についても重要な責任を有しており、ポストコロナの

ルール作りと共に主導していく立場にあります。首脳会談の成果として発出した日米首脳声明、共に資金ギャップを埋めるための貢献を呼びかけ、国際社会と連携してサミットの成功に向けてしっかりと準備をしていきます。

気候変動対策についてお尋ねがありました。御指摘の二〇三〇年削減目標については、明日二十二日に予定をされる気候サミットを一つの節目として判断したいと考えており、その方向で現在検討を行っています。二〇五〇年カーボン

ニュートラルと整合的で、世界の物づくりを支える国として次なる成長戦略にふさわしい野心的な目標としていることで、我が国が世界の脱炭素化のリーダーシップを取つてまいります。(拍手)

ルール作りと共に主導していく立場にあります。首脳会談の成果として発出した日米首脳声明、共に資金ギャップを埋めるための貢献を呼びかけ、国際社会と連携してサミットの成功に向けてしっかりと準備をしていきます。

今後とも、新型コロナ、気候変動問題を始めとするグローバルな課題での日米の連携協力を進めます。

○議長(山東昭子君) 浅田均さん。

(浅田均君登壇、拍手)

○浅田均君 日本維新の会 浅田均でございます。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました米国訪問に関する報告について、菅総理に質問します。

我が党は、外交・安全保障で日米同盟を基軸としつつ、我が国の防衛力と政策を強化し、主権と領土を自力で守る国家の自立という理念を掲げております。

総理の米国訪問に関する報告についてお尋ねする前に、総理が国家の独立、主権、自由に関しどのように考えをお持ちなのか、お尋ねします。

独立と平和を守ることが国の目的です。国家は

独立したものであり、だからこそ主権を有し、それが自国の主権を維持し、他国に依存せず、他国と対等であり、世界に対しては自由な立場です。自衛隊法には、自衛隊は、我が国の平和と独立を守

り、國の安全を保つため、我が國を防衛することを主任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとすると明確に書かれてあります。ところが、現行憲法には独立という言葉があります。主権という言葉は前文に二回使用されておりますが、いずれも國の独立とは関係のない文脈で使われています。自由という言葉も第十二条の重要性を強調するとともに、両岸問題の平和的解決を促すと書かれましたが、香港で起きていることを知る台湾がこれに同意するわけがありません。

せん。

第九条に問題があることは事実ですが、その前提となる国家の独立、主権、自由が書かれていないことが現行憲法の問題点であると考えますが、総理はどうお考えですか。

日本の独立と平和を目指すためには、一極秩序、二極秩序、多極秩序、あるいは無極混沌のいずれが望ましいと考えるのか。

一般的に言うと、一極を中心によつまつた秩序が平和のためには望ましい。しかし、一極はその極の独占を許し、それが各極の独立を脅かすことになります。無極となれば、各國は完全に独立することになりますが、世界秩序は混沌となり、各國は戦い続けるを得ず、世界の平和も各國の平和もなくなります。

日本が米国一極を望んでも、米中二極となる可能性は否定できません。そうなるとき、我が国は日米同盟を維持しつつ、中国とのような関係を構築すべきと考えるのか、総理のお考えをお聞かせください。

日本で自由で開かれたインド太平洋の具体化を主導するとあります。日本が主導した理念が日米で共有されることには高く評価したいと思いますが、その自由で開かれたインド太平洋の具体化とは何を意味するのか、ASEAN、豪州、インドを始めとする他の国々・地域とも具体的に何をどうするのか、御説明ください。

習近平主席は、二〇一二年に中国共産党中央委員会總書記に選出されたときから、中華民族の偉大な復興の実現が中華民族の夢であると繰り返し述べております。二〇一九年の演説では、一国二制度は國家統一にとって最良の方法であると述べる一方、武力行使の放棄を承諾しない、全ての措置を選択肢として保留するとも述べています。

日米首脳共同声明でも、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、両岸問題の平和的解決を促すと書かれましたが、香港で起きていることを知る台湾がこれに同意するわけがありません。

ん。そうすると、中国は台湾を武力併合するしかありません。この点に関する総理の見解を伺います。

中国が狙う沖縄県の尖閣諸島は、台湾と一緒にあります。中国にとって台湾と尖閣は

太平洋に進出するためには必ず確保すべき戦略的要衝であります。尖閣侵略と台湾侵略は一連のものと見られます。

中国が海警局に武器使用を認め

る國際法違反の海警法を制定したのはその布石で

あることは間違ひありません。

しかし、それと同時に、尖閣は一九六〇年日米安保条約の下で射爆場として使われていたという

事実も忘れてはなりません。尖閣はアメリカに

とつても間違ひなく日本の領土なのです。

バイデン大統領から日米安保条約第五条の尖閣

諸島への適用を含む米国による日本の防衛へのコ

ミットメントが改めて示されたということは、尖

閣が日本の領土であるとアメリカが認めていると

いう理解で間違いないのか、総理の認識をお示し

ください。

中国が台湾を取りに行つたらどうなるのか。アメ

メリカは台湾防衛に動くでしょう。それは、台湾

海峡で中国軍を阻止することを意味します。つま

り、台湾がまだ中国に取られていないときにアメ

リカが助けに行くことです。

ところが、アメリカが行く前に中国が台湾を取つていたら、アメリカは数万人の兵隊の流血を覚悟してまで取り返しに行くでしょうか。多分行かないでしよう。

中国もアメリカとは戦争をしたくない。核戦争になるでしょうから。したがって、中国の狙い

は、短時間で台湾を降伏させて、自分たちの支配下に置いてしまうことだと思われます。ミサイルの飽和攻撃で台湾の戦意をなくし、降伏させる。

中国にとって、そのときの台湾政府が中国寄りで

あることは重要なことなのです。

その場合、日本と中国の軍事衝突の可能性があ

ります。だから、日本の外交目標は何かという

と、中国をその気にさせないことです。そのためには対話が必要です。ただし、それだけでは十分ではない。軍事的な対応も必要です。それが抑止力です。そこで、日中対話と抑止力に関し、以下七点質問いたします。

一、日米首脳共同声明で、中国との率直な対話を必要性を確認したとありますか、日米両国はそれぞれ中国との率直な対話をどのように始めるのですか。

二、抑止力を高めるため、海上保安庁法の二条に海上における主権侵害行為の鎮圧を加える考えはありませんか。

三、有害通航に対する危害射撃の可能性を法律、海上保安庁法、領海法に明記すべきではありませんか。

四、今述べた一、三等により、海上保安庁を更に強化すべきではありませんか。

五、日中漁業協定の暫定措置水域等の設定が有効なら、尖閣諸島の周辺十二海里も日中漁業協定の適用対象とすべきではありませんか。

六、中国は、自國の領海法が国連海洋法条約に拘束されない旨を付記しています。我が国も同様の領海法の改正が必要ではありませんか。

七、日米首脳共同声明で、日本の防衛力の強化への決意を述べてありますが、同盟及び地域の安全保障を強化するための防衛力とは何を指しますか。

次に、日米競争力・強靭性パートナーシップについて質問します。

競争力・イノベーション分野だけを見ても、完全でオープンな5Gネットワークから始まって先端的なICT研究、実証、普及に対する投資、日本両国のパートナーのサイバーセキュリティ能力の構築、半導体を含むサプライチェーン、デジタル経済の推進、国際標準策定、ゲノム解析、量子科学技術等まで多岐にわたります。これらの分野のパートナーシップをどのような段取り、枠組みで推進していくのか、お答えください。

次に、日米気候パートナーシップについてお尋ねします。

パリ協定の国際的な実施に向けて、日米気候パートナーシップはどのように協働していくのか。また、二〇五〇年のカーボンニュートラル実現に向け、二〇三〇年までに確固たる行動を取ることにコミットするならば、二〇三〇年目標NDCをする必要がありますが、二〇三〇年目標NDCをどうするのか、お答えください。

最後に、東京オリンピック・パラリンピックについて、世界の団結の象徴として開催を実現する決意を述べられたのに対し、バイデン大統領が支持表明したということは、アメリカの参加は確実という理解でよいのか総理にお尋ねして、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣菅義偉君登壇、拍手) ○内閣総理大臣(菅義偉君) 浅田均議員にお答えをいたします。

国家の独立、主権、自由に関する考え方についてお尋ねがありました。

我が国の主権、独立を維持し、領域を保全し、国民の生命、身体、財産の安全を確保すること、そして、豊かな文化と伝統を継承しつつ、自由と民主主義を基調とする我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うすること、それが我が国のこととします。

憲法は国の中でも、日本国憲法についてお尋ねがありました。

競争力・イノベーション分野だけを見ても、完全でオープンな5Gネットワークから始まって先端的なICT研究、実証、普及に対する投資、日本両国のパートナーのサイバーセキュリティ能力の構築、半導体を含むサプライチェーン、デジタル経済の推進、国際標準策定、ゲノム解析、量子科学技術等まで多岐にわたります。これらの分野のパートナーシップをどのように段取り、枠組みで推進していくのか、お答えください。

続き国際社会の平和と安定の実現に一層積極的な役割を果たし、我が国にとって望ましい国際秩序や安全保障環境を実現していく必要があります。

とりわけ、日米同盟は日本の外交・安全保障の基軸です。今回の首脳会談でも一致したとおり、日米同盟はインド太平洋地域の平和と繁栄の基礎です。

同時に、中国は世界第二位の経済大国であり、日本にしても重要な隣国です。日米同盟を基軸としつつ、中国と安定的な関係を築いていく考えです。日中両国には様々な懸案が存在しますが、ハイレベルの機会も活用しつつ、主張すべきは主張し、具体的な行動を強く求めていきます。その上で、共通の諸課題の解決に向けて連携してまいります。

自由で開かれたインド太平洋の具体化についてお尋ねがありました。

我が国としては、インド太平洋地域において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序の実現により、地域、世界の平和と繁栄を確保することが重要と考えています。このような自由で開かれたインド太平洋の実現のために、連結性・質の高いインフラ、ガバナンス強化、海洋安全保障といった様々な分野で具体的な協力を進めてけています。

さらにも、先方との関係もあり差し控えますが、いざれば、先方との関係もあり差し控えますが、いざれば、尖閣諸島に関するこれ以上のやり取りの詳細は、先方との関係もあり差し控えますが、いざれば、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在せず、また、米国政府はこの我が国の立場を十分理解し、尖閣諸島をめぐる情勢について、我が国側に立つて緊密に連携していくことの立場であると理解しております。

今回の共同声明に関する中国との関係及び海上保安庁の強化についてお尋ねがありました。

今回の首脳会談では、ルールに基づく国際秩序に合致しない中国の行動について懸念を共有したこと、また、普遍的価値を擁護しつつ、国際関係における安定を追求していくことで一致をいたしました。今後とも、米国と強固な信頼関係の下で様々な協力を進め、適切な機会を捉えて中国が大国としての責任を果たしていくよう働きかけていきます。

同時に、政府として、我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜くとの決意の下、冷静に毅

が当事者間の直接の対話によって平和的に解決されることを期待するとの方針は一貫しています。

今回の会談においても、台湾海峡の平和と安定の重要性と两岸問題の平和的解決を日米首脳間で確認したことにより、我が国の從来からの立場を日本共通の立場として、より明確にすることができました。我が国として、引き続き两岸関係の推移を注視してまいります。

尖閣諸島をめぐる状況についてお尋ねがありました。

会談において、私とバイデン大統領は、日米安保条約第五条が尖閣諸島に適用されること、また、同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを確認をいたしました。これは、同盟の抑止力を引き続き維持強化するとのバイデン大統領の意思を改めて明確にするものであり、非常に意義があると考えます。

尖閣諸島に関するこれまでのやり取りの詳細は、先方との関係もあり差し控えますが、いざれば、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在せず、また、米国政府はこの我が国の立場を十分理解し、尖閣諸島をめぐる情勢について、我が国側に立つて緊密に連携していくことの立場であると理解しております。

今回の共同声明に関する中国との関係及び海上保安庁の強化についてお尋ねがありました。

今回の首脳会談では、ルールに基づく国際秩序に合致しない中国の行動について懸念を共有したこと、また、普遍的価値を擁護しつつ、国際関係における安定を追求していくことで一致をいたしました。今後とも、米国と強固な信頼関係の下で様々な協力を進め、適切な機会を捉えて中国が大国としての責任を果たしていくよう働きかけていきます。

同時に、政府として、我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜くとの決意の下、冷静に毅

官 報 (号 外)

然と対応していきます。海上保安庁の体制強化を図るとともに必要に、同庁と警察機関、自衛隊とも連携しつつ、現行の法制の下で適切に対応してまいります。

日中漁業協定及び領海法についてお尋ねがありました。

日中漁業協定は、それぞれの排他的經濟水域における漁業秩序を確立するため締結されたものであり、領海は適用対象外となっています。

そもそも、尖閣諸島は歴史的にも國際法上も疑いのない我が國固有の領土であり、現に我が国はこれを有効に支配しています。尖閣諸島の周辺の十二海里は当然に我が國の領海であり、日中漁業協定の対象とは考えておりません。

また、我が国が批准した國際条約と整合しない国内法を整備することは適当ではなく、御指摘のような領海法改正が必要であるとは考えておりません。

日本の防衛力の強化についてお尋ねがありました。

共同声明に言う同盟及び地域の安全保障を強化するための防衛力とは、現防衛大綱に基づいて、宇宙、サイバー、電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合した多次元統合防衛力を指しております。

政府としては、この多次元統合防衛力の構築を引き続き推進することで自らを守る体制を抜本的に強化をし、日米同盟の抑止力、対処力を一層強化していく考えであります。

米国との競争力・イノベーション分野における協力についてお尋ねがありました。

今回の首脳会談で打ち上げに、立ち上げに一致した日米競争力・強靭性パートナーシップの下で、今後、日米両政府は、競争力・イノベーション、コロナ対策・グローバルヘルス、グリーン成長・気候変動の三つの柱の下で、包括的な協力を推進していくことになります。

今後、このパートナーシップに基づき、日米共

通の優先分野であるデジタルや科学技術における競争力とイノベーションの推進などを通じて、両国間で連携協力を深めていく考えであります。

日米気候パートナーシップ及び二〇三〇年目標についてお尋ねがありました。

先週の日米首脳会談では、気候変動に関する日米間の協力枠組みとして日米気候パートナーシップの立ち上げを発表しました。このパートナーシップの下、パリ協定の実施、クリーンエネルギー協力を通じ、日米両国が國際社会の取組を積極的にリードしてまいります。

御指摘の二〇三〇年削減目標については、明日二十二日に予定される気候サミットを一つの節目として判断したいと考えており、その方向で検討いたしております。

二〇五〇年カーボンニュートラルと整合的で、世界の物づくりを支える国として次なる成長戦略にふさわしい野心的な目標として、我が国が世界の脱炭素化のリーダーシップを取っていきます。

米国の東京大会への参加についてお尋ねがありました。

会談では、私からバイデン大統領に対し、今年の夏、世界の団結の象徴として東京オリンピック競技大会の開催を実現する決意述べ、大統領からはこの決意に対する支持を改めて表明いただきました。

米国選手団の派遣については、米国のオリパラ委員会によつて判断されるものと承知をしております。

いざれにしろ、政府としては、米国含む多くの国・地域に東京大会に参加いただけるよう、感染対策を含め、環境整備に引き続き努めてまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 棕葉賀津也君登壇、拍手)

○棕葉賀津也君 私は、国民民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました帰朝報告に對し、菅総理大臣に質問します。

今回のバイデン大統領との日米首脳会談は、日本を取り巻く安全保障環境において歴史的な会談となりました。

しかしながら、菅総理がバイデン外交の一一番乗りとなつたことは評価に値しますが、これを対日重視の表れと手放しで喜ぶのは誤りです。バイデン大統領が日米会談を最優先したのは、ひとえに米中対立の構図の中で地政学的要因も含め鍵となるのが日本であり、日本が覚悟を持って同盟の羅針盤を共有できるかを迫るためです。中でも、安全保障上のリスクは深刻で、台湾海峡や尖閣諸島を含む我が国周辺の軍事的緊張はかつてないほど高まっています。共同声明に台湾を五十二年ぶりに明記したのも、我が国を曖昧戦略から決別せらるためにはかなりません。

首脳会談と時を同じくして、岸防衛大臣は、陸上自衛隊の与那国駐屯地を視察しました。日本最西端の与那国島は台湾から百十キロ、尖閣から五百キロに位置し、沿岸監視隊百六十名が任務に当たっています。防衛大臣は、國際社会の安定に台湾の安定が重要であると訓示をし、南西地域の防衛強化を約束しました。中国に言うべきことははつきり言つていくと総理が明言した日米首脳会談に合わせた防衛大臣のこの行動こそが、菅内閣の覚悟の表れだと認識します。

しかし、同時に、それはかつての西欧の同盟国が米ソ冷戦の最前線に立たされたように、今度は日本が米中対立の第一線に立たされることを意味すると思いますが、総理の御認識をお伺いします。

米国のデービッドソン・インド太平洋軍司令官は、今年三月九日の議会証言で、インド太平洋の軍事バランスは極めて厳しい状況にあり、中国が一方的に現状変更を試みるリスクが高まつています。

危機感を示しました。米国防省の調べでは、四年後の二〇二五年には中国軍の戦闘機は米軍の八倍、空母は三倍、潜水艦は六倍、戦闘艦艇は九倍に増えるとされているのです。

さらに、近年、我が国固有の領土である尖閣諸島において、中國海警船などが独自の立場を主張し、領海に頻繁に侵入、日本漁船を追尾するなど、主権の侵害を繰り返しています。本年二月一日には中国海警法を施行させ、海警局は準軍隊組織へと変容し、中央軍事委員会の指揮の下、武器の使用を含む防衛作戦を遂行することが可能となりました。専門家からは、中国が尖閣諸島を纂奪する計画の実行段階に入ったと警鐘が鳴らされています。総理の御認識をお伺いします。

中国は、日本の事情や法解釈に沿つた行動は取られません。日本にとっては主権の侵害であつても、中国にとつては、たとえそれが國際法に反する暴挙であつても、主権の回復なのです。目的実現のためには全ての手段を取る相手にどう対処するのか、現実的な具体策を検討すべきです。

厳しい現状下でも、海上保安庁は高い士氣を保ち、日々最善を尽くしてくださいことに心から敬意を表します。しかし、中国の可能行動に対する、現在の海保に与えられた権限で日本の主権を本当に守り切れるでしょうか。例えば、現行法による海保の中国船への対応は、警察権に基づくものに限られています。中国の海警船は七十六ミリ機関砲を搭載し、一万トン級の船舶も確認されています。もはや軍艦です。また、現行では、相手の水中侵攻上陸や空からの降下着陸には対応できません。日本の手のうちを研究している中国が、集団漁船や海上民兵などを使って、グレーバーをついてくる可能性が大です。海上保安庁に求められている任務と実態の乖離を認識し、海保、国境離島警備隊、そして自衛隊との連携のシームレス化が極めて重要です。総理、海保の任務実態への認識と、シームレス化への具体的な対応策をお示しください。

今年の夏までに、米国は、世界的な米軍の配備態勢を見直すグローバル・ポスチャーレビューを発表します。二〇〇六年にフイス国務長官、ラムズフェルド国防長官、麻生外務大臣、額賀防衛庁長官の2プラス2で承認された在日米軍のための日米ロードマップから十五年、また、在日米軍再編のうち、沖縄県内における土地の返還の行程を示す統合計画から八年が経過しました。

当時は、世界の関心が中東やアフガニスタンに集中していましたが、今や国際状況は一変しています。沖縄の基地負担軽減のためには統合計画の実施は必須です。他方、激変するパワーバランスや中国の拡張主義を見れば、必然的にロードマップの中身や行程が変わつてくるはずです。GPRの作成と並行して、日米がより連携を密に、新たな日米ロードマップを検討する段階に入っていると思いますが、総理の御認識をお伺いします。

米中の新冷戦と呼ばれていますが、かつての米ソと決定的に異なるのが経済です。米ソの冷戦時代と異なり、米中、日中共に経済的な相互依存は広範囲で深層的です。そのことをさまざまと認識させられたのが今回の新型コロナのパンデミックでした。

マスクやガーゼ、医療品や医療用防護服ばかりか、日用雑貨から自動車部品に至るまで、日本のサプライチェーンの過度な中国依存が露呈しました。以来、多くの業界で、生産拠点の国内回帰などでサプライチェーンを短くしたり、拠点をAS EAN諸国に分散するなど多元化を進めてきましたが、中国の産業集積は非常に深く厚く、中国に代替する国を見付けるのは容易ではありませんし、市場としての中国の重要性は全く変わらないなど、厳しい現実に直面しています。

また、深刻なのは、レアアースなどのアーメタルの分野です。レアアースは脱炭素に関連する素材としても需要が急激に高まっています。日本は、かつて九割あつたレアアースの対中国依存率

をこの十年間で何とか六割まで下げましたが、米国に至つてはいまだ八割の依存です。レアアースの脱中国依存に日米豪印のいわゆるQUADで協力を強化することが各国の首脳会談で確認されていますが、今後の具体的な見通しについて総理にお伺いします。

あわせて、半導体やAI、量子コンピューターや5G、6Gなどの技術開発や基準の管理もQUADなどの民主主義国家が戦略的に主導していく実施は必須です。一方で、沖縄の基地負担軽減のためには統合計画の実施は必須ですが、その具体策をお示しください。

今回の声明には、中国との信頼醸成のためのメッセージも数多く含まれています。例えば、台

湾の平和と安定に言及する一方で、両岸問題の平和的解決を促すとされています。総理、両岸問題の平和的解決とは何を意味し、具体的に何をされるのですか。

また、我が国としては、従来から、台湾をめぐるの問題が当事者間の直接の対話によって平和的に解決されることを期待するとの方針は一貫しています。

その上で、米中の間の通商問題や先端技術をめぐる競争、国際社会の様々な懸念事項における意見の対立は、両国のみならず、地域ひいては国際社会全体にも影響を及ぼしています。このような観点から、我が国としては、両国間の建設的な対話を期待しており、同盟国たる米国と強固な信頼関係の下で様々な協力を進めつつ、中国に対しても引き続き大国としての責任を果たしていくよう努めています。

人類は、これまでに幾度も戦争を繰り返してきた。尊いあなたの命を犠牲にしながらも、その教訓を生かせずに戦争を繰り返してきたのでした。

私は「さき私の両親も戦争遺児でした。二度と戦争はしない国にしてほしい。戦争未亡人であつた祖母の遺言です。この今を戦前と呼ばせないた

めにも、非現実的な理想論に拘泥せず、また勇ましいだけの過度な武装論にも流されず、我が国のもとでサプライチェーンを短くしたり、拠点をAS EAN諸国に分散するなど多元化を進めてきましたが、中国の産業集積は非常に深く厚く、中国に代替する国を見付けるのは容易ではありませんし、市場としての中国の重要性は全く変わらないなど、厳しい現実に直面しています。

また、深刻なのは、レアアースなどのアーメタルの分野です。レアアースは脱炭素に関連する素材としても需要が急激に高まっています。日本は、かつて九割あつたレアアースの対中国依存率

(内閣総理大臣菅義偉君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(菅義偉君) 棚葉賀津也議員にお答えをいたします。

我が国は、対中姿勢についてお尋ねがあります。

我が国としては、従来から、台湾をめぐるの問題が当事者間の直接の対話によって平和的に解決されることを期待するとの方針は一貫しています。

防衛大臣の与那国駐屯地視察は、かねてより行っていました。日程調整が整つたため、実施したものと承知しております。

また、我が国としては、従来から、台湾をめぐるの問題が当事者間の直接の対話によって平和的に解決されることを期待するとの方針は一貫しています。

その上で、米中の間の通商問題や先端技術をめぐる競争、国際社会の様々な懸念事項における意見の対立は、両国のみならず、地域ひいては国際社会全体にも影響を及ぼしています。このような観点から、我が国としては、両国間の建設的な対話を期待しており、同盟国たる米国と強固な信頼関係の下で様々な協力を進めつつ、中国に対しても引き続き大国としての責任を果たしていくよう努めています。

そこで、先般の2プラス2において日米が緊密に連携していることの重要性を確認しております。その上で、二〇〇六年の日米ロードマップ以降に行われてきている在日米軍の再編については、2プラス2において現行の取組を実施していくことを

現在、米国で検討中の戦力態勢の見直しについては、先般の2プラス2において日米が緊密に連携していることの重要性を確認しております。そ

の上で、二〇〇六年の日米ロードマップ以降に行われてきている在日米軍の再編については、2プラス2において現行の取組を実施していくことを

着実に実施してまいります。

重要な技術などに対する国際連携についてお尋ねがありました。

先月の日米豪印首脳テレビ会議では、重要な技術のサプライチェーンに関する対話などを用いた作業部会の立ち上げで一致をしております。さらに、

今回の日米首脳会議で立ち上げた日米競争力・強靭性パートナーシップを通じて、同志国との間で対話や具体的な協力を積み重ねることにより、経済安全保障の観点も踏まえたサプライチェーンの強化や、重要技術の育成、保護を通じた競争力の強化に向けた取組を進めていきます。

今回の首脳声明の台湾海峡や中国に関する言及についてお尋ねがありました。

我が国が期待するのは台湾をめぐる問題が当事

の問題が、海上保安庁の任務実態への認識とシームレスな連携についてお尋ねがありました。

中国側の尖閣諸島周辺の活動に対しても、海上保安庁を中心に、現行の法制の下、毅然と対応しているところです。武力攻撃に至らない侵害に切

り、私たちは、警備機関と切

り、海上保安庁の任務実態への認識とシームレスな連携についてお尋ねがありました。

中国側の尖閣諸島周辺の活動に対しても、海上保安庁を中心に、現行の法制の下、毅然と対応しているところです。武力攻撃に至らない侵害に切

り、私たちは、警備機関と切

り、海上保安庁の任務実態への認識とシームレスな連携についてお尋ねがありました。

我が国が期待するのは台湾をめぐる問題が当事

の問題が、海上保安庁の任務実態への認識とシームレスな連携についてお尋ねがありました。

我が国が期待するのは台湾をめぐる問題が当事

の問題が、海上保安庁の任務実態への認識とシームレスな連携についてお尋ねがありました。

我が国が期待するのは台湾をめぐる問題が当事

の問題が、海上保安庁の任務実態への認識とシームレスな連携についてお尋ねがありました。

我が国が期待するのは台湾をめぐる問題が当事

緊密に協力しつつ、世界の脱炭素社会実現に向けた更なる取組について、中国が大国としての責任を果たしていくよう働きかけを行つてまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 井上哲士さん。

(井上哲士君登壇、拍手)

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

会派を代表して、訪米報告について総理に質問します。

まず、新型コロナ対策の問題です。

感染力が強く重症化率も高い変異ウイルスの感染が急速に広がり、専門家からも感染は第四波に入ったのは間違いないとの認識が示されています。ところが、総理は、日米首脳会談に出発する直前のこの本会議で、全国的な大きなうねりになつてはいるとは言えないと答弁したこと驚きました。感染拡大の深刻な現実を直視しない姿勢では、まともな対策が出てくるはずではありません。

その上で、私たちが繰り返し求めてきたコロナ封じ込めのための大規模検査、中小企業が事業を続けられる十分な補償、医療機関への減収補填とあらゆる手段を尽くしての病床確保、今夏の東京オリンピック・パラリンピックの中止、この四つを決断すべきです。お答えください。

新規感染者が連日千人を超え、医療現場からは災害レベルの状況との声が上がっている大阪府の状況はとりわけ深刻です。大阪府は緊急事態宣言の要請を決めましたが、同じ事態を繰り返さないためにも、国や大阪府の対策のどこに問題があつたのか、分析や検討が必要です。さらに、他府県に重症者を入れや医師、看護師、保健師などの支援を要請するなどの広域連携の措置を急いで進めるべきです。答弁を求めます。

総理は、米国でファイザー社CEOと電話協議し、ワクチンの追加供給を要請して、九月までに

全国民分調達できるめどが立つたと語りました。しかし、外務省のホームページでは、ファイザー社からは緊密に連携という発言しかありません。追加供給の確約はあったのですか。それは何万人ですか。ファイザー社だけで十六歳以上の全国民一億一千万人分を供給できるということですか。合意内容を明らかにすべきです。答弁を求めます。

一方、自民党政調会長は、全国民へのワクチン接種について、来年春ぐらいまで掛かるかもしくないと語りました。総理も同じ認識ですか。接種を担う自治体や医療関係者は、何よりも正確な情報を得るために接種を実施する方針を打ち出され、日本政府は自らの防衛力を強化することを誓約しました。

日米首脳会談の共同声明では、日米同盟を一層強化すると、日米軍事同盟を全面的に強化する方向が打ち出され、日本政府は自らの防衛力を強化することを誓約しました。

日米両国の抑止力及び対処力や、拡大抑止、核の傘の強化、サイバー及び宇宙を含む全ての領域を横断する防衛協力の深化、沖縄の民意に背く邊野古新基地や馬毛島の軍事拠点化推進などが明記されました。

これらの合意は、地球的規模での日米の軍事的共同を全面的に推進し、核兵器禁止条約など平和を求める世界的流れ逆行するとともに、日本国民に耐え難い犠牲と負担をもたらす危険極まりないものです。

米国は、在日米軍駐留費負担の大幅増額を求めていました。日本の軍事費は、この間、毎年、過去最高を更新してきましたが、元米国防総省幹部は、中国の抑止のためには、日本は軍事費を GDP の 1% 程度にとどめず、2% に増やすことが最も限必要だと発言しています。

総理は会談後の共同会見で、今回の共同声明に署名を交わしましたが、日米同盟の羅針盤と語りましたが、際限のない軍事費拡大の道を突き進むことになるのではないか。中国が行つてはいる重大な人権侵害は、世界人権宣言、国際人権規約、ウイーン宣言などの国際的

共同声明に盛り込まれた抑止力の強化に関して聞きます。

本年度予算には、米国が進める新型ミサイルの探知、追尾を目指して多数の小型人工衛星を打ち上げる衛星コンステレーション計画への参加のための概念検討予算が計上されました。これ自体が

軍事費拡大につながる上、米国は、ミサイルの探知、追尾にとどまらず、移動する地上・海上目標に照準を合わせることも追求しています。これに参加すれば、言わば攻撃のための目を得ることになります。

一方で、日本が中国と国交回復後初めて日米首脳間の共同文書で台湾問題に言及しました。台湾問題の解決のためには、台湾住民の自由に表明された民意を尊重すべきです。

中国が軍事的圧力、威嚇を強化していることにも、日米両国が台湾問題に軍事的関与する方向に進むことも断固として反対です。米中双方に緊張を高める行動を慎むよう働きかけ、話合いによる平和的解決を促すことこそ日本がやるべきことではありませんか。

共同声明には、ミャンマー国軍や警察による暴力の即時停止、被拘束者の解放及び民主主義への早期回復を強く求めるための行動を継続することにコミットすることが盛り込まれました。

ミャンマーではジャーナリストの拘束が相次ぎ、日本人ジャーナリストが逮捕されました。政府は、その解放のためにどのように対応しているのですか。

政府は、クーデター以降、事態の鎮静化や民主的体制の回復へのどのような対応が効果的か検討していくかといふと答弁を繰り返してきました。しかし、弾圧と虐殺が深刻化し、國軍がそれを正当化し、更に強めようとしているとき、もはや検討にとどまらず、國軍の利益につながることは一切行わないこと、ミャンマーの市民の立場に立つことをより明確に示すべきではありませんか。

ミャンマーへのODAに國軍系企業が参入していくべきかと答弁を繰り返してきました。しかし、ODAは行われていませんが、継続中の円借款は七千三百九十六億円となります。人道目的の大利益を上げてきました。クーデター後、新規のODAは行われていませんが、継続中の円借款は七千三百九十六億円となります。人道目的の関与など調査し、事業の実施が國軍に利益をもたらさないよう支払の凍結などの措置をとる必要があります。答弁を求めます。

憲法九条を生かし、東アジアに平和的環境をもたらす自主自立の平和外交への転換こそ求められていることを強調して、質問を終わります。

(拍手)

〔内閣総理大臣菅義偉君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(菅義偉君) 井上哲士議員にお答えをいたします。

新型コロナの感染状況の認識等についてお尋ねがありました。

現在の感染状況は、大阪、兵庫で急速に感染拡大したほか、東京、神奈川、埼玉においても感染者数の増加が続くなど、強い危機感を持って対応すべき状況にあると認識しています。

このため、飲食を通じた感染防止と事業規模に応じた飲食店への協力金の支給、検査の拡大、医療提供体制の強化など、総合的な対策を進めております。

また、東京大会については、IOCバッハ会長とも昨年から東京五輪を必ず実現させることで一致しており、先月の協議においても引き続き東京大会の成功に向けて緊密に連携していくことを確認しております。引き続き、東京都、大会組織委員会、IOCと緊密に連携して準備をしっかりと進めています。

対策の分析、検討などについてお尋ねがありました。政府としては、対策の効果や問題点について常に検証していきながら今後の対策に生かしていくことが重要だと考えており、引き続き専門家の方で、方々に必要な検討を行つていただきたいと思つております。

また、大阪府による医療提供体制については何よりも優先すべき課題と認識しており、国も大阪府と一緒に広域的な医療従事者の派遣調整や病床確保を進めるなど、医療提供体制の確保に努めています。ファイザー社CEOとの電話会談及びワクチンについて、供給についてお尋ねがありました。

ファイザー社CEOとの会談では、本年九月までに我が国の対象者に対して確実にワクチンを供給できるよう追加供給を要請し、先方からは、協議を迅速に進めたとの話がありました。これ以上

の会談の詳細は相手方の関係もあり差し控えますが、九月までにワクチンの供給がなされるめどが立つたと考えております。

また、高齢者への接種について、自治体とのやり取りにおいては、年内いっぱいまで掛かるところ取りにおいては、年内いっぱいまで掛かるところ

いつた情報は現時点において聞いておりません。

供給スケジュールの見通しについては、様々な機会を通じて丁寧に情報提供していきます。引き

続き、各自治体と緊密に連携をし、円滑な接種が進むよう、全力で取り組んでまいります。

防衛関係費の増額についてお尋ねがありました。

元外務政府関係者の発言についてコメントすることは差し控えますが、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、主体的、自主的な努力によって我が国自身の防衛力を強化していくことが重要です。そのため必要な予算を着実に確保してまいります。

衛星コンステレーションについてお尋ねがありました。

本年度予算に計上した御指摘の調査研究は、あくまでも我が国の防衛に必要な新型ミサイル等の探知、追尾のための検討を目的としたものであり、また、現時点で米国との計画への協力を決定しているわけではないと承知をしております。

今回の首脳声明での中國の人権状況、海警法の扱いについてお尋ねがありました。

今回の会談では、インド太平洋地域と世界全体の平和と繁栄に対する影響について意見交換を行うとともに、ルールに基づく国際秩序に合致しない中国の行動について懸念を共有しました。

また、御指摘の海警法も念頭に、東シナ海や南シナ海における力による一方的な現状変更の試みについて、供給についてお尋ねがありました。

に反対することで一致するとともに、香港情勢や新疆ウイグル自治区などにおける人権状況についても深刻な懸念を共有しました。その上で、こうした問題に対処する観点から、中国との率直な対話の必要性を確認するとともに、普遍的価値を擁護しつつ、国際関係における安定を追求すること

で一致をしております。

中国に対しては、引き続きハイレベルの機会を活用して、主張すべきはしっかりと主張し、中国側の具体的な行動を強く求めていく考えに変わりありません。

台湾海峡をめぐる問題についてお尋ねがありました。

我が国としては、従来から、台湾をめぐる問題が当事者間の直接の対話によって平和的に解決されることを期待するとの方針は一貫しています。

今回の会談において、台湾海峡の平和と安定の重要性と両岸問題の平和的解決を日米首脳間で確認したことにより、我が国からの立場を日本共通の立場として、より明確にすることができます。我が国としては、引き続き両岸関係の推移を注視してまいります。

ミャンマー情勢に対する政府の対応についてお尋ねがありました。

現在拘束中の邦人ジャーナリストについては、ミャンマー側に対し一刻も早い解放を強く求めており、引き続き邦人保護に万全を期してまいりました。

ミャンマー情勢に対する政府の対応についてお尋ねがありました。

現在拘束中の邦人ジャーナリストについては、ミャンマー側に対し一刻も早い解放を強く求めており、引き続き邦人保護に万全を期してまいりました。

ミャンマー情勢に対する政府の対応についてお尋ねがありました。

ミャンマー情勢に対する政府の対応についてお尋ねがありました。

ミャンマー情勢に対する政府の対応についてお尋ねがありました。

ミャンマー情勢に対する政府の対応についてお尋ねがありました。

は、事態の推移や関係国の大応を注視しつつ、何が効果的かという観点から、引き続き検討してまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて質疑は終了いたしました。

これより午後一時まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時一分開議

○副議長(小川敏夫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、日程に追加して、地域的な包括的経済連携協定の締結について承認を求める件について、提出者の趣旨説明を求めてい存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(小川敏夫君) 御異議ないと認めます。

この協定の締結により、世界の成長センターであるこの地域と我が国とのつながりがこれまで以上に強固になり、我が国及び地域の経済成長に寄与することが期待されます。また、世界で保護主義や内向き志向が強まる中、自由貿易体制の維持強化を更に推進していくとのメッセージを世界に向けて発信することにもなると考えます。

以上が、この協定の締結について承認を求める件の趣旨でございます。(拍手)

○副議長(小川敏夫君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。小西洋之君、立憲民主・社民の小西洋之です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました地域的な包括経済連携協定、RCEP協定の締結承認を求める件について、茂木大臣を始め関係大臣に質問をいたします。

財務省が十九日に公表した二〇二〇年貿易統計によれば、世界規模のコロナ禍の中で、我が国は輸出が八・四%減、輸入が一・六%減と、輸出入額共にリーマン・ショック後の最大下げ幅となつたとされています。

この間、各国がコロナ対策に全力を擧げる中で、我が国は、昨春には、三月二十四日まで掛けた東京五輪延期決定などのため、欧米からの入国の全面禁止が三月二十七日と遅れ、その結果、武漢系統のウイルスは撲滅したにもかかわらず、欧米系統のウイルス蔓延による緊急事態宣言を引き起こしました。

また、昨年からは、絶対に阻止しなければならないはずの変異株を入国、蔓延させ、それを中心とする第四波、緊急事態宣言の発令の危機に直面しています。この間の政府の水際対策は、本協定加盟国に見られる実績に比しても明らかに失敗であり、それによる累次の緊急事態宣言は人災というべき惨禍ではないでしょうか。

我が国の新型コロナ感染症の累計患者数がRCEP加盟十五か国で何番目の数であるかを示しつつ、これら水際対策の責任について外務大臣の見解を求めます。

本協定と先般の日米首脳会談の結果について質問します。

日米首脳会談では、通商、先端技術などの分野での日米協力が議論され、首脳共同声明の文言から、ルールに基づく国際秩序に対する中国の行動への対処が基底となっていることが認められます。共同声明には、日米両国は志を同じくするパートナーと連携しつつ、インド太平洋地域における繁栄を達成し、経済秩序を維持することに対するコミットメントを再確認することなどが明記されています。

一方、RCEPは日本と中国の初めてのEPAであり、それにASEAN構成国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの計十五か国、これらのGDP総計二十五・八兆ドル、全世界の二九%の規模を擁します。そして、この中で、中国は日本にとって輸出、輸入が共に全体の二割前後を占める最大の貿易相手国です。

日米首脳会談で確認された対中国を念頭に置いた日米の経済連携などの方針、方策と、RCEPによる中国との経済連携との関係について、茂木外務大臣に説明を求めます。

また、あわせて、日米で確認する自由で開かれたインド太平洋とのRCEPとの関係、さらには、RCEPによる地域における対中国の自由貿易などの進展がアメリカの対中政策に与え得る影響について、外務大臣の見解を求めます。

また、中国との関係は、協定の個別の内容においても重要な問題を有しています。米中対立が激化し、また、コロナ禍でサプライチェーンが分断される中、バイデン政権は脱中国を目指し、半導体、大容量電池、医薬品、レアースなどの重要鉱物についてサプライチェーンの問題と対応を検討することと表明しています。

日米首脳声明においても、日米両国は、両国の安全及び繁栄に不可欠な重要技術を育成、保護しつつ、半導体を含む機微なサプライチェーンについても連携することが述べられています。

しかし、日本の製造業、特に自動車部品などは中国を経由したサプライチェーンが組まれているものが多々、政府もサプライチェーンの効率化をRCEPの意義として強調しています。米中対立の中で、日本はサプライチェーンの継続等のためにどのような取組を行うのか、梶山経済大臣の答弁を求めます。

また、本協定は、電子商取引や知的財産分野について中国と初めて合意するに至ったものであり、これらの分野につき、中国との間で国際ルールにのっとった枠組みを構築した意義は大きいと考えます。

他方、中国は、二〇一八年に電子商取引法を、二〇一九年に改正商標法などの国内法の整備を進めている一方で、中国へのデータ流出、中国による知的財産の侵害についてはいまだ懸念が残ります。これらの分野の運用に当たっては、中国が本協定の規定を独自に解釈することのないようにすべきと考えますが、具体的にどのように実効性を高めていくのか、経済産業大臣に伺います。

次に、本協定の成立経緯について伺います。

そもそも、本協定の締結交渉は二〇一二年十一月に当時の民主党・野田政権下の党内議論を起点に進められてきたものであります。同年同月に交渉立ち上げ宣言が発出されて以降、幾つもの閣僚会合や首脳会合を経て、二〇二〇年十一月の署名に至りました。

立ち上げ宣言から合意までに実に八年掛かっていますが、交渉が長期間に及んだ理由及び合意に至るまでの時間を要した分野について、外務大臣に伺います。

次に、本協定からのインドの離脱について伺います。

インドは、交渉開始時から交渉に参加していない

例えば、中国、韓国との関税撤廃のスケジュールは十一年、十六年、二十一年など、長期にわたるものが多くあります。国民が本協定の効果を実感できるのはいつのことなのでしょうか。

また、政府は、本協定について、農産品の重要五品目の関税削減、撤廃からの除外等を引き合いに、攻めるべきものは攻めて、守るべきものは守る、こうした交渉結果を達成できたと述べていますが、工業製品などと農産品全体を通して見たとき、日本の一次産業が厳しい競争に直面する事実、事態は想定されないのでしょうか。

政府は、TPPのときから経済効果分析を実施しており、その効果の宣伝に努めていますが、外務大臣の見解を求めます。

本協定は、物品貿易だけでなく、様々なルール分野における合意がなされていますが、国有企业、環境、労働についてのルールは規定されません。本協定は発効五年後に一般的な見直しを行うこととしており、茂木外務大臣は、後発途上国状況を見ながら、今後、見直す場合にはどういう規定にしていくか、更にレベルを上げていくことを視野に入っています。中国などこれらの分野への取組が不透明な国々が参加する際、国有企业、環境、労働についてのルール形成を行う方針なのか、外務大臣に伺います。

次に、他の経済連携協定について質問します。本協定の署名国のうち、中国、韓国がTPPへの参加を検討すると表明し、フィリピンも加入に向けた調査を開始し、さらにはタイ、インドネシアが加入への関心を示したと報道されています。この点、茂木外務大臣は、様々な国・地域による関心表明がなされていることは、TPP 11が評価されていることで歓迎したい、その上で、関心表明を行っている国・地域がこの協定の掲げる高いレベルを満たす用意ができるかについてはしつかり見極めていきたいと答弁していま

す。日本も多大な譲歩をして合意が成立した市場はあつてはならないと考えますが、我が国としてこの点をきちんと確認していくのか、外務大臣に伺います。

日米貿易協定についても伺います。この三月十八日から四月十六日まで米国産牛肉に対するセーフガードが発動され、関税が二五・八%から三八・五%まで引き上げられました。四月十七日からは協定に基づき発動前より低い二五%の関税とすることが協定上定められています。

しかし、日米貿易協定の交換公文には、セーフガード措置がとられた場合、発動水準を一層高いものにするために協議を開始し、九十日以内に協議を終了させる観點から、セーフガード措置がとられた後十日以内に協議を開始するとあります。これは、トランプ前大統領への過度なそんたくであり、日本の農林水産業に大きな被害をもたらすリスクがあるものと私たち野党は繰り返し主張をしてきました。

三月二十五日には日米間で協議が行われましたが、この協議の具体的な内容については全く公表されていないと言つても過言ではありません。今後も協議を重ねると考えますが、米国がセーフガードの発動水準を一層高くする要求をしてきた場合、どのように対応するのか、野上農林水産大臣の答弁を求めます。

さらに、日米貿易協定における自動車、自動車部品に対する追加関税及び数量規制の発動回避に係る日米首脳、日米閣僚間の約束について伺います。茂木外務大臣は、本院外交防衛委員会において、日米共同声明の協定が誠実に履行されていること、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らないとの抽象的な文言とする、トランプ大統領がそれで結構だと述べたといふこと、まるで居酒屋談義レベルの口約束のみを

もつて追加関税を課されることはない強弁しました。加えて、自動車、同部品に対する数量規制などの回避も、閣僚会談で確認したとの口約束だけを根拠としました。それらを証明する唯一の資料、すなわち首脳会談、閣僚会談の議事録の再三の公表の求めにも一切応じず、国会への説明責任を放棄し、現在までこの状態は続いている。

日本経済に大打撃を与える措置の将来的な発動回避を文書で明確に約束できなかつたことは、日本外交の大きな失敗であります。

バイデン政権は、現在のところ、自動車、同部品に対する追加関税について明言はしていませんが、国内経済の立て直しを図るバイデン政権が今後、追加関税を課す可能性は否定できないと思われます。今後、政府として、バイデン政権に追加関税を課さないことを明確に確認する必要があると考えますが、なぜ、先般の首脳会談で、日米首脳会談でそうした確認を行わなかつたのかを含め、外務大臣の答弁を求めます。

最後に、我が国のメガFTA政策について伺います。二〇一〇年のAPEC首脳会議から取組が本格化したアジア太平洋自由貿易圏、FTAAPは、RCEPもTPPをも含む巨大経済圏構想であり、政府は今後、FTAAPを含めた質の高い、包括的かつより広い地域をカバーする自由貿易圏の実現に向けて必要な取組を行う方針を示していますが、具体的にどのような取組を講じていくのでしょうか。既存のメガFTA、EPAの活用、拡充方針と今後のメガFTA政策の方針性、及びそれが米中の新時代にどのような関係の、またあるいはその緊張関係の改善の影響を及ぼし得るとの認識にあるのか、外務大臣にお伺いし、私の代表質問といたします。(拍手)

〔國務大臣茂木敏充君登壇、拍手〕
○國務大臣(茂木敏充君) 小西議員から、まず、政府の水際対策についてお尋ねがありました。政府としては、これまで国民の健康と命を守り

抜くことを最優先に、新型コロナの国内での蔓延を防ぐため、機動的な水際対策措置を講じてきました。

こうした水際対策に係る措置は、その実施のタイミングを含め新型コロナの拡大の状況が時々刻々と変化し、確定的な予見が困難な中、諸外国における感染率や移動制限の状況など様々な情報や意見に基づき検討の上、政府として総合的に判断してきたものです。

RCEP加盟十五か国の中でも、累計感染者数は四月二十日時点では三番目ですが、我が国の人口当たりの感染者数や死者数や、G7、主要先進国の中でも圧倒的に低くなっています。これは国内での様々な対策と合わせ、これまで講じてきた水際対策にも一定の効果があつたものと考えています。

引き続き、政府として、国内での感染拡大を防止すべく、必要な措置を着実に実施をしてまいります。

次に、日米両国の対中政策とRCEP協定の関係についてであります。RCEP協定は、我が国とともにASEANが推進力となつて交渉が進められ、参加国の経済発展状況等が大きく異なる中でも、物品、サービスにとどまらず、新たなルールを盛り込んだものであり、地域の望ましい経済秩序の構築に向け重要な一步になり、自由で開かれたインド太平洋を実現していく上でも重要であると考えています。今後、我が国として、RCEP協定を通じルールの遵守にも主導的役割を果たしてまいります。

米国の対中政策との関係については、さきの日米首脳会談においても、インド太平洋地域の経済秩序の構築に向けて両国で緊密に連携していくことを確認したところであります。米国とは引き続きしっかりと意思疎通を図つてまいります。交渉の経緯と期間についてお尋ねがあります。RCEP協定の交渉に当たっては、後発開発途

上国を含め、制度や経済発展状況の異なる様々な国々との間で、複雑かつ困難な市場アクセス交渉を行いました。ルール分野でも、一部の参加国にとつてはなじみの薄い知的財産や電子商取引なども含め幅広い分野で議論を行う必要があつたこともあり、通常の経済連携協定よりも時間を要する交渉となりました。

RCEPへのインドの復帰についてであります

が、交渉の経過で、印度は、貿易赤字拡大の懸念や国内事情もあり、交渉からの離脱に至つたものと理解をいたしております。

一方、十三億人の人口を擁する印度は、近年着実に経済成長を実現しており、印度太平洋地域における経済大国への歩みを進めています。地域の貿易、投資の促進を目指すRCEP協定にとってインドが参加することの意義は大きく、我が国としては、印度のRCEP復帰に向けて、RCEPの内側から引き続き主導的役割を果たしてまいります。

しかし、国際社会の度重なる呼びかけにもかかわらず、ミャンマー国軍、警察の市民に対する実力行使により、多数の死傷者が発生し、事態が悪化していることを深刻に懸念しています。ミャンマーへの最大の援助国として、ミャンマーの国民生活の向上や民生支援に誰よりも中心的な役割を担ってきた日本として、今後も ASEANや欧米と連携し、事態の鎮静化、民主化への復帰のため、粘り強く取り組んでいきます。

また、現在拘束されている邦人ジャーナリストについては、本人の現在の状況の確認も含め、ミャンマー側に対し早期回復を強く求めており、引き続き邦人保護に万全を期してまいります。

上國を含め、制度や経済発展状況の異なる様々な国々との間で、複雑かつ困難な市場アクセス交渉を行いました。ルール分野でも、一部の参加国にとつてはなじみの薄い知的財産や電子商取引なども含め幅広い分野で議論を行う必要があつたことがあり、通常の経済連携協定よりも時間を要する交渉となりました。

す。

RCEP協定の効果及び国有企业、環境、労働に関するルールについてであります。RCEP協定では、多くの品目について、発効の日から関税削減、撤廃が行われ、ルールの分野の規定による非関税障壁の緩和も期待されるため、発効後直ちに効果が現れる分野もあると期待されます。そのためにも、まずはRCEP協定の早期発効を実現し、その上で協定の履行確保にしっかり取り組んでいく考えです。

一方、農林水産品については、全ての参加国との関係で、いわゆる重要五品目について関税削減、撤廃から全て除外し、関税撤廃率は近年終結された二国間FTA並みの水準としました。したがつて、国内農林水産業への段階の影響はないと考えています。

また、RCEP協定は、後発開途上国を含め、国内制度や経済発展状況が大きく異なる十五か国による経済連携協定であり、交渉の結果、TPPに規定された国有企业、労働、環境等に関する規律は盛り込まれませんでした。

他方、我が国として、これらはいずれも重要なルールの更なる改善、向上に向け、引き続き各同議論を深めてまいりたいと考えております。

TPP11の拡大についてお尋ねがありました。TPP11は、市場アクセス及びルールの面でもルールの内容となっています。参加国の拡大に際して、かかる高いレベルを引き下げるることは考えおらず、新規加入に関心を示すエコノミーがTPPのこうした高いレベルを満たす用意ができてているかについて見極める必要があると考えています。我が国は本年のTPP委員会の議長国として、TPP11の着実な実施及び拡大に取り組んでいきます。こうした前向きな取組自体が米中関係にマイナスの影響を与えるとは考えていません。

RCEP協定における電子商取引や知的財産など分野の規定遵守の確保に向けた取組についてのお尋ねがありました。

RCEP協定は、発展段階や制度が異なる多様な国々の間で電子商取引や知的財産等の規定を導入した点で意義があります。協定発効後に全ての締約国によるこうした規定の遵守を実現することが極めて重要と考えております。

本協定により設置されるRCEP合同委員会では、協定の実施や運用に関する問題を検討し、その解釈や適用について意見の相違がある場合に協議を行うメカニズムが導入されることになります。また、閣僚間で議論を行う場も設けられます。

日本は、欧米諸国と比してもミャンマーに様々なチャネルを持っています。日本政府として、クーデター発生以降、特に三点、暴力の即時停止、拘束された関係者の解放、民主的な政治体制の早期回復を求めてきています。

しかし、国際社会の度重なる呼びかけにもかかわらず、ミャンマー国軍、警察の市民に対する実力行使により、多数の死傷者が発生し、事態が悪化していることを深刻に懸念しています。ミャンマーへの最大の援助国として、ミャンマーの国民生活の向上や民生支援に誰よりも中心的な役割を担ってきた日本として、今後も ASEANや欧米と連携し、事態の鎮静化、民主化への復帰のため、粘り強く取り組んでいきます。

また、現在拘束されている邦人ジャーナリストについては、本人の現在の状況の確認も含め、ミャンマー側に対し早期回復を強く求めており、引き続き邦人保護に万全を期してまいります。

日本貿易協定における自動車、自動車部品の追加関税についてであります。二〇一九年九月の日米共同声明には、協定が誠実に履行されていること

間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らないとの記載があり、この趣旨は、日本の自動車、自動車部品に對して二三二条に基づく追加

にお答えをいたします。

日米首脳共同声明及びRCEP協定を踏まえた

米中対立の中での日本のサプライチェーン強靭化の取組についてお尋ねがありました。

日米首脳共同声明では、半導体を含む機微なサプライチェーンについて連携して取り組むことが確認されました。経済安全保障を確保しつつ、日

米両国が引き続き世界経済を主導すべく、協力の具体的な内容については、今後、経済産業省を含む担当省間で議論をしていく予定であります。

また、二〇一九年九月二十三日の閣僚協議の場で、日本からの自動車、自動車部品の輸出について数量制限、輸出自主規制等の措置を課すことはない旨を明確に確認しています。これは私がやりました。これらは、同盟関係にある日米の首脳間、閣僚間の合意でありまして、極めて重い了解であると考えております。

その上で、バイデン大統領とは、先般の日米共同声明において、日米両国の強固な二国間通商関係を維持し、更に強化することへのコミットメントを確認しており、引き続き経済、通商政策を含む幅広い分野で緊密に連携していくことを確認しております。

最後に、FTAAPに向けた取組、今後のFTAAP政策及び米中関係への影響についてお尋ねがありました。

FTAAPについては、我が国としては、FTAAPを含め質の高い包括的かつ、より広い地域をカバーする自由貿易圏の実現に向けて必要な取組を行っていきます。今後はEPAについては、まずはRCEP協定の早期発効を実現させた上で、RCEP協定を通じて地域における経済秩序の形成に主導的な役割を果たしてまいります。

また、我が国は今年のTPP委員会の議長国として、TPP11の着実な実施及び拡大に取り組んでいきます。こうした前向きな取組自体が米中関係にマイナスの影響を与えるとは考えていません。

RCEP協定における電子商取引や知的財産など分野の規定遵守の確認に向けた取組についてのお尋ねがありました。

RCEP協定は、発展段階や制度が異なる多様な国々の間で電子商取引や知的財産等の規定を導入した点で意義があります。協定発効後に全ての締約国によるこうした規定の遵守を実現することが極めて重要と考えております。

本協定により設置されるRCEP合同委員会では、協定の実施や運用に関する問題を検討し、その解釈や適用について意見の相違がある場合に協議を行うメカニズムが導入されることになります。また、閣僚間で議論を行う場も設けられます。

本協定の規定を独自に解釈し、ルールを守ら

間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らないとの記載があり、この趣旨は、日本の自動車、自動車部品に對して二三二条に基づく追加関税は課されないことであることを日米首脳会談で直接確認しております。

また、二〇一九年九月二十三日の閣僚協議の場で、日本からの自動車、自動車部品の輸出について数量制限、輸出自主規制等の措置を課すことはない旨を明確に確認しています。これは私がやりました。これらは、同盟関係にある日米の首脳間、閣僚間の合意でありまして、極めて重い了解であると考えております。

その後、バイデン大統領とは、先般の日米共同声明において、日米両国の強固な二国間通商関係を維持し、更に強化することへのコミットメントを確認しており、引き続き経済、通商政策を含む幅広い分野で緊密に連携していくことを確認しております。

最後に、FTAAPに向けた取組、今後のFTAAP政策及び米中関係への影響についてお尋ねがありました。

FTAAPについては、我が国としては、FTAAPを含め質の高い包括的かつ、より広い地域をカバーする自由貿易圏の実現に向けて必要な取組を行っていきます。今後はEPAについては、まずはRCEP協定の早期発効を実現させた上で、RCEP協定を通じて地域における経済秩序の形成に主導的な役割を果たしてまいります。

また、我が国は今年のTPP委員会の議長国として、TPP11の着実な実施及び拡大に取り組んでいきます。こうした前向きな取組自体が米中関係にマイナスの影響を与えるとは考えていません。

RCEP協定における電子商取引や知的財産など分野の規定遵守の確認に向けた取組についてのお尋ねがありました。

RCEP協定は、発展段階や制度が異なる多様な国々の間で電子商取引や知的財産等の規定を導入した点で意義があります。協定発効後に全ての締約国によるこうした規定の遵守を実現することが極めて重要と考えております。

本協定により設置されるRCEP合同委員会では、協定の実施や運用に関する問題を検討し、その解釈や適用について意見の相違がある場合に協議を行うメカニズムが導入されることになります。また、閣僚間で議論を行う場も設けられます。

本協定の規定を独自に解釈し、ルールを守ら

間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らないとの記載があり、この趣旨は、日本の自動車、自動車部品に對して二三二条に基づく追加関税は課されないことであることを日米首脳会談で直接確認しております。

また、二〇一九年九月二十三日の閣僚協議の場で、日本からの自動車、自動車部品の輸出について数量制限、輸出自主規制等の措置を課すことはない旨を明確に確認しています。これは私がやりました。これらは、同盟関係にある日米の首脳間、閣僚間の合意でありまして、極めて重い了解であると考えております。

その後、バイデン大統領とは、先般の日米共同声明において、日米両国の強固な二国間通商関係を維持し、更に強化することへのコミットメントを確認しており、引き続き経済、通商政策を含む幅広い分野で緊密に連携していくことを確認しております。

最後に、FTAAPに向けた取組、今後のFTAAP政策及び米中関係への影響についてお尋ねがありました。

FTAAPについては、我が国としては、FTAAPを含め質の高い包括的かつ、より広い地域をカバーする自由貿易圏の実現に向けて必要な取組を行っていきます。今後はEPAについては、まずはRCEP協定の早期発効を実現させた上で、RCEP協定を通じて地域における経済秩序の形成に主導的な役割を果たしてまいります。

また、我が国は今年のTPP委員会の議長国として、TPP11の着実な実施及び拡大に取り組んでいきます。こうした前向きな取組自体が米中関係にマイナスの影響を与えるとは考えていません。

RCEP協定における電子商取引や知的財産など分野の規定遵守の確認に向けた取組についてのお尋ねがありました。

RCEP協定は、発展段階や制度が異なる多様な国々の間で電子商取引や知的財産等の規定を導入した点で意義があります。協定発効後に全ての締約国によるこうした規定の遵守を実現することが極めて重要と考えております。

本協定により設置されるRCEP合同委員会では、協定の実施や運用に関する問題を検討し、その解釈や適用について意見の相違がある場合に協議を行うメカニズムが導入されることになります。また、閣僚間で議論を行う場も設けられます。

FTAAPについては、我が国としては、FTAAPを含め質の高い包括的かつ、より広い地域をカバーする自由貿易圏の実現に向けて必要な取組を行っていきます。今後はEPAについては、まずはRCEP協定の早期発効を実現させた上で、RCEP協定を通じて地域における経済秩序の形成に主導的な役割を果たしてまいります。

また、我が国は今年のTPP委員会の議長国として、TPP11の着実な実施及び拡大に取り組んでいきます。こうした前向きな取組自体が米中関係にマイナスの影響を与えるとは考えていません。

RCEP協定における電子商取引や知的財産など分野の規定遵守の確認に向けた取組についてのお尋ねがありました。

RCEP協定は、発展段階や制度が異なる多様な国々の間で電子商取引や知的財産等の規定を導入した点で意義があります。協定発効後に全ての締約国によるこうした規定の遵守を実現することが極めて重要と考えております。

本協定により設置されるRCEP合同委員会では、協定の実施や運用に関する問題を検討し、その解釈や適用について意見の相違がある場合に協議を行うメカニズムが導入されることになります。また、閣僚間で議論を行う場も設けられます。

FTAAPについては、我が国としては、FTAAPを含め質の高い包括的かつ、より広い地域をカバーする自由貿易圏の実現に向けて必要な取組を行っていきます。今後はEPAについては、まずはRCEP協定の早期発効を実現させた上で、RCEP協定を通じて地域における経済秩序の形成に主導的な役割を果たしてまいります。

また、我が国は今年のTPP委員会の議長国として、TPP11の着実な実施及び拡大に取り組んでいきます。こうした前向きな取組自体が米中関係にマイナスの影響を与えるとは考えていません。

RCEP協定における電子商取引や知的財産など分野の規定遵守の確認に向けた取組についてのお尋ねがありました。

RCEP協定は、発展段階や制度が異なる多様な国々の間で電子商取引や知的財産等の規定を導入した点で意義があります。協定発効後に全ての締約国によるこうした規定の遵守を実現することが極めて重要と考えております。

本協定により設置されるRCEP合同委員会では、協定の実施や運用に関する問題を検討し、その解釈や適用について意見の相違がある場合に協議を行うメカニズムが導入されることになります。また、閣僚間で議論を行う場も設けられます。

し、こうした場を通じてルールの遵守を求め、地域における望ましい経済秩序の構築にしっかりと取り組んでまいります。(拍手)

〔國務大臣野上浩太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(野上浩太郎君) 小西議員の御質問にお答えいたします。

日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードについてのお尋ねがありました。

米国産牛肉セーフガードについては、日米貿易協定に関する日米間の交換公文で規定されたルールに基づいて米国と引き続き協議を行っていくことになります。まずは、今回、セーフガードの発動に至った要因等を分析しながら協議を行っていくことになると考えておりますが、協議の詳細についてお答えすることは差し控えさせていただきたいと思います。

いずれにしても、農林水産省としては、協議の結果を予断せず、関係省庁と連携し、国内関係者の理解が得られるようにしっかりと協議に臨んでいく考えであります。(拍手)

○副議長(小川敏夫君) 東徹君。

(東徹君登壇、拍手)

○東徹君 日本維新の会の東徹です。

私は、会派を代表して、議題となりました地域的包括的経済連携協定、RCEP協定の締結について承認を求める件について関係大臣に質問いたします。

日本維新の会は、結党以来、自由貿易体制の拡大を支持し、TPP11や日本EU・EPA、日英EPAに一貫して賛成してまいりました。少子高齢化と人口減少に直面する我が国に経済成長をもたらす原動力になるものとともに、域内の平和と安定を大いに資するものと確信しているからであります。

八年の交渉を経て、日中韓やASEANなど十五か国が参加を決めたRCEP協定により、成長著しいアジア地域に人口、GDP共に世界の三割

を占める巨大な自由貿易圏が築かれ、日本がその基盤を強化できた意義は大きいと考えます。日本の貿易総額のうち約五割を域内で占めています。

我が国にとっては最大の貿易国である中国、三位の韓国と結ぶ初の自由貿易協定であり、コロナ禍で落ち込む日本経済を再び成長軌道に乗せるための起爆剤になると期待されます。

世界はコロナ禍の余波で内向きになり、保護主義に傾きつあります。今こそ自由貿易の旗を振る我が国が本協定を遅滞なく発効させるとともに、日本が本年議長国を務めるTPPの拡大など、世界経済の成長に向けて責任ある姿勢を内外に示すべきであります。

茂木外務大臣に質問します。

APEC参加国・地域の間では、TPPやRC-EPAを道筋として、アジア太平洋自由貿易圏、FTAAPの実現が目指されてきました。本協定が発効すれば二つの経済連携の枠組みがそろうことになりますが、我が国はこれからどのようにFATAPの実現をつなげていくのか、お考えをお聞かせください。

本協定が発効すれば、我が国のFTA等カバー率は八〇・四%となります。今後、日本政府は更なる自由貿易圏の拡大に向けてどのような戦略を描いているのですか。

日本政府は、東アジア地域の広域経済連携について、RCEP交渉開始以来からインドを加えたASEANプラス6の枠組みを推進してきました。対中貿易赤字の増大などを理由にインドが本協定への参加を見送ったことは、日本にとってどのような影響があると考えますか。

インドの不参加により、域内での中国の影響力が突出する懸念も拭えません。米中摩擦やコロナ禍で、サプライチェーンを含む貿易投資先として中國に頼る危険性がはつきりしました。中国に主導権を握らせないためにも、アジア第三位の経済規模を誇るインドの参加は不可欠と考えます。印度は、菅政権が掲げる自由で開かれたインド太

平洋構想における重要なパートナーでもあります。茂木大臣にお尋ねします。

域内各國が政治リスクの高い中国経済に過度に依存すれば、中国が軍事、經濟一体での覇権追求にどのようにインドに参加を促していく考えですか。安全保障など広範な領域で日印関係を強固化をお示しください。

本協定には、二月に軍がクーデターを起こしたミャンマーも名を連ねています。国際社会の非難もよそに、同国では軍が武力で国民への苛烈な弾圧を受け、国内は極めて不安定な状況にあります。本協定自体は、昨年十月、アウン・サン・スー・チー氏が率いる正規の政府が署名したとのことですですが、批准への国内手続はクーデター発生前に終えだと把握されていますか。軍部の支配下で国内手続が行われた場合、日本政府はそれを有効とし、ミャンマーの加盟を認めるのですか。お答えください。

本協定では、TPP11において重要な課題となっていた国有企业、労働、環境に関する規定が設けられています。経済発展の度合いや、何よりも国家体制が異なる国々が参加する本協定こそそうした分野の規律を盛り込むことが不可欠だと考えますが、茂木大臣の見解を伺います。

中国にとつては、TPP11並みの厳格なルールが含まれていないことは好都合ですが、日本が主導して中国による協定の履行状況を厳しく監視するなど、ルールの遵守を迫っていくべきですし、RCEPの枠にとどまらず、公正で透明性ある経済の確立を促すために、米欧等とともに中国に改革を迫っていくことも必要だと考えます。政府の対応をお示しください。

本協定の関税撤廃率は、ほぼ一〇〇%のTPP

にて、いわゆる重要五項目を関税削減、撤廃の対象から除外し、中国と韓国に対しても野菜等の多くの品目を除外しており、関税撤廃率が低くなっています。対日関税に関して、中韓両国は乗用車のほとんどを関税削減、撤廃の対象から外し、農林水産品の関税撤廃率も低いのが実情です。

梶山経済産業大臣に質問します。

本協定では、関税に特化した見直し規定が置かれていませんが、更なる関税撤廃、削減に向けた見直しをどのように行つていく考えですか。加えて、TPP11より縛りが甘いデジタル分野などのルールの厳格化についていかに進めていく方針ですか。

TPPから離脱した米国では、国際協調路線を掲げるバイデン政権が発足しましたが、TPP復帰は依然厳しいと見られています。米国の擡るぎない同盟国であり、本年のTPP議長国である日本との外交手腕が問われているところです。

茂木大臣に伺います。

今後、我が国は、米国に対してTPP復帰をどのように働きかけていく方針ですか。菅総理は、バイデン大統領と初めて向き合ったさきの日米首脳会談では、米国のTPP復帰に向け、具体的にどのようなやり取りがあつたのか、お示しください。

TPPをめぐっては、EUから完全離脱した英国が二月、正式に参加を申請しました。英国政府は、ポストブレグジット戦略として、日本とのEPAを皮切りに、カナダ、メキシコ、ベトナムなどTPP参加国とFTAを締結し、TPP加盟への環境を駆け足で整えてきました。TPP加盟には全ての批准国との同意が必要ですが、議長国の中華人民共和国は自由貿易重視の理念を共有しており、英國の早期参加を全力で協力できると考えます。

英國の加入は、TPPの欧州等への拡大の呼び水となり、さらに、TPP参加の検討を打ち出した中国への包囲網を民主主義国家陣営でしく戦略11と比べて低水準の上、我が国は農林水産品につ

ますが、見解をお示しください。

もつとも、不公正な貿易慣行を改善しようとしている中国が、共産党独裁の政治経済体制をも搖るがしかねない厳格なTPPの規律を受け入れようとしているのか、疑惑、疑義は拭えません。現実的に中国のTPP加盟へのハーダルは極めて高いと考えますが、日本政府として、中国側の狙いはどこにあると捉え、また、どのようなスタンスで対応していく方針ですか。

一方で、台湾もTPP加盟への意欲を示し、日本との協力に期待しています。台湾は独立した関税地域として二〇〇二年にWTOに正式加盟済みで、TPPへの参加資格があると受け止めます。が、日本政府のスタンスはいかがなものですか。コロナ禍以降、世界的に半導体の供給不足が深刻化しています。日本は半導体の六割超えを台湾、中国等から輸入していますが、さきの日米首脳会談では、エネルギー安全保障の観点から、中国製半導体を排除し、サプライチェーンの再構築をめぐって連携を進めることができます。我が国としては、半導体の調達先に見据える台湾をTPPに迎え、中国に对抗していく必要性があると考えますが、どのように認識されていますか。台湾のTPP加盟が進まないならば、何が壁になつてお尋ねがございました。(拍手)

(國務大臣茂木敏充君登壇、拍手) ○國務大臣茂木敏充君 東議員から、まず、FTAAP及び今後の自由貿易圏の拡大に向けた戦略についてお尋ねがありました。

FTAAPへの道のりであり、維新の、日本維新の会からも一貫して御支持をいただきましたTPPに統じてRCEPが合意に至つたことは、地域の経済秩序の形成における大きな一步だと考えています。まずは、RCEP協定の早期効力を実現した上で、同協定を通じて地域における経済秩

序の形成に主導的役割を日本として果たしてまい

りたいと考えております。

また、我が国は今年のTPP委員会の議長国として、新規加入に関心を示すエコノミーの動向を注視しつつ、戦略的観点も踏まえながら、TPP11の着実な実施及び拡大に取り組んでいきます。

我が国としては、FTAAPを含め、質の高い包括的かつ、より広い地域をカバーする自由貿易圏の実現や、ルールに基づく多角的貿易体制の維持強化に積極的に取り組んでいく考えです。

次に、RCEPへのインドの参加、またRCEP協定と中国の動向についてありますが、RCEP協定は、インドを除いた署名国だけでも、世界の人口、GDP及び貿易総額の三割をカバーす

る大きな経済連携協定です。RCEP協定を通じ、世界の成長センターであるこの地域との経済連携を強化することは、我が国の経済成長にとって極めて重要であると考えています。

一方、十三億人の人口を有するインドは、近年着実に経済成長を実現しており、この地域との経済大国への歩みを進めています。我が国としては、安全保障を含めた様々な分野で日印関係を強化していくことを基礎としつつ、RCEPの内側から

インドの復帰に向けて、引き続き主導的役割を果たしていく考えであります。

また、RCEP協定は、参加国の経済発展状況等が大きく異なる中でも、物品、サービスにとどまらず、新たなルールも盛り込んだものであり、この地域の望ましい経済秩序の構築に向けた重要な一步になると考えています。協定を通じて中国を含め特定の国への依存が一方的に高まるることはないと考えております。

ミャンマーのRCEP協定締結についてですが、ミャンマーについて、我が国は、事案発生以来、ミャンマー軍国に対して暴力の即時停止、拘束された関係者の解放、民主的な政治体制の早期回復を強く求めています。我が国として、

ことはありません。

我が国としては、ミャンマーにおいて民主的な政治体制が早期に回復されることが重要であると

いうのが基本的な立場であり、その上で、今後対応については、オーストラリア、ニュージーランド、ASEANを始め、他のRCEP参加国とも緊密に意思疎通しながら検討してまいります。国有企业、労働、環境等についてお尋ねがありました。

RCEP協定は、国内制度や経済発展状況が大きく異なる十五か国による経済連携協定であり、交渉の結果、TPPに規定された国有企业、労働、環境等に関する規律は盛り込まれませんでした。

他方、我が国として、これらはいずれも重要であります。協定発効後もRCEP協定のルールの更なる改善、向上に向け、引き続き各國と議論を深めてまいりたいと考えております。

中国による協定の遵守及び中国への改革の働きかけについてであります。我が国として、まずはRCEP協定の早期効力を実現させた上で、知識の財産や電子商取引等も含め協定の履行確保にしっかりと取り組み、中国も含め協定が適切に運用されるよう取り組んでまいります。

また、中国をめぐる経済面での諸課題に関しては、様々な機会に中国側に働きかけを行つてきております。加えて、米国及び欧州でもこのような問題について議論を進めており、中国に対して大

国としての責任を果たすよう働きかけて、働きかけを続けていきたいと考えております。

米国のTPP復帰についてお尋ねがございました。

私が担当した日米貿易交渉においても、米国がTPPに参加することは、米国経済にとっても戦

略的観点からも望ましいと説明をしてきました。このような説明を続けてまいりたいと考えております。

さきの日米首脳会談においても、我が国のかか

る基本的立場を踏まえて、インド太平洋地域の経済秩序の構築に向けて両国で緊密に連携していくことを確認したところでありまして、米国とは引き続き通商政策も含め、しっかりと意思疎通を図つてまいります。

英國のTPP新規加入についてであります。TPP11は、ハイスタンダードでバランスの取れた二十一世紀型の通商ルールを確立した協定として世界各国から注目される多国間協定であります。英國は、我が国にとってグローバルな戦略的パートナーであるとともに、年初に日英EPAが発効するなど、重要な貿易投資相手国でもあります。英國が加入申請を提出したことを探しておられます。

こうした動きが米国を始め他国に及ぼす影響については予断することは困難であります。我が国は、今年のTPP委員会の議長国として、関心国・地域がTPP11のハイスタンダードのルールをどこまで満たす用意ができるかを見極めつつ、戦略的観点も踏まえ、TPP11の着実な実施及び拡大に取り組んでいく考えであります。

次に、中国のTPP参加についてであります。中国によるTPPへの関心の表明についてですが、中国の意図をお答えする立場にありませんが、TPP11は、市場アクセスでもルールの面でも高いレベルの内容となつておらず、中国を含め新規加入に関心を示すエコノミーがTPP11のこうした高いレベルを満たす用意ができるかについて見極める必要があると考えております。我が国は本年のTPP委員会の議長国として、議員御指摘の戦略的観点も踏まえながら、しっかりと対応していく考えであります。

最後に、台湾のTPP参加についてお尋ねがありました。

TPP11協定は、新規加入の対象を国又は独立の関税地域と規定しており、台湾によるTPP11への加入は、協定上排除されないと認識をいたしました。

台湾は、現時点で加入申請を行つておりませんが、TPPに対し台湾を含め様々な国・地域による関心表明がなされていることは、TPP11の価値の高さが評価されていることでもあり、歓迎しております。我が国は今年のTPP委員会の議長国として、台湾を含め新規加入に関心を示すエコノミーの動向を注視しつつ、戦略的観点も踏まえながら、TPP11の着実な実施及び拡大に取り組んでいく考えです。(拍手)

(國務大臣梶山弘志君登壇、拍手)
○國務大臣(梶山弘志君) 東議員からの質問にお答えをいたします。

RCEP協定における更なる関税撤廃、削減に向けた見直しと、デジタル分野などのルールの厳格化についてお尋ねがありました。

RCEP協定は、工業製品について対象十四か国全体で九二%の品目の関税撤廃を実現し、発展段階や制度が異なる多様な国々の間で知的財産や電子商取引に係るルールを導入する等、地域における自由で公正な経済秩序の構築に向けた重要な一步となる協定であります。

その上で申し上げれば、RCEP協定では、RCEP合同委員会において物貿易や電子商取引を含む協定の実施、運用に関する問題や協定の改正について検討をすること、RCEP協定の発効五年後に一般的な見直しを行うこと等が規定をされております。

現段階で結果を予断するものではありませんけれども、こうしたプロセスを通じて、協定の質をより高いものとするべく各國としっかりと協議をしてまいります。(拍手)

○副議長(小川敏夫君) 大塚耕平君。

(大塚耕平君登壇、拍手)
○大塚耕平君 国民民主党 新緑風会の大塚耕平です。会派を代表して、ただいま議題となりましたRCEPに関して質問します。

通商交渉に独り勝ちはなく、各国とも自國有利と考えるからこそ合意に至ります。RCEPの内容も冷静に評価すべきであり、以下、そうした

問題意識に立つて質問します。

初めに、農林水産業です。

TPEP、日欧EPA、日米貿易協定に加え、RCEPにも合意し、日本は世界に市場を開き続けています。

同一相手国に対して協定が重複する場合、その中で最も低い関税率や規制が適用されるというこ

とでよいか、外務大臣に確認します。

仮にそうであれば、オーストラリアやニュージーランドとはRCEPを超える水準のTPPを、ASEAN諸国とはRCEPと同等水準のEPAを締結済みであるため、RCEPで初めてEPAを結ぶ中韓両国との合意内容が農林水産業分野の評価のポイントです。そういう認識でよいのか、農水大臣の所見を伺います。

日本の農林水産物の関税撤廃率は、TPPやEU

A.N、オーストラリア、ニュージーランドは六

一%、对中国五六%、对韩国四九%です。

では、中国、韓国の対ASEAN、オーストラ

リア、ニュージーランドの撤廃率は何%でしょ

うか。仮に六一%より低ければ、RCEP内の開放度合いが中韓に競り負けてることになります。

農水大臣に伺います。

豚肉、鶏卵、イチゴ等、中国向けで関税撤廃を獲得した大半の品目は、検疫等の理由から実際に輸出できない状態です。要するに、事実上何も獲得できなかつたとの農業関係者の声も聞きますが、農水大臣の認識を伺います。

中国国務院は、合意前に、輸出用農産物の生産基地建設や加工食品の付加価値向上を地方政府に指示しました。

日本も、食料安全保障等の観点から、国内農業の競争力強化が急務です。既往の施策の実施状況

効果、RCEP合意を機に新たに取り組むこ

と等について、農水大臣に説明を求めます。

なお、悪意の商標規制のため、対象のリスト化が行われています。現状、何件ぐらいの悪意の商標が判明し、今後どのように対応するのか、外務大臣に伺います。

次に、鉱工業です。

対中輸出上位を占める自動車部品の八七%、熱延鋼板等の関税撤廃に合意したことは評価できます。しかし、ガソリン車エンジン部品、EV車載用電池の素材等、需要が見込める製品の関税撤廃は十年以上先です。二十年以上要する製品もあり、長過ぎます。完成車の関税撤廃も合意できていません。

リチウムイオン電池の絶縁体は上海エナジーが世界首位となつたほか、負極材では中国大手三社が世界シェア五割を占めるなど、中国勢が躍進しています。つまり、中国は、自國企業が市場占有率を高める猶予を確保するため、関税撤廃に時間を掛けた戦略です。日本はどういう戦略で臨み、何を獲得したのか、経産大臣に伺います。

関税撤廃率は品目ベースで算出されています。リチウムイオン電池はEV車体価額の半分以上を占めますが、撤廃率を品目数でカウントするか、価額割合でカウントするかで評価は変わります。

価額ベースの関税撤廃率を自動車、鉄鋼、その他について、経産大臣に伺います。

次に、電子商取引です。

TPPに含まれるソースコード開示要求禁止に合意できなかつた経緯を外務大臣に伺います。

第十二章「電子商取引」の規定は、政府調達には適用しないと明記されています。適用除外となつた経緯を外務大臣に伺います。

同章第三条三項では、締約国による若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置については適用しないと記されています。これは何を述べているのか、外務大臣に伺います。

これでは競争や政府調達の章を設ける意味はなく、また紛争解決ルールの実効性も担保されません。紛争解決ルールの適用除外規定の意味及び明記しています。

これでは競争や政府調達の章を設ける意味はなく、また紛争解決ルールの実効性も担保されません。紛争解決ルールの適用除外規定の意味及び明記しています。

RCEP合意に際し、経団連会長は、貿易、投

資の拡大及び効率的かつ強靭なサプライチェーン

形成に資するもので、更なる繁栄と安定をもたら

すとのコメントを発表しました。一方、中国、習近平国家主席は、昨年四月十日、経済政策を担う共産党組織、中央財經委員会の会議で、国際的なサプライチェーンを我が國に依存させ、供給の断絶によつて相手に報復や威嚇できる能力を身に付ければならないと述べたことが報じられています。日中間の認識ギャップに対する所見を外務大臣に伺います。

TPPへの米国の早期参加が期待できない中、半導体産業の最重要国である台湾がTPPに参加することには大きな意味があります。

RCEP合意時に、中国がTPP参加に言及しました。中国が簡単にTPP水準の合意に至るとは思えませんが、米国抜きのTPPに中国が参加する事態は回避すべきと考えますが、外務大臣の所見を伺います。

以上の諸情勢を勘案すると、台湾のTPP参加を推奨することは日本にとって重要な戦略的意義があります。先ほどの東議員に対する答弁において、台湾に関しては協定上排除されないと聞かせていただきました。

RCEP及びTPPについて、インド参加の見通しとともに、台湾の参加に関する所見を改めて外務大臣に伺います。

日本の貿易相手の一位、二位は中国とASEANであり、シェアは二二・一%と一五・四%です。一方、日本は中国にとって四番目、ASEANにとって五番目の貿易相手にすぎず、それぞれシェアは七・三%、八・〇%まで低下しています。

中国とASEANは相互に最大貿易相手であり、RCEP運営は両者の調整が重きを成すと予想されます。日本のRCEPに臨む戦略とともに、第十八章三条に設置を定める事務局の東京説明に、第十九章の口頭説明を行つています。既に、中国は北京説明の口頭説明をASEANに行つておられます。

各種自由貿易協定締結に際し、農業への影響、

経済効果試算などの国会での議論が不十分です。主要国との協定が出そろつたことから、今後、各協定の運営状況や国内対策の進捗状況を定期的に国会に報告することを外務大臣に求めますが、いかがでしょうか。

国内産業を強くし、日本の製品、産物、サービスを世界が欲する状況をつくることが肝要です。そのため人材育成と技術開発支援に歴史すべきことを申し述べ、この点に関する現状と政府の対応を経産大臣に伺い、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(國務大臣茂木敏充君登壇 拍手)

○國務大臣(茂木敏充君) 大塚議員から、まず、

協定が重複する場合に適用される関税率や規制についてお尋ねがありました。

RCEP協定の我が国外の署名国のうち、中國及び韓国を除いた十二か国については、我が國とRCEP協定以外の二国間ないし多国間のEP-Aを締結済みであります。RCEP協定が発効した場合、これらの国との間では複数の協定が適用可能となり、例えば、関税率についてどちらの協定を利用するかは利用者が判断することとなりま

す。

次に、悪意の商標についてお尋ねがありました。海外で日本の商標と類似した商標や日本の地名を含む商標が外国企業によって登録される問題については、その性格の違いもあり、これらを網羅的にお示しすることは困難でありますが、政府としても問題視し、これまでも個別事案ごとに必要な働きかけを行つてきました。仮に、締約国が協定の規定と相入れない措置をとる場合には、RCEP協定上に規定をされました協議メカニズムや紛争解決手続等を活用して適切に対応してまいります。

RCEP協定の電子商取引章、その例外規定及び同章の意義についてであります。まず、ソースコードに関する規律については、RCEP協定が発効後もRCEP協定の電子商取引章、その例外規定及び同章の意義についてであります。まず、ソースコードに関する規律については、RCEP協定が発効後もRCEP協定の電子商取引章、その例外規定及び同章の意義についてであります。

が発展段階や制度が異なる多様な国による合意であることもあり、盛り込まれず、協定発効後に締約国と協議することになつております。また、電子商取引とは性質が異なることから、政府調達市置や政府が保有する情報等については適用除外としております。

また、大塚議員もよく御案内だと思いますが、御指摘の例外規定を恣意的に適用することは許されず、これは交渉参加国の一貫した立場であり、協定が重複する場合に適用される関税率や規制についてお尋ねがありました。

RCEP協定の我が国外の署名国のうち、中國及び韓国を除いた十二か国については、我が國とRCEP協定以外の二国間ないし多国間のEP-Aを締結済みであります。RCEP協定が発効した場合、これらの国との間では複数の協定が適用可能となり、例えば、関税率についてどちらの協定を利用するかは利用者が判断することとなりま

す。

RCEPに対する日中両国の認識についてであります。RCEP協定について他国の認識等についてお答えする立場にはありませんが、同協定は、世界人口、世界のGDP及び貿易総額の約三分割をカバーする大きな経済連携協定であり、世界の成長センターであるこの地域の経済成長に寄与することが期待されています。

我が国としては、協定の締結が一方的に中国を利することになるとは考えておらず、むしろ我が国としてASEAN、豪州、ニュージーランドと一緒に連携しながら、RCEP協定を通じて地域におけるルールに基づく経済秩序の形成や参加国のルールの遵守にも主導的に役割を果たしてまいりたいと考えております。

米国抜きのTPPへの中国の参加についてお尋ねがありました。

TPP11は、市場アクセスでもルール面でも高レベルの内容となつております。本年のTPP委員会の議長国として、戦略的観点を踏まえながら、しっかりと対応してまいります。

TPP11は、市場アクセスでもルール面でも高いレベルを満たす用意ができるかについて見極める必要があると考えております。本年のTPP委員会の議長国として、戦略的観点を踏まえながら、しっかりと対応してまいります。

印度のRCEPとTPPへの参加及び台湾の

TPPへの参加についてお尋ねがありました。TPP11に対して、協定上排除されない台湾を含め様々な国・地域による関心表明がなされていることは、TPP11の価値の高さが評価されることでもあり、歓迎しています。他方、関心表明を行っているエコノミーがTPP11が定める高いレベルを満たす用意ができるかについてはしっかりと見極める必要があると考えています。

また、人口十三億人を有するインドはTPP11への関心は表明しておらず、我が国としては、まずはインドのRCEP復帰に向けて、RCEPの内側から引き続き主導的役割を果たしていく考えであります。

RCEP運営の戦略、事務局の東京誘致についてでありますが、我が国として、RCEP協定の基本的な考え方として、同協定を通じて地域におけるルールに基づく経済秩序の形成にも主導的な役割を果たしていきたい、これが基本的な考え方であります。

RCEPの事務局の具体的な在り方については、発効後開催される合同委員会において決定されることになつておりますが、我が国としても、今申し上げた考え方も踏まえ、望ましい事務局の在り方の議論についてもしっかりと関与していく考えであります。

最後に、主要国との自由貿易協定に関する国会への報告についてお尋ねがありました。我が国が締結した経済連携協定の運用状況や関連する国内施策の実施状況等については、これまでも国会の場を含め説明をしてきており、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。(拍手)

(國務大臣野上浩太郎君登壇、拍手)

○國務大臣(野上浩太郎君) 大塚議員の御質問にお答えいたします。

農林水産業分野に関するRCEP協定の評価についてのお尋ねがありました。

RCEP協定については、物品市場アクセス分野だけではなく、ルール分野なども含めて総合的に評価する必要があると考えております。

近年締結された二国間EPAよりも低い水準で合意しました。また、相手国の関税についても、初めてのEPAを確保するとともに、初めてのEPAとなります。中国、韓国に対する農林水産品の関税撤廃率は、EPAを超える成果も確保しました。

さらに、ルール分野においては、参加十五か国との間で迅速な通関手続、衛生植物検疫措置、いわゆるSPS措置に関する新たな内容の通報や協議の義務等、WTO協定やASEANとのEPA等を上回る統一ルールが定められました。

このように、本協定により、中国、韓国はもとより全世界の人口の約三割に相当する大きな市場への農林水産物の輸出促進に資する環境が整備されたものと考えております。

次に、中国、韓国に対するASEAN等への関税撤廃率についてのお尋ねがありました。

関税撤廃率の計算方法については、必ずしも統一的なルールは存在せず、各国がそれぞれ適切と考える方法で計算を行つており、また、農林水産品の範囲も異なることから、単純に比較することは困難な面があります。

なお、その上で入手可能なデータに基づき、我が方が方で計算した結果を申し上げれば、中国の対ASEAN、豪州、ニュージーランドへの農林水産品の関税撤廃率はそれぞれ約九〇%、韓国の対ASEAN、豪州、ニュージーランドへの農林水産への関税撤廃率はそれぞれ約七〇%になつております。

次に、農林水産業分野で中国から獲得した成果についてのお尋ねがありました。

RCEP協定において中国側の関税撤廃を獲得

した品目には、对中国向け農林水産物・食品輸出で最大のホタテガイを始めブリ、ショウジョー・ス混合調味料、さらには近年輸出が増加しているパック御飯など、我が国輸出重点品目が含まれており、輸出の拡大に寄与するものと考えております。

また、本協定では、衛生植物検疫措置、いわゆるSPS措置が自国と他の締約国との間の貿易に影響を及ぼしていると認める場合には技術的協議を要請することができ、同要請が行われた場合には原則として三十日以内に協議を行う義務を定めています。本協定が発効すれば、SPS措置に関する協議について、本協定に基づく協議の場も活用することができます。

今後、RCEP協定で獲得した関税撤廃の成果を最大限に生かすとともに、こうした協議の場も活用しつつ、あらゆる機会を捉えてSPS措置に関する協議を進めることにより、更なる農林水産物・食品の輸出促進を図つてまいります。

これまでの農業の競争力強化の取組及びRCEP合意後の新たな取組についてのお尋ねがありました。

TTP等各協定の成果の最大限の活用に向け、これまで農林水産省では、我が国農林水産業の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等により確実に再生産が可能となるよう平成二十七年に策定し、その後改訂を行つてきました総合的なTTP等関連政策大綱に基づく体質強化策を講じてまいりました。

その結果、例えは、収益性向上の取組を支援するためには、完成車の関税撤廃は獲得できませんでしたが、自動車部品では、エンジン部品などガソリン車の基幹部品に加えて今後市場の拡大が見込まれるモーターなど電気自動車の重要な部品について関税撤廃を獲得し、鉄鋼製品ではラインパイプ用の钢管などについて関税撤廃を確保するなど、我が国が競争力を有する部素材について国内の生産基盤の維持強化につながる内容が盛り込まれたと評価しております。

その結果、自動車部品については品目数で八七%、貿易額で八六%、鉄鋼製品は品目数、貿易額とも八四%、その他機械類等では品目数で八五%、貿易額で八九%の関税撤廃を獲得するといたた成果を得られました。こうした成果は我が国の経済界から高く評価をされているところであります。

今後、RCEP協定の利活用等を通じて、我が国企業の競争力強化にしっかりと取り組んでまいります。

農産物生産コストの低減や販売額の増加等の効果が見られたところであります。また、今般のRCEP協定については、それにより全世界の人口の約三割に相当す

る大きな市場への農林水産物の輸出促進に資する環境が整備されたものと考えております。

本協定を含む各協定を最大限に活用し、農林水産物・食品の輸出五兆円目標の達成に向け、輸出産地の育成、展開など輸出力を強化するため、昨年十二月に改訂した新たな人綱に基づき、引き続ぎ政府一体となつて必要な施策をしっかりと講じてまいります。(拍手)

○國務大臣(梶山弘志君登壇、拍手)

中國との鉱工業品市場アクセス交渉の戦略と問題にお答えをいたします。

中國との鉱工業品市場アクセス交渉の戦略と成果及び自動車、鉄鋼、その他についての貿易額ベースの関税撤廃率についてのお尋ねがございました。

RCEPにおける対中国の市場アクセスについては、日本企業のニーズや今後の生産戦略、攻めと守りのバランス等を総合的に勘案して交渉を進めたとあります。

具体的には、完成車の関税撤廃は獲得できませんでしたが、自動車部品では、エンジン部品などガソリン車の基幹部品に加えて今後市場の拡大が見込まれるモーターなど電気自動車の重要な部品について関税撤廃を獲得し、鉄鋼製品ではラインパイプ用の钢管などについて関税撤廃を確保するなど、我が国が競争力を有する部素材について国内の生産基盤の維持強化につながる内容が盛り込まれたと評価しております。

その結果、自動車部品については品目数で八七%、貿易額で八六%、鉄鋼製品は品目数、貿易額とも八四%、その他機械類等では品目数で八五%、貿易額で八九%の関税撤廃を獲得するといたた成果を得られました。こうした成果は我が国の経済界から高く評価をされているところであります。

今後、RCEP協定の利活用等を通じて、我が国企業の競争力強化にしっかりと取り組んでまいります。

農林水産業分野に関するRCEP協定の評価についてのお尋ねがありました。

RCEP協定については、物品市場アクセス分野だけではなく、ルール分野なども含めて総合的

官 報 (号外)

人材育成と技術開発支援についてお尋ねがありました。

新型コロナの影響等を踏まえてデジタル化への対応が一層求められる中、我が国では、二〇三〇年にIT人材が約四十五万人不足すると試算されており、産業競争力強化の観点から、特にIT人材の確保が喫緊の課題と認識をしております。

このため、あらゆる人材がITスキルを身に付けるよう、ITに関する基礎的な知識を習得するためのITバースポート試験や、年間約四十人が受験する情報処理技術者試験などを実施しています。また、AI、データ等の先端分野の高度な能力を習得できる講座を認定する第四次産業革命スキル習得講座認定制度を通じて、先端分野に対応したIT人材の育成にも取り組んでいるところです。

また、国際的に脱炭素をめぐる大競争時代に入する中、産業競争力強化のためにはイノベーションの創出が重要であり、技術開発はその源泉ラルの実現に向け、過去に例のない二兆円の基金を造成し、企業の野心的な挑戦を後押ししてまいります。(拍手)

○副議長(小川敏夫君) 紙智子君。

〔紙智子君登壇 拍手〕

○紙智子君 日本共産党の紙智子です。会派を代表し、地域的な包括的経済連携協定、いわゆるRCEPについて、茂木外務大臣並びに野上農林水産大臣に質問します。

RCEP協定は、ASEAN、東南アジア諸国連合十ヶ国と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの十五ヶ国から成るFTA

であり、日本にとって中国と韓国との間での初めての経済連携協定になります。それなのに、二〇

一三年五月の交渉開始以来、国民生活に一体どんな影響があるのか、国会にも国民にも知らせないまま署名しました。

既にTPP交渉を始めたとする通商交渉は、秘密裏であることから不透明だとする強い批判がありました。

私は、日本で行われたRCEPの各国交渉関係者と市民団体の意見交換会に何度も参加しました。そこでは、日本などが企業の利益を優先する条文を入れようとしている一部の国がルールを押し付ける交渉になつていての批判がありました。なぜ、海外の交渉関係者から情報を得ないといふに求めるものです。外務大臣の見解を求めます。

RCEP協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約三割を占めるなど、世界で最も大きいメガFTAであり、我が国の貿易総額のうち約五割を占めています。

既に日本は、二〇一八年末にはアメリカが抜けたTPP11が発効し、その後、後を追うように日欧EPA、日米貿易協定、日英EPAなどが相次いで発効しました。

これらのメガFTAが発効している中で、RCEPが日本にどのような影響を与えるのでしょうか。衆議院において、我が党の穀田恵二衆議院議員がTPPなどと比較検証できる資料を求めたところ、茂木外務大臣は、二次元で作らざるを得ず困難だと答えました。場当たり的な外交交渉を行っているのですか。

メガFTAは、単独ではなく、相互に関連し合

い、経済や政治に影響を与えるものです。改め

農林水産品への影響について聞きます。

政府は、重要五品目を関税削減、撤廃の対象から除外したから国内農業に格段の影響はないとして、影響試算を出していません。本当に影響がないと胸を張つて言えるのですか。

衆議院で参考人として意見陳述された鈴木宣弘

東京大学教授は、政府と同じGTAAPモデルで計算したところ、RCEPによる農業生産の減少額は五千六百億円に上り、損失額はTPP11の一・

二六兆円の半分近くになりました。野菜・果樹の損失額は八百六十億円と農業部門内で最も大きく、TPP11の二百五十億円の損失の三・五倍になると見込まれると言われます。こうした指摘があ

るのに、なぜ影響試算をしないのですか。農林水産大臣の答弁を求めます。

米の転作作物として政府が重視している高収益作物への影響は深刻です。

生鮮野菜の輸入の八割はRCEP諸国から入っています。中国からは六五%、ニュージーランドなど中国以外のRCEP諸国から一五%、合計八〇%にもなります。それなのに、ASEAN十か国、オーストラリア、ニュージーランドに対しては、タマネギ、ネギ、ニンジンなどは、関税が撤

廃か削減されます。

また、韓国以外のRCEP諸国に対しては、シヨウガ、ゴボウ、エンドウ、生鮮ブロッコリー、インスタント食品を使われる乾燥野菜などが関税削減、撤廃されます。北海道、高知、そして千葉など産地への影響は明らかです。

果実への影響も深刻です。オレンジ果汁、ミカンとキウイの関税率は韓国を除いてゼロ、リンドウ、ブドウは中国、韓国を除いてゼロ、柿、桃、梨もゼロになります。青森や長野、山梨など、多くの県への影響が懸念されます。

〔副議長退席、議長着席〕

政府は、国産品だけで国内需要を賄うのは難し

いものや、国産品とすみ分けができるので影響はないなどと言いますが、そこまで言い切るな

らば、産地に与える影響額を提出すべきです。農

林水産大臣、お答えください。

この間、輸入自由化が進み、農林水産物の輸入

額は二〇一三年の八兆九千五百億円から九兆五千億円へと増加し、食料自給率は三八%と低迷して

います。このことが日本の生産基盤の弱体化につながっているのでありませんか。

食料・農業・農村基本法は、国民に対する食料の安定供給は、国内の農業生産の増大を基本とす

ると定めています。農林水産大臣、TPPなどメガFTAが発効している下で更なる自由化は、国

の責任を、責務を放棄するものになるのではありませんか。

RCEP協定では、日本から中国及び韓国への無税品目が一気に拡大します。中国に対しては

八%から八六%に、韓国では一九%から九二%に拡大されるので、輸出企業にとっては大きな利益につながります。企業の利益を優先するために農

林水産物を差し出したのではありませんか。外務、農林水産両大臣の答弁を求めて

します。この間、輸入自由化が進み、農林水産物の輸入

額は二〇一三年の八兆九千五百億円から九兆五千億円へと増加し、食料自給率は三八%と低迷して

います。このことが日本の生産基盤の弱体化につながっているのでありませんか。

食料・農業・農村基本法は、国民に対する食料の安定供給は、国内の農業生産の増大を基本とす

ると定めています。農林水産大臣、TPPなどメガFTAが発効している下で更なる自由化は、国

の責任を、責務を放棄するものになるのではありませんか。

RCEP協定には、TPPなどに入っている労働や環境の分野が入っていないません。オーストラリア労働組合評議会は、RCEPには労働に関する章がな

く、児童労働や奴隸に対するものも含め、労働者の保護が盛り込まれていないとし、批准しないこ

とを求めていました。また、国際的には気候変動問題やSDGsなどが重視されています。それなのに、労働や環境の章を設置しなかつた理由を、外務大臣、明らかにしてください。

コロナパンデミックを経験して、自由化一辺倒の貿易ルールでいいのかが問われています。

昨年、日本のマスクの自給率が事実上ゼロでした。しかし、生命の維持に不可欠な医療用品、医療サービス、食料の権利は特別に重要な課題です。

二〇二〇年七月、国連の食料の権利に関する特別報告でマイケル・ファクリ氏は、これまでの貿易政策が食料安全保障などに有効な結果を残せなかつた。WTO農業協定の段階的な廃止と食料への権利に基づく新しい国際的な食料協定への移行を提案しました。

経済主権と食料主権を軽視する貿易ルールとは決別すべきではありませんか。外務、農林水産両大臣の答弁を求めます。

(拍手)

○国務大臣(茂木敏充君) 紙議員から、まず、交渉経過の説明についてお尋ねがありました。

一般的に、外交交渉の経過に関する情報については、他国との信頼関係、他の外交交渉に与える影響等を考慮し、少なくとも一定の期間はこれを公表しないことが外交上の恒例となつておりま

す。

その上で、合意された協定の内容等についてあります。が、RCEPやTPP11などの経済連携協定は、いざれの協定も極めて膨大な分量であり、かつ内容が多岐にわたり、それぞれの協定によつて参加国、協定の構成や規定の仕方が異なる

ているため、それを一目で一覧できるような対照表を作成することは困難だと考えております。

その上で、各交渉に当たつては、決して場当たり的ではなく、国益を懸けた戦略的交渉を行つており、その結果、個別具体的な内容については丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

RCEP協定の物品の市場アクセス交渉、また協定の見直しについてお尋ねがありました。

交渉の結果、特に農林水産品について、全ての参加国との関係で、いわゆる重要五品目について、関税削減、撤廃から全て除外し、関税撤廃率は近年締結された二国間EPA並みの水準とした。

これに対し、我が国の関心品目である自動車部品や鉄鋼品を含む工業製品については、対象国全体で九二%の品目の関税撤廃を実現しました。また、農林水産物・食品についても、我が国

の輸出関心品目について関税撤廃を獲得しております。

このように、企業の利益を優先するために農林水産物を差し出したとの御指摘は全く当たりません。

また、協定の見直しに関しては、その具体的な内容は予断できませんが、いずれにせよ、我が国として国益に反するような合意を行うつもりはありません。

IISDSについてであります。ISDS条項

は、公正中立的な投資仲裁に付託できる選択肢を与えることによって国外に投資を行う我が国の投

資家を保護する上で重要な規定と考えており、我が国としてはこれを支持してきましたが、交渉の結果、ISDS条項については、協定発効後に改めて締約国による討議を行うことになりました。

この討議は、RCEP協定の発効後二年以内に開始され、討議開始から三年以内に完了する旨が規定されており、我が国としても、RCEP協定の発効後、ISDSに関する討議にかかるべく臨んでいく考えであります。

次に、労働や環境に関する規定についてです

が、RCEP協定は、国内制度や経済発展状況が大きく異なる十五か国による経済連携協定であり、交渉の結果、TPPに規定された労働や環境に関する規定は盛り込まれませんでした。

他方、我が国として、これらはいずれも重要なと考えており、協定発効後もRCEP協定のルールの更なる改善、向上に向け、引き続き各國と議論を行つてまいりたいと考えております。

最後に、経済主権や食料主権と貿易ルールの関係についてお尋ねがありました。

世界で保護主義や内向き志向が強まる中、日本は、TPP以来、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA、RCEPなど、自由貿易の旗振り役としてリーダーシップを發揮してきました。

こうした自由貿易の取組は、持続可能なサプライチェーンの構築にも資するものと考えております。

政府としては、今回の新型コロナの感染拡大の教訓も踏まえつつ、医療品や食料等、我が国の国民生活に不可欠な物資の安定的な供給の確保に努めながら、自由で公正な経済圏の拡大やルールに基づく多角的貿易体制の維持強化に引き続きしっかりと取り組んでいく考えであります。(拍手)

(国務大臣野上浩太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(野上浩太郎君) 紙議員の御質問にお答えいたします。

RCEPにおける農林水産物の影響試算の必要性についてのお尋ねがありました。

RCEPにおける農林水産物の影響試算については、重要な品目、すなわち米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物について関税削減・撤廃から全て除外し、また、関税撤廃率は近年締結された二国間EPA並みの水準としました。したがつて、国内農林水産業への特段の影響はない」と考えており、影響試算を行う予定はありません。

なお、委員御指摘の試算については、前提条件が不明なため、結果を評価することは困難である

と考えております。

RCEPにおける野菜や果実等の高収益作物への影響額についてのお尋ねがありました。

野菜や果実等については、中国のリンゴやリンゴ果汁など生産者団体が国産の巻き返しを図りたいとする品目は関税撤廃の対象外とするとともに、用途や価格面で明確にすみ分けられている中國のショウガ、ゴボウや、輸入のほとんどないASEAN十か国やオーストラリア、ニュージーランドからのネギ、ニンジンについては関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保しております。

また、野菜や果実の関税率は比較的低いことから、柿、桃、梨など現在輸入のほとんどない品目については、品質等の面から輸入品に対する国内の需要がない、又は低いものと考えられること、関税が撤廃されても国産の価格等の競争条件が大きく変わるのはではないことから、輸入が増えることは想定しにくいと考えます。したがつて、野菜、果実等についても国内産地への特段の影響はない」と考えており、影響試算を行う予定はありません。

次に、メガFTAと国の責務についてのお尋ねがありました。

RCEP協定の交渉については、我が国の農林水産業が将来にわたって国民への食料の安定供給等の極めて重要な役割を果たしていくよう、攻めるべきものは攻め、守るべきものは守るとの考え方

に立つてしっかりと交渉に臨んできました。その結果、日本側の農林水産品の関税につきましては、重要五品目について、関税削減・撤廃からの除外を確保しました。

日本側の農林水産品の関税撤廃率については、

ASEAN各国、豪州及びニュージーランドに対しては六一%と、近年締結された二国間EPA並みの水準となっています。また、初めてのEPAとなる中国及び韓国に対しては、それぞれ五

六%、四九%と、更に低い水準に抑制しました。したがつて、本協定による国内農林水産業への特段の影響はないと考えております。

農林水産省としては、TPP等の各協定の

成果を最大限に活用していくことが重要と考えて

おり、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき、生産基盤の強化や新市場開拓の推進等により確実に再生産が可能となるよう必要な施策を実施して

いるところであり、これにより食料の安定供給を

図つてまいります。

次に、農林水産物を差し出したのではないかとお尋ねがありました。

RCEP協定の交渉に当つては、我が国の農林水産業が将来にわたつて国民への食料の安定供給等の極めて重要な役割を果たしていくよう、攻めるべきものは攻め、守るべきものは守るとの考え方方に立つてしっかりと交渉に臨んでまいりました。したがつて、企業の利益を優先するため農林水産物を差し出したとの御指摘は当たりません。

次に、貿易ルールの在り方についてのお尋ねが

ありました。

貿易ルールに関しては、我が国としては国際交渉において、食料輸入国としての立場から、一部の国が導入している輸出規制の問題点を明らかにするなど、公平な貿易ルールの確立を目指し交渉に臨んでおります。今後とも、我が国の主張が最大限反映され、食料安全保障の強化が図られるよう、しつかりと取り組んでまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山東昭子君) 日程第一 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長浜

田昌良さん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

田昌良さん。

(浜田昌良君登壇、拍手)

令和三年四月二十一日 参議院会議録第十七号

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

農業法人に

○議長(山東昭子君) 日程第三 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長上月良祐さん。

(浜田昌良君登壇、拍手)

上月良祐さん。

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) 日程第四 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長峯誠さん。

(浜田昌良君登壇、拍手)

峰誠さん。

政府開発援助等に関する特別委員		同日所管使用調書(第一回国会提出、衆議院繼續審査)
辞任	補欠	地方創生及び消費者問題に関する特別委員
石川 大我君	川田 龍平君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
堀井 嶽君	馬場 成志君	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(衆第一四号)
宮崎 雅夫君	加田 裕之君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を災害対策特別委員会に付託した。
川田 龍平君	石川 大我君	災害対策基本法等の一部を改正する法律(閣法第五〇号)
岸 真紀子君	江崎 孝君	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
東日本大震災復興特別委員	江崎 孝君	国家公務員の人事費の適正化の推進に関する法律(衆議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に於ける質問に対する答弁書(第五七号))
辞任	岸 真紀子君	参議院議員牧山ひろえ君提出新型コロナワクチンの接種体制及び開発体制に関する質問に対する答弁書(第五八号)
江崎 孝君	岸 真紀子君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を災害対策特別委員会に付託した。
同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	江崎 孝君	災害対策基本法等の一部を改正する法律(閣法第五〇号)
資源エネルギーに関する調査会委員	江崎 孝君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を災害対策特別委員会に付託した。
辞任	補欠	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
宮島 喜文君	清水 真人君	国家公務員の人事費の適正化の推進に関する法律(衆議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に於ける質問に対する答弁書(第五七号))
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	江崎 孝君	参議院議員牧山ひろえ君提出新型コロナワクチンの接種体制及び開発体制に関する質問に対する答弁書(第五八号)
農林水産委員会	江崎 孝君	参議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に於ける質問に対する答弁書(第五七号)
理事 藤木 真也君	(藤木真也君の補欠)	参議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に於ける質問に対する答弁書(第五七号)
同日衆議院から次の議案が提出された。	江崎 孝君	参議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に於ける質問に対する答弁書(第五七号)
国議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一四号)	江崎 孝君	参議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に於ける質問に対する答弁書(第五七号)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	江崎 孝君	参議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に於ける質問に対する答弁書(第五七号)
少年法等の一部を改正する法律案(閣法第三五号)	江崎 孝君	参議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に於ける質問に対する答弁書(第五七号)
海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案(閣法第二四号)	江崎 孝君	参議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に於ける質問に対する答弁書(第五七号)
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五九号)	江崎 孝君	参議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に於ける質問に対する答弁書(第五七号)
令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第二百一回国会提出、衆議院繼續審査)	江崎 孝君	参議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に於ける質問に対する答弁書(第五七号)
令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第二百一回国会提出、衆議院繼續審査)	江崎 孝君	参議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に於ける質問に対する答弁書(第五七号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。	江崎 孝君	参議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に於ける質問に対する答弁書(第五七号)
漏出張に関する質問主意書(福島みづほ君提出(第六三号))	江崎 孝君	参議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に於ける質問に対する答弁書(第五七号)
経済産業省、資源エネルギー庁幹部らによる新規申請(第六三号)	江崎 孝君	参議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に於ける質問に対する答弁書(第五七号)
政府は、本法施行に当たり、次の事項について	江崎 孝君	参議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に於ける質問に対する答弁書(第五七号)
一、費用	江崎 孝君	参議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に於ける質問に対する答弁書(第五七号)
附帯決議	江崎 孝君	参議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に於ける質問に対する答弁書(第五七号)
政府は、本法施行に當たり、次の事項について	江崎 孝君	参議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に於ける質問に対する答弁書(第五七号)
六、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害対策に當たっては、誹謗中傷等に関する相談や削除対応等の件数等について実態把握を行うとともに、本法施行後において、本法に基づく非訟手続による対応件数、開示までの所要日数等を把	江崎 孝君	参議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に於ける質問に対する答弁書(第五七号)

一、迅速・的確な被害者救済とともに、民主主義の根幹である表現の自由、通信の秘密が確保されるよう特に留意の上、関係機関・団体に協力を求めてインターネット上の誹謗中傷・人権侵害対策に当たること。

二、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害に関する情報発信について、過去の権利侵害に関する判例に基づくガイドラインを作成すること等により、運営事業者自身による契約款や利用規約等に基づく主体的な削除等の取組を支援するとともに、迅速・的確な削除等の対応ができる環境整備を行うこと。

三、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害情報等に関する相談件数が高止まりしており、今後、デジタル化の進展により多種多様な誹謗中傷・人権侵害情報等の発信が想定されることから、インターネット上で誹謗中傷等を受けた被害者の相談体制を関係機関・団体と連携の上、充実・強化し、実効性のある被害者支援体制を構築すること。

四、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害を防止するためには、社会全体の情報モラルやICTRILテラシーの向上が重要であることから、関係機関・団体が連携協力して啓発活動及び加害者や被害者にならない対策を行うとともに、特に児童・生徒に対する情報モラルやICTリテラシー教育を充実させること。

五、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害が海外のウェブサイトやサーバーを経由して行われることに鑑み、発信者情報開示手続や削除に関し、諸外国との間で国際協力体制を構築するよう努めること。

六、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害対策に當たっては、誹謗中傷等に関する相談や削除対応等の件数等について実態把握を行うとともに、本法施行後において、本法に基づく非訟手続による対応件数、開示までの所要日数等を把

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案

握し、適切な被害者救済方策となつてゐるかの検証及び運営事業者に寄せられた削除請求等の件数と対応結果について調査研究を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行うこと。

七、インターネットにおける今後の急速な技術革新に伴い予想される誹謗中傷・権利侵害情報の多種多様な態様の変化に対応できるよう、発信者情報開示及び削除の制度について不斷の見直しを行うこと。

八、インターネット上で権利侵害を受けた被害者が、迅速かつ円滑に権利回復を図ることができるよう、本法に基づく非訟手続について、関係機関・団体と連携の上、適切な周知を図ること。

九、インターネット上で広がっている性暴力被害についても、被害者救済のための運営事業者の役割などを明らかにし、対策を強化すること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。
令和三年四月十三日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。
第一部を改正する法律
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 損害賠償責任の制限

第三章 発信者情報開示の制限(第三条・第四条)

第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続(第八条・第十八条)

第五章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続(第七条)

第六章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続(第八条・第十八条)

附則

第一章 総則

第二章 損害賠償責任の制限

第三章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続(第八条・第十八条)

第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続(第七条)

附則

第一章 総則

第二章 損害賠償責任の制限

第三章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続(第八条・第十八条)

附則

第三条第二項第二号中「当該権利を侵害したとする情報(以下この号及び第四条において「侵害情報」という。)」を「侵害情報」に改める。

第四条の見出し中「開示請求等」を「開示請求」に改め、同条第一項中「次の各号のいずれにも該当するときに限り」及び「(以下「開示関係役務提供者」という。)」を削り、「当該開示関係役務提供者」を「当該特定電気通信役務提供者」に、「氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて、専ら侵害関連通信に係るものとして、総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。)」を「(のうち、特定発信者情報(発信者情報に付随して、その他の特定電気通信設備を他人の通信の用に供する)を特定電気通信役務(特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務(電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。))において同じ。)」に改め、同条第三項

に改め、同条第一号中「この号」の下に「及び第五条第三項」を加え、同条第二号中「)をいう」を「第五条第一項中「につき」を「について定めるとともに、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に關し必要な事項」に改める。

第二条第一号中「この号」の下に「及び第五条第三項」を加え、同条第二号中「)をいう」を「第五条第一項中「(この号)」の下に「及び第五条第三項」を加え、同条第二号中「)をいう」に改め、同条第三号中「特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する」を「特定電気通信役務(特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務(電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。))において同じ。)」に改め、同条第三項

に改め、同条第一号中「この号」の下に「及び第五条第三項」を加え、同条第二号中「)をいう」に改め、同条第三号中「(この号)」の下に「及び第五条第三項」を加え、同条第二号中「)をいう」に改め、同条第三項第一号中「侵害情報」を「当該開示の請求に係る侵害情報」に改め、同項第二号中「その他」の下に「当該」を加え、同項に次の二号を加える。

一、当該開示の請求に係る侵害情報の流通において当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二、当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

三、前二項に規定する「侵害関連通信」とは、侵害の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者の情報を保有していないと認めるとき。

四、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者の情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であつて、総務省令で定めるもののみであると認めるとき。

(1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所

(2) 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するため用いることができる

ことができる発信者情報をこの項の規定により開示を受けた発信者情報(特定発信

者情報を除く。)によつては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。

第四条第二項及び第三項を次のように改める。

特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備

を用いて電気通信役務を提供した者(当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「関連電気通信役務提供者」という。)に対し、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害

電気通信役務を提供するための権利が侵害されたことが明らかであるとき。

一、当該開示の請求に係る侵害情報の流通において当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二、当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

三、前二項に規定する「侵害関連通信」とは、侵害の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者の情報を保有していないと認めるとき。

四、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者の情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であつて、総務省令で定めるもののみであると認めるとき。

(1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所

(2) 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務

提供者を特定するため用いることが能够

できる発信者情報をこの項の規定により開示を受けた発信者情報(特定発信

者情報を除く。)によつては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することが

できないと認めるとき。

第四条第四項を削り、同条を第五条とする。

第三条の二第一号中「以下」を「以下この条において」に、「以下同じ」を「次号において同じ」と改め、同条第二号中「以下」の下に「この号において」

<p>を加え、同条を第四条とし、同条の次に次の章名を付する。</p> <p>第三章 発信者情報の開示請求等</p> <p>本則に次の二条及び一章を加える。</p> <p>(開示関係役務提供者の義務等)</p> <p>第六条 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、当該開示の請求に応じるかどうかについて当該発信者の意見(当該開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合は、その理由を含む)を聽かなければならぬ。</p> <p>2 開示関係役務提供者は、発信者情報開示命令を受けたときは、前項の規定による意見の聴取(当該発信者情報開示命令に係るものに限る)において前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べた当該発信者情報開示命令に係る侵害情報の発信者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、当該発信者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>3 開示関係役務提供者は、第五十五条第一項(第二号に係る部分に限る)の規定による命令を受けた他の開示関係役務提供者から当該命令による発信者情報の提供を受けたときは、当該発信者情報を、その保有する発信者情報(当該提供に係る侵害情報に係るものに限る)を特定する目的以外に使用してはならない。</p> <p>4 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。</p> <p>(発信者情報の開示を受けた者の義務)</p>

<p>第七条 第五条第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報のみだりに用いて、不當に当該発信者情報に係る発信者の名譽又は生活の平穏を害する行為をしてはならない。</p> <p>第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続</p> <p>(発信者情報開示命令)</p> <p>第八条 裁判所は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第五条第一項又は第二項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ぜなければならない。</p> <p>第九条 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについて、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。</p> <p>1 一人を相手方とする場合において、次のイカイ相手方の住所又は居所が日本国内にあるとき。</p> <p>ロ 相手方の住所及び居所が日本国内にない場合又はその住所及び居所が知れない場合において、当該相手方が申立て前に日本国内に内に住所を有していたとき(日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く)。</p> <p>ハ 大使、公使その他外国に在つてその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方とするとき。</p> <p>二 法人その他の社団又は財團を相手方とする場合において、次のイカイ又はロのいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 相手方の主たる事務所又は営業所が日本国内にいるときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所の所在地とする。</p> <p>三 法人その他の社団又は財團を相手方とする場合において、次のイカイ又はロのいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 相手方の主たる事務所又は営業所の所在地とし、その居所が日本国内にないときはその居所が知れないときはその最後の住所の所在地とする。</p> <p>四 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てを立てることができる旨の第二項の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、これを援用することができない。</p> <p>五 外国裁判所にのみ発信者情報開示命令の申立てを立てることができる旨の第二項の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、これを援用することができない。</p> <p>六 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについて前各項の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合(日本の裁判所にのみ</p>

することとなる発信者情報開示命令の申立てについて、前項の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、当該申立ては、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

3 発信者情報開示命令の申立てについて、前二項の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有することとなる場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、当該申立てをすることができる。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(東京地方裁判所を除く)、東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所(大阪地方裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(大阪地方裁判所を除く))、大阪地方裁判所

4 前二項の規定にかかるわらず、発信者情報開示命令の申立ては、当事者が合意で定める地方裁判所の管轄に属する。この場合においては、前二項第三項及び第四項の規定を準用する。

5 前各項の規定にかかるわらず、特許権、実用新案権、回路配線利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利を侵害されたとする者による当該権利の侵害についての発信者情報開示命令の申立てについて、当該各項の規定により次に掲げる裁判所の管轄に属する。該各号に定める裁判所の管轄に専属する。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(東京地方裁判所)

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所(大阪地方裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(大阪地方裁判所を除く))、大阪地方裁判所

3 第二号に係る部分に限る)についての決定に対する即時抗告は、東京高等裁判所の管轄に専属する。

7 前各項の規定にかかるわらず、第十五条第一項(第一号に係る部分に限る)の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

二 当該他の開示関係役務提供者を相手方とする当該提供に係る侵害情報についての発信者情報開示命令事件

(発信者情報開示命令事件)

2 当該提供に係る侵害情報についての他の発信者情報開示命令事件

3 第二項の規定による発信者情報開示命令事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

(発信者情報開示命令の申立ての取下げ)

第十三条 発信者情報開示命令の申立ては、当該申立てについての決定が確定するまで、その全部又は一部を取り下げができる。ただし、当該申立ての取下げは、次に掲げる決定がされた後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

2 前項に規定する訴えは、同項に規定する決定をした裁判所の管轄に専属する。

3 第一項に規定する訴えについての判決においては、当該訴えを不適法として却下するときを除き、同項に規定する決定を認可し、変更し、又は取り消す。

4 第一項に規定する決定を認可し、又は変更した判決で発信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

5 第一項に規定する訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る同項に規定する決定は、確定判決と同一の効力を有する。

6 裁判所が第一項に規定する決定をした場合における非訟事件手続法第五十九条第一項の規定の適用については、同項第二号中「即時抗告をする」とあるのは、「異議の訴えを提起する」とする。

(提供命令)

第十五条 本案の発信者情報開示命令事件が係する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者(以下この項において「申立て」という)の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、次に掲げる事項を命ずることができ

6 開示命令事件(同項に規定する権利の侵害に係るものに限る)についての決定に対する即時抗告は、東京高等裁判所の管轄に専属する。
7 前各項の規定にかかるわらず、第十五条第一項(第一号に係る部分に限る)の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。
二 当該他の開示関係役務提供者を相手方とする当該提供に係る侵害情報についての他の発信者情報開示命令事件
3 第二項の規定による発信者情報開示命令事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。
(発信者情報開示命令の申立ての取下げ)
第十三条 発信者情報開示命令の申立ては、当該申立てについての決定が確定するまで、その全部又は一部を取り下げができる。ただし、当該申立ての取下げは、次に掲げる決定がされた後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。
2 前項に規定する訴えは、同項に規定する決定をした裁判所の管轄に専属する。
3 第一項に規定する訴えについての判決においては、当該訴えを不適法として却下するときを除き、同項に規定する決定を認可し、変更し、又は取り消す。
4 第一項に規定する決定を認可し、又は変更した判決で発信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。
5 第一項に規定する訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る同項に規定する決定は、確定判決と同一の効力を有する。
6 裁判所が第一項に規定する決定をした場合における非訟事件手続法第五十九条第一項の規定の適用については、同項第二号中「即時抗告をする」とあるのは、「異議の訴えを提起する」とする。
(提供命令)
第十五条 本案の発信者情報開示命令事件が係する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者(以下この項において「申立て」という)の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、次に掲げる事項を命ずることができ

官報(号外)

3 次の各号のいづれかに該当するときは、提供命令(提供命令により二以上の他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該他の開示関係役務提供者のうちの一部の者について第一項第二号に規定する通知をしないことにより第二号に該当することとなるときは、当該一部の者に係る部分に限る。)は、その効力

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案

る。

一 当該申立人に対し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該イ又はロに定める事項(イに掲げる場合に該当すると認められるときは、イに定める事項)を書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、総務省令で定めるものをいう。次号において同じ。)により提供すること。

イ 当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報(当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。)により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者(当該侵害情報の発信者であると認めるものを除く。ロにおいて同じ。)の氏名又は名称及び住所(以下この項及び第三項において「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。)の特定をすることができる場合 当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報

ロ 当該開示関係役務提供者が当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報として、総務省令で定めるものを保有していない

場合又は当該開示関係役務提供者がその保有する当該発信者情報によりイに規定する

特定をすることのできない場合 その旨

二 この項の規定による命令(以下この条において「提供命令」といい、前号に係る部分に限る。)により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた当該申立人から、当該他の開示関係役務提供者を相手方として当該侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、当該他の開示関係役務提供者に対し、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報を書面又は電磁的方法により提供すること。

三 この項の規定による命令(以下この条において「提供命令」といい、前号に係る部分に限る。)により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた当該申立人から、当該他の開示関係役務提供者を相手方として当該侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、当該他の開示関係役務提供者に対し、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報を書面又は電磁的方法により提供すること。

四 提供命令を受けた開示関係役務提供者は、当該提供命令に対し、即時抗告をすることができる。

五 提供命令を受けた開示関係役務提供者は、当該提供命令の申立てでは、当該提供命令があつた後であつても、その全部又は一部を取り下げる

者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該提供を受けた日から二月以内に、当該提供命令

を受けた開示関係役務提供者に対し、第一項第二号に規定する通知をしなかつたとき。

第六条 この法律に定めるもののほか、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に關し必要な

事項は、最高裁判所規則で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(発信者の意見の聴取に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日前にしたこの法律による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法

律第四条第二項の規定による意見の聴取は、この法律による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(次条において「新法」という。)第六

条第一項の規定によりされた意見の聴取とみなす。

(消去禁止命令)

第六条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、当該発信者情報開示命令事件

(当該発信者情報開示命令事件についての第十

四条第一項に規定する決定に対しても同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟が終了するまでの間、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報(当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。)を消去してはならない旨を命ずることができる。

二 前項の規定による命令(以下この条において「消去禁止命令」という。)の申立ては、当該消去禁止命令があつた後であつても、その全部又は一部を取り下げることができる。

三 消去禁止命令を受けた開示関係役務提供者は、当該消去禁止命令に対し、即時抗告をすることができる。

(非訟事件手続法の適用除外)

第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続については、非訟事件手続法第二十二条第一項ただし書、第二十七条及び第四十条の規定

は、適用しない。

(最高裁判所規則)

第十八条 この法律に定めるもののほか、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に關し必要な

事項は、最高裁判所規則で定める。

(附 則)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(発信者の意見の聴取に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日前にしたこの法律による改正前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法

律第四条第二項の規定による意見の聴取は、この法律による改正後の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(次条において「新法」という。)第六

条第一項の規定によりされた意見の聴取とみなす。

(消去禁止命令)

第六条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、当該発信者情報開示命令事件

(当該発信者情報開示命令事件についての第十

四条第一項に規定する決定に対しても同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟が終了するまでの間、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報(当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。)を消去してはならない旨を命ずることができる。

二 前項の規定による命令(以下この条において「消去禁止命令」という。)の申立ては、当該消去禁止命令があつた後であつても、その全部又は一部を取り下げることができる。

三 消去禁止命令を受けた開示関係役務提供者は、当該消去禁止命令に対し、即時抗告をする

ことができる。

(非訟事件手続法の適用除外)

第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続については、非訟事件手続法第二十二条第一項ただし書、第二十七条及び第四十条の規定

は、適用しない。

(私事性的画像記録の提供等による被害の防止

に関する法律の一部改正)

第五条 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成二十六年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第六号 第十九条第三項中「第四条第一項」を「第二条

第六号」に改めらる。

(私事性的画像記録の提供等による被害の防止

に関する法律の一部改正)

第五条 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成二十六年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第六号 第四条中「第三条の二第一号」を「第四条(第一

号に係る部分に限る。)」に、「以下の条におい

て同じ。)は「」を「第一号及び第二号において同じ。」に、「同条第一号」を「同法第二条第一号」に、「特定電気通信をいう。以下この条」を「特定電気通信をいう。第一号」に、「同条第四号」を「同法第二条第四号」に、「発信者をいう。以下この条を「発信者をいう。第二号及び第三号」に改め、同条第一号中「(次号)」を「(同号)」に改め、「措置(以下)」の下に「この条及び次条において」を加える。

審査報告書

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和三年四月二十日

農林水産委員長 上月 良祐

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、農林漁業及び食品産業の持続的な発展を図るために、農業法人投資育成事業の対象となる法人として、林業又は漁業を営む法人、食品産業の事業者等を追加する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

農林漁業及び食品産業を取り巻く諸情勢の変化に対処し、その持続的な発展に向けては、家族農業経営の支援及び農業経営の法人化を引き続き推進とともに、農林漁業の生産現場から、輸出、製造、加工、流通、小売、外食等に至る

フレーバリューチェーン全体への資金供給の促進を図ることが重要な課題となつてゐる。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 改正後の農林漁業法人等投資育成事業の投資

対象が現行よりも大幅に追加・拡大される前提として、我が国の農林漁業は、家族経営及び地域に根差した法人等による経営を中心であり、これらの農林漁業者の経営の安定と所得の向上がその持続的な発展に必要不可欠であることを十分認識し、政府主導で設立した株式会社農林漁業成長産業化支援機構の反省も踏まえた上で、本法に基づく民間の資金供給を促進する制度を適切に運用すること。

二 農林漁業法人等に対する投資育成事業の実施に当たつては、出資、融資等の資金調達に係る利用者の自主的な判断を尊重した上で、農林漁業法人等が本制度による出資を活用する際に、連携が可能となるよう、丁寧な制度の説明及び周知を図ること。

三 外国法人への投資割合規制を緩和する改正後の法第十二条の運用等、外国法人に対する投資育成事業の実施に当たつては、国内における投資以上に投資リスクが懸念されることを踏まえ、投資主体に対する適切な指導・監督を行う体制を確保する観点から事業計画の承認に係る基準等を定めるとともに、当該投資リスクの低減に万全を期すこと。

右決議する。

よつて国会法第八十三条により送付する。
令和三年四月八日

参議院議長 山東 昭子殿
衆議院議長 大島 理森

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律案

五 農事組合法人又は株式会社等であつて、農林水産物の生産又は前号に規定する事業の合理化、高度化その他の改善の支援その他の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与すると認められる事業活動として農林水産省令で定めるものを行ふもの(前各号に掲げるものを除く。)

六 第二条第二項中「農業法人投資育成事業」を「農業法人等投資育成事業」に改め、同項第一号及び第二号中「農業法人」を「農林漁業法人等」に改め、同条に次の二項を加える。

七 この法律において「農林水産物」には、これを原料又は材料として製造し、又は加工したもの(次項に規定するものを除く。)であつて、農林漁業法人等投資育成事業に付する特別措置法

八 第二条第二項に規定する再生医療等製品を除く。)をいう。

九 同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品を除く。)をいう。

十 第三条第一項及び第二項第一号中「農業法人投資育成事業」を「農林漁業法人等投資育成事業」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「農業法人」を「農林漁業法人等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「農業法人」を「農林漁業法人等」に改め、同号を同項第四号中「農業法人」を「農林漁業法人等」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「農業法人」を「農林漁業法人等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

十一 持分 株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の取得の対象とする農林漁業法人等が

十二 前条第一項各号に掲げる法人のいずれに該当するかの別

十三 第三条第三項第一号中「農業法人投資育成事業」を「農業法人等投資育成事業」に改め、同項第一号中「その事業計画に係る農業法人投資育成事業」を「農業法人等投資育成事業」に改め、同項第一号の次に次の二号を加える。

十四 二号中「その事業計画に係る農業法人投資育成事業」を「農業法人等投資育成事業」に改め、同項第一号の次に次の二号を加える。

官報(号外)

業が農業法人」を「第二項第二号に規定する農林漁業法人等に前条第一項第一号から第四号までに掲げる法人が含まれる場合にあつては、その事業計画に係る農林漁業法人等投資育成事業が当該法人に改め、同項第三号中「農業法人投資育成事業が農業法人」を「農林漁業法人等投資育成事業が農林漁業又は食品産業に改め、同項第四号中「農業法人投資育成事業」を「農林漁業法人等投資育成事業に改め、同項に次の一号を加える。

五 その事業計画に第三項又は前項に規定する事項が記載されている場合には、これらの事項が我が国の農林漁業又は食品産業の持続的な発展に寄与することを確保するために必要なものとして農林水産大臣が定める基準に照らして適切なものであること。

第三条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項第二号に規定する農林漁業法人等に前条第一項第五号に掲げる法人が含まれる場合にあつては、前項第三号から第五号までに規定する選定の基準として、当該法人が行う事業活動の内容を記載するものとする。

4 第二項第二号に規定する農林漁業法人等に外国法人である農林漁業法人等が含まれる場合にあつては、同項第三号から第五号までに規定する選定の基準として、当該外国法人である農林漁業法人等が営む事業又はその行う事業活動の実施地域及び分野並びに当該外国法人である農林漁業法人等と我が国の農林漁業又は食品産業の事業者(第十二条第一項において「国内事業者」という。)との関連性を記載するものとする。

第四条第二項中「前条第三項」を「前条第五項」に改める。

第五条及び第六条中「農業法人投資育成事業」を「農林漁業法人等投資育成事業」に改める。

第八条第一項中「農業法人」を「農林漁業法人等に」に、「農業法人投資育成事業」を「農林漁業法人等投資育成事業」に改め、同条第二項中「農業法

人投資育成事業」を「農林漁業法人等投資育成事業に改め、同条第三項中「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」を「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号)」に改める。

第九条及び第十条中「農業法人投資育成事業」を「農林漁業法人等投資育成事業」に、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」を「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号)」に改める。

第三条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項第二号に規定する農林漁業法人等に前条第一項第五号に掲げる法人が含まれる場合にあつては、前項第三号から第五号までに規定する選定の基準として、当該法人が行う事業活動の内容を記載するものとする。

4 第二項第二号に規定する農林漁業法人等に外国法人である農林漁業法人等が含まれる場合にあつては、同項第三号から第五号までに規定する選定の基準として、当該外国法人である農林漁業法人等が営む事業又はその行う事業活動の実施地域及び分野並びに当該外国法人である農林漁業法人等と我が国の農林漁業又は食品産業の事業者(第十二条第一項において「国内事業者」という。)との関連性を記載するものとする。

第四条第二項中「前条第三項」を「前条第五項」に改める。

第五条及び第六条中「農業法人投資育成事業」を「農林漁業法人等投資育成事業」に改める。

第八条第一項中「農業法人」を「農林漁業法人等に」に、「農業法人投資育成事業」を「農林漁業法人等投資育成事業」に改め、同条第二項中「農業法

人投資育成事業」を「農林漁業法人等投資育成事業に改め、同条第三項中「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」を「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号)」に改める。

第九条及び第十条中「農業法人投資育成事業」を「農林漁業法人等投資育成事業」に、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」を「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号)」に改める。

第三条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項第二号に規定する農林漁業法人等に前条第一項第五号に掲げる法人が含まれる場合にあつては、前項第三号から第五号までに規定する選定の基準として、当該法人が行う事業活動の内容を記載するものとする。

4 第二項第二号に規定する農林漁業法人等に外国法人である農林漁業法人等が含まれる場合にあつては、同項第三号から第五号までに規定する選定の基準として、当該外国法人である農林漁業法人等が営む事業又はその行う事業活動の実施地域及び分野並びに当該外国法人である農林漁業法人等と我が国の農林漁業又は食品産業の事業者(第十二条第一項において「国内事業者」という。)との関連性を記載するものとする。

第四条第二項中「前条第三項」を「前条第五項」に改める。

第五条及び第六条中「農業法人投資育成事業」を「農林漁業法人等投資育成事業」に改める。

第八条第一項中「農業法人」を「農林漁業法人等に」に、「農業法人投資育成事業」を「農林漁業法人等投資育成事業」に改め、同条第二項中「農業法

人投資育成事業」を「農林漁業法人等投資育成事業に改め、同条第三項中「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」を「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号)」に改める。

第九条及び第十条中「農業法人投資育成事業」を「農林漁業法人等投資育成事業」に、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」を「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号)」に改める。

第三条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項第二号に規定する農林漁業法人等に前条第一項第五号に掲げる法人が含まれる場合にあつては、前項第三号から第五号までに規定する選定の基準として、当該法人が行う事業活動の内容を記載するものとする。

4 第二項第二号に規定する農林漁業法人等に外国法人である農林漁業法人等が含まれる場合にあつては、同項第三号から第五号までに規定する選定の基準として、当該外国法人である農林漁業法人等が営む事業又はその行う事業活動の実施地域及び分野並びに当該外国法人である農林漁業法人等と我が国の農林漁業又は食品産業の事業者(第十二条第一項において「国内事業者」という。)との関連性を記載するものとする。

第四条第二項中「前条第三項」を「前条第五項」に改める。

第五条及び第六条中「農業法人投資育成事業」を「農林漁業法人等投資育成事業」に改める。

第八条第一項中「農業法人」を「農林漁業法人等に」に、「農業法人投資育成事業」を「農林漁業法人等投資育成事業」に改め、同条第二項中「農業法

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

ノド軍隊

（防衛省設置法の一部改正）
第一条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六百六十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万六百九十五人」を「十五万五百九十八人」に、「四十万五千三百二十九人」を「四十万五千三百七人」に、「四十万六千九百四十三人」を「四十万六千九百一十八人」に、「千四百八十八人」を「千五百五十二人」に、「三百八十二人」を「三百八十五人」に、「千九百三十二人」を「千九百三十六人」に、「四十九人」を「五十人」に改める。

（自衛隊法の一部改正）
第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六百六十五号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号中「又はカナダ」を「カナダ又はインド」に改める。

（インド軍隊に対する物品又は役務の提供）

第一百条の十六 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるインド軍隊（インドの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該インド軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

（インド軍隊及びインド軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するインド軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するインド軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当するインド軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の

第一百条の十七 この法律又は他の法律の規定により、インド軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本國の自衛隊とインド軍隊との間ににおける物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の定めるところによる。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正）
第三条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「又はカナダ」を「カナダ又はインド」に改める。

（第一項に規定する物品の提供には、インドの軍隊に対する弾薬の提供は含まないものとする。）
第三十三条に次の二項を加える。

4 第一項に規定する物品の提供には、インドの軍隊が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行なうために当該部隊等と共に現場に所在する人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在する人員若しくは当該活動と同種の活動を行なう印度軍隊補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

5 第一項に規定する物品の提供には、インドの軍隊に対する弾薬の提供は含まないものとする。

（第一項第二号から第九号までに掲げる印度軍隊補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

この法律は、令和四年三月三十日までの間に於て政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、日本國の自衛隊と印度軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

（第一項に規定する法律案）
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

（民法等の一部を改正する法律案）
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和三年四月二十日

参議院議長 山東 昭子殿 法務委員長 山本 香苗

（インド軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を防止するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るために、相隣関係並びに共有物の利用及び管理に関する規定の整備、所有者不明土地管理命令等の制度の創設並びに具体的な相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限等に関する規定の整備を行うとともに、相続等による所有権の移転の登記の申請を相続人に義務付ける規定の創設等を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

二、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行に伴い、令和三年度に必要な経費は、約六億三百万円である。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一、経済価値の乏しい相続土地の国庫帰属については、申請人の負担軽減の必要性も踏まえ、承認要件や申請人の費用負担の在り方を検討することともに、施行後五年間の運用状況を踏まえ、検討を行うに当たっては、土地所有権の放棄の在り方、承認申請者の要件、国庫帰属後の土地の利活用の方策その他の事項についても検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、承認申請があつた際には、関係機関との連携を図ること。

二、相続登記等の申請の義務違反の場合において、法務局における「正当な理由の判断や裁判所に対する過料事件の通知の手続等過料の制裁の運用に当たつては、透明性及び公平性の確保

に努めるとともに、DV被害者の状況や経済的な困難の状況等実質的に相続登記等の申請が困難な者の事情等を踏まえた柔軟な対応を行うこと。

三、相続人申告登記、住所等の変更登記をはじめとする新たに創設する職権的登記について、登記申請義務が課される者の負担軽減を図るために、添付書面の簡略化に努めるほか、登録免許税を非課税とする措置等について検討を行うこと。

四、在留外国人が各種相続手続に必要な書類を収集することに困難を伴う例があることなどを考慮し、在留外国人の身分関係を証明しやすくするための取組について、必要な検討を行うこと。

五、遺産分割協議が行われ、その結果を登記に反映させることは確定的な権利帰属を促進し、不動産所有権の分散化の防止につながるもので、本改正の趣旨にも沿うものであることから、関係機関及び専門職者は連携体制を強化し、その促進に向けて、積極的に周知広報を行うこと。

六、登記官が他の公的機関から死亡等の情報を取得し、職権で登記に符号を表示するに当たつては、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、情報収集の仕組みについて更に検討し、必要な措置を講ずることとともに、死亡者課税を極力避けるべく死者の情報についての各種台帳相互の連携を図ること。

七、両法案に基づく新たな所有者不明土地対策としての各種施策を着実に実施し、所有者不明土地問題の解決を図るために、法務局の十分な人的体制及び予算の確保を図ること。

八、所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣

旨とする所有者不明土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たつては、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図ることとともに、制度の趣旨及び請求が可能な利害関係人や利用ができる事例等について周知を図ること。また、財産管理制度において、代理人による土地等の処分に対する裁判所の許可が適切になされるよう、借地関係等の利用状況や売買の相手方を慎重に調査すべきことを関係者に周知徹底するとともに、本法施行後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じて裁判所の許可に対する利害関係人の不服申立て制度の導入等を検討すること。

九、今回の所有者不明土地対策のための見直しは国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底に努めるとともに、本法施行前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定や遺産分割に関する規定が適用されることについては、国民の混乱を防止する観点から、特に周知徹底を図ること。この際、法律専門職者との連携に努めるとともに、広報に必要な予算の確保に努めること。

右決議する。

民法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和三年四月一日

参議院議長 山東 昭子殿
衆議院議長 大島 理森

民法等の一部を改正する法律案
(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 共有(第二百四十九条—第二百六十四条)」を「第三節 共有(第二百四十九条—第二百六十四条)」を

第五節 所有者不明土地管理条例不全土地管理条例

一、(第二百六十四条)
令及び管理不全建物管理条例(第二百六十四条)
令及び管理不全土地管理条例

四条の二—第二百六十四条の八)に改める。

第二百九条の見出しを「(離地の使用)」に改め、同条第一項中「境界又はその付近において

に閲して、国や地方公共団体から委託を受けた専門家の調査における戸籍証明書等の取得の手続の円滑化についても、オンライン化等を含め、検討すること。

十三、国土の有効利用を図る観点から、国土調査事業及び地図作成事業を迅速に実施して不動産登記法第十四条地図を整備し、土地の筆界の明確化を図るよう努めるとともに、ランドバンクの果たすべき役割について検討するとともに、併せて、所有者不明土地等問題の解決に向け相続登記の登録免許税の減免や添付書面の簡略化について必要な措置を検討すること。

障壁又は建物を築造し又は修繕する」を「次に掲げる目的の」に、「の使用を請求する」を「を使用する」に改め、同項ただし書中「隣人」を「住家について」は、その居住者に改め、「その住家に」を削り、同項に次の各号を加える。

一 境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、収去又は修繕

二 境界標の調査又は境界に関する測量

三 第二百三十三条规定による枝の切取り

第二百九条第二項中「前項」を「第一項」に、「隣人」を「隣地の所有者又は隣地使用者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地の所有者及び隣地を現に使用している者(以下この条において「隣地使用者」という。)のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

3 第一項の規定により隣地を使用する者は、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。
第二百十三条の次に次の見出し及び二条を加える。

(継続的給付を受けるための設備の設置権等)

第一百十三条の二 土地の所有者は、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付(以下この項及び次条第一項において「継続的給付」といふ。)を受けることができないときは、継続的給付を受けるため必要な範囲内で、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができる。

2 前項の場合には、設備の設置又は使用の場

所及び方法は、他の土地又は他人が所有する設備(次項において「他の土地等」という。)のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

3 第一項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用する者は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による権利を有する者は、同項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用するために当該他の土地又は当該他人が所有する設備がある土地を使用することができる。この場合においては、第二百九条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定を準用する。

5 第一項の規定により他の土地に設備を設置する者は、その土地の損害(前項において準用する第二百九条第四項に規定する損害を除く)に対して償金を支払わなければならぬ。ただし、一年ごとにその償金を支払うことができる。

6 第一項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その設備の使用を開始するため生じた損害に対して償金を支払わなければならない。

7 第一項の規定により他人が所有する設備を

一部を譲り渡した場合について準用する。

第二百三十三条第一項中「隣地」を「土地の所有者は、隣地」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、竹木が数人の共有に属するときは、各共有者は、その枝を切り取ることができる。

3 第一項の場合において、次に掲げるときは、土地の所有者は、その枝を切り取ることができる。

4 第一項の規定により他人が所有する設備を

所及び方法は、他の土地又は他人が所有する設備(次項において「他の土地等」という。)のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

5 各共有者は、前各項の規定にかかるわらず、保存行為をすることができる。

6 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

7 第一項の規定により他人が所有する設備を

所及び方法は、他の土地又は他人が所有する設備(次項において「他の土地等」という。)のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

8 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

9 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

10 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

11 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

12 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

13 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

14 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

15 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

16 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

17 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

18 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

19 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

20 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

21 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

22 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

23 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

24 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

25 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

26 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

27 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

28 各号に規定する他の共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の裁判をすることができる。

(共有物の管理者)

第二百五十二条の二 共有物の管理者は、共有物の管理に関する行為をすることができる。ただし、共有者の全員の同意を得なければ、共有物に変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。次項において同じ。)を加えることができない。

2 共有物の管理者が共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有物の管理者の請求により、当該共有者以外の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができる。

3 共有物の管理者は、共有者が共有物の管理に関する事項を決した場合には、これに従つてその職務を行わなければならない。

4 前項の規定に違反して行つた共有物の管理者の行為は、共有者に対してその効力を生じない。ただし、共有者は、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

第二百五十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「裁判による共有物の分割」を付し、同条第一項中「とき」の下に「、又は協議をすることができないとき」を加え、同条第二項中の場合において、「を」に規定する方法により改め、「の現物」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 裁判所は、次に掲げる方法により、共有物の分割を命ずることができる。

一 共有物の現物を分割する方法

第二百五十八条に次の二項を加える。

4 裁判所は、共有物の分割の裁判において、当事者に対して、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他給付を命ずることができる。

第二百五十八条の二 共有物の全部又はその持

2 共有物の持分が相続財産に属する場合において、相続開始の時から十年を経過したときは、当該共有物の持分について前条の規定による分割をすることができない。

3 相続人が前項ただし書の申出をする場合において、相続人が当該共有物の持分について同条の規定による分割をすることに異議の申出をしたときは、この限りでない。

4 相続人が前項ただし書の申出をする場合において、当該相続人が前条第一項の規定による請求を受けた裁判所から当該請求があつた旨の通知を受けた日から二箇月以内に当該裁判所にしなければならない。

第二百六十二条の次に次の二条を加える。

(所在等不明共有者の持分の取得)

第二百六十二条の二 不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、その共有者を対象として、所有者不明土地管理命令及び(所有者不明建物管理命令)の裁判をすることができる。

第二百六十二条の三 不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有の持分を取得する旨の裁判をすることができる。

2 所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合において、相続開始の時から十年を経過していないときは、裁判所は、前項の裁判をすることができる。

3 第二項の裁判により付与された権限に基づき共有者が所在等不明共有者の持分を第三者に譲渡したときは、所在等不明共有者は、当該譲渡をした共有者に対し、不動産の時価相当額を所在等不明共有者の持分に応じて按分して得た額の支払を請求することができる。

2 前項の請求があつた持分に係る不動産について第二百五十八条第一項の規定による請求又は遺産の分割の請求があり、かつ、所在等不明共有者が前項の請求を受けた裁判所に同項の裁判をすることについて異

分が相続財産に属する場合において、共同相続人間で当該共有物の全部又はその持分について遺産の分割をすべきときは、当該共有物の持分について前条の規定による分割をすることができない。

2 共有物の持分が相続財産に属する場合において、相続開始の時から十年を経過したときは、当該共有物の持分について前条の規定による分割をすることができない。

3 所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合(共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に限る。)において、相続開始の時から十年を経過していないときは、裁判所は、第一項の裁判をすることができない。

4 第二編第三章第三節の次に次の二節を加える。

第二百六十四条中「この節」の下に「(第二百六十二条の二及び第二百六十二条の三を除く。)」

2 第二百六十四条の二 裁判所は、所有者不明建物管理命令及び(所有者不明土地管理命令)の裁判をすることができる。

3 所在等不明共有者の持分が相続財産に属する場合(共同相続人間で遺産の分割をすべき場合に限る。)において、相続開始の時から十年を経過していないときは、裁判所は、第一項の裁判をすることができない。

4 第二百六十四条の二 裁判所は、所有者不明建物管理命令及び(所有者不明土地管理命令)の裁判をすることができる。

第二百六十四条の二 裁判所は、所有者を知ることができる、又はその所在を知ることができない土地(土地が数人の共有に属する場合にあっては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有の持分)について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る土地又は共有持分を対象として、所有者不明土地管理人(第四項に規定する所有者不明土地管理人をいう。以下同じ。)による管理を命ずる処分(以下「所有者不明土地管理命令」という。)をすることができる。

第二百六十四条の二 裁判所は、所有者不明土地管理命令の効力は、当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地(共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が発せられた場合にあっては、共有物である土地)にある動産(当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地の所有者又は共有持分を有する者が所有するものに限る。)に及ぶ。

3 所有者不明土地管理命令は、所有者不明土地管理命令が取り消された場合において、当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地の所有者又は共有持分を有する者が所有するものに限る。に及ぶ。

4 前項の規定は、不動産の使用又は収益をする権利(所有権を除く。)が数人の共有に属する場合について準用する。

産について、必要があると認めるときも、することができる。

4 裁判所は、所有者不明土地管理命令をする場合には、当該所有者不明土地管理命令において、所有者不明土地管理人を選任しなければならない。

(所有者不明土地管理人の権限)

第二百六十四条の三 前条第四項の規定により所有者不明土地管理人が選任された場合に所有者不明土地管理人の選任された場合には、所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分及び所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ動産並びにその管理、処分その他の事由により所有者不明土地管理人が得た財産(以下「所有者不明土地等」という)の管理及び処分をする権利は、所有者不明土地管理人に専属する。

2 所有者不明土地管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもつて善意の第三者に対抗するこ

二 所有者不明土地等の性質を変えない範囲

内において、その利用又は改良を目的とする行為

(所有者不明土地等に関する訴えの取扱い)

第二百六十四条の四 所有者不明土地管理命令が発せられた場合には、所有者不明土地等に関する訴えについては、所有者不明土地管理人を原告又は被告とする。

(所有者不明土地管理人の義務)

第二百六十四条の五 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地等の所有者(その共有持分を有する者を含む)のために、善良な管理者の注意をもつて、その権限を行使しなければならない。

2 数人の者の共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が発せられたときは、所有者不

明土地管理人は、当該所有者不明土地管理命令の対象とされた所有者不明建物管理制度が発せられた場合には、共有物である建物に係る動産(当該所有者不明建物管理制度の対象とされた建物の所有者又は共有持分を有する者が所有するものに限る)及び当該建物を所有し、又は当該建物の共有持分を有するための建物の敷地に関する権利(賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利(所有権を除く))であつて、当該所有者不明建物管理制度の対象とされた建物の所有者又は共有持分を有する者が有するものに限る)に及ぶ。

第二百六十四条の六 所有者不明土地管理人がその任務に違反して所有者不明土地等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、所有者不明土地管理人を解任することができる。

2 所有者不明土地管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

(所有者不明土地管理人の報酬等)

第二百六十四条の七 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができるとする。

2 所有者不明土地管理人による所有者不明土地等の管理に必要な費用及び報酬は、所有者不明土地等の所有者(その共有持分を有する者を含む)の負担とする。

(所有者不明建物管理命令)

第二百六十四条の八 裁判所は、所有者を知ることでできず、又はその所在を知ることができない建物(建物が数人の共有に属する場合にあっては、共有人を知ることができず、又はその所在を知ることができない建物の共有持分について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る建物又は共有持分を対象として、所有者不明建物管理人第四項に規定する所有者不明建物管理人をいう。以下この条において同じ。)による管理を命ずる处分(以下この条において「所有者不明建物管理命令」という。)をすることができる。

2 所有者不明建物管理命令の効力は、当該所

有者不明建物管理命令の対象とされた建物(共有持分を対象として所有者不明建物管理制度が発せられた場合には、共有物である建物に係る動産(当該所有者不明建物管理制度の対象とされた建物の所有者又は共有持分を有する者が所有するものに限る)及び当該建物を所有し、又は当該建物の共有持分を有するための建物の敷地に関する権利(賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利(所有権を除く))であつて、当該所有者不明建物管理制度の対象とされた建物の所有者又は共有持分を有する者が有するものに限る)に及ぶ。

2 管理不全土地管理命令の効力は、当該管理不全土地管理命令の対象とされた土地にある動産(当該管理不全土地管理命令の対象とされた土地の所有者又はその共有持分を有する者が所有するものに限る)に及ぶ。

2 裁判所は、管理不全土地管理命令における場合には、当該管理不全土地管理命令において、管理不全土地管理人を選任しなければならない。

(管理不全土地管理人の権限)

第二百六十四条の十 管理不全土地管理人は、当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物又は共有持分並びに当該所有者不明建物管理命令の効力が及ぶ動産に関する権利の管理、処分その他の事由により管理命令が及ぶ動産及び建物の敷地に必要があると認めるときも、することができる。

3 所有者不明建物管理命令は、所有者不明建物管理命令が発せられた後に当該所有者不明建物管理命令が取り消された場合において、当該所有者不明建物又は共有持分並びに当該所有者不明建物管理命令の効力が及ぶ動産及び建物の敷地に管理命令の効力が及ぶ動産及び建物の敷地に管理命令の効力が及ぶ動産及び建物の敷地に

4 裁判所は、所有者不明建物管理命令をする場合には、当該所有者不明建物管理命令において、所有者不明建物管理人を選任しなければならない。

2 管理不全土地管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもつて善意でかつ過失がない第三者に對抗することはできない。

一 保存行為

2 管理不全土地管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この許可がないことをもつて善意でかつ過失がない第三者に對抗することはできない。

一 保存行為

2 管理不全土地等の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

(管理不全土地管理命令)

第二百六十四条の九 裁判所は、所有者による土地の管理が不適当であることによつて他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において

3 管理不全土地管理命令の対象とされた土地の処分についての前項の許可をするには、その所有者の同意がなければならない。

(管理不全土地管理人の義務)

第二百六十四条の十一 管理不全土地管理人は、管理不全土地等の所有者のために、善良な管理者の注意をもつて、その権限を行使し

<p>2 なければならぬ。</p> <p>2 管理不全土地等が数人の共有に属する場合には、管理不全土地管理人は、その共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない。</p> <p>(管理不全土地管理人の解任及び辞任)</p> <p>第二百六十四条の十二 管理不全土地管理人がその任務に違反して管理不全土地等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、管理不全土地管理人を解任することができ</p>	<p>2 なければならない。</p> <p>2 管理不全土地等が数人の共有に属する場合には、管理不全土地管理人は、その共有持分を有する者全員のために、誠実かつ公平にその権限を行使しなければならない。</p> <p>(管理不全土地管理人の解任及び辞任)</p> <p>第二百六十四条の十二 管理不全土地管理人がその任務に違反して管理不全土地等に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、管理不全土地管理人を解任することができ</p>
--	---

<p>2 管理不全土地管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。</p> <p>(管理不全土地管理人の報酬等)</p> <p>第二百六十四条の十三 管理不全土地管理人は、管理不全土地等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。</p> <p>(管理不全土地管理人の報酬等)</p>	<p>2 管理不全土地管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。</p> <p>(管理不全土地管理人の報酬等)</p> <p>第二百六十四条の十三 管理不全土地管理人は、管理不全土地等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。</p> <p>(管理不全土地管理人の報酬等)</p>
---	---

<p>2 管理不全土地管理人による管理不全土地等の管理に必要な費用及び報酬は、管理不全土地等の所有者の負担とする。</p> <p>(管理不全建物管理命令)</p> <p>第二百六十四条の十四 裁判所は、所有者による建物の管理が不適當であることによつて他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該建物を対象として、管理不全建物管理人(第三項に規定する管理不全建物管理人)をいう。第四項において同じ。)による管理を命ずる处分(以下この条において「管理不全建物管理命令」という。)をすることができる。</p> <p>2 管理不全建物管理命令は、当該管理不全建物管理命令の対象とされた建物にある動産(当該管理不全建物管理命令の対象とされた建物の所有者又はその共有持分を有する者が</p>	<p>2 管理不全土地等の管理に必要な費用及び報酬は、管理不全土地等の所有者の負担とする。</p> <p>(管理不全建物管理命令)</p> <p>第二百六十四条の十四 裁判所は、所有者による建物の管理が不適當であることによつて他人の樺利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該建物を対象として、管理不全建物管理人(第三項に規定する管理不全建物管理人)をいう。第四項において同じ。)による管理を命ずる处分(以下この条において「管理不全建物管理命令」という。)をすることができる。</p> <p>2 管理不全建物管理命令は、当該管理不全建物管理命令の対象とされた建物にある動産(当該管理不全建物管理命令の対象とされた建物の所有者又はその共有持分を有する者が</p>
---	---

<p>2 第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。</p> <p>2 第八百九十八条に次の一項を加える。</p> <p>2 相続財産について共有に関する規定を適用するときは、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分をもつて各相続人の共有持分とする。</p> <p>2 第九百四条の二の次に次の二条を加える。</p> <p>(期間経過後の遺産の分割における相続分)</p>	<p>3 所有するものに限る。)及び当該建物を所有するための建物の敷地に関する権利(賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利(所有権を除く。)であつて、当該管理不全建物管理命令の対象とされた建物の所有者又はその共同持分を有する者があるものに限る。)に及ぶ。</p> <p>3 裁判所は、管理不全建物管理命令をする場合には、当該管理不全建物管理命令において、管理不全建物管理人を選任しなければならない。</p> <p>4 第二百六十四条の十から前条までの規定は、管理不全建物管理命令及び管理不全建物管理人について準用する。</p> <p>4 第三百九十二条第一項中「按分する」を「按分する」に改める。</p> <p>4 第八百九十七条の二 家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。ただし、相続人が一人である場合においてその相続人が相続の単純承認をしたとき、相続人が数人ある場合において遺産の全部の分割がされたとき、又は第九百五十二条第一項の規定により相続財産の清算人が選任されているとにより相続財産の清算人が選任されているときは、この限りでない。</p> <p>2 第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。</p> <p>2 第八百九十八条に次の一項を加える。</p> <p>2 相続財産について共有に関する規定を適用するときは、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分をもつて各相続人の共有持分とする。</p> <p>2 第九百四条の二の次に次の二条を加える。</p> <p>(期間経過後の遺産の分割における相続分)</p>
--	---

り、「相続財産の管理人は、遅滞なく、すべてを相続財産の清算人は、全てに、「一定の」を二箇月以上の期間を定めて、そのに、「二箇月を下ることができない」を同項の規定により相続人が権利を主張すべき期間として家庭裁判所が公告した期間内に満了するものでなければならぬ」に改める。

第九百五十八条を削る。

第九百五十八条の二中「前条」を「第九百五十一条に、「相続財産の管理人」を「相続財産の清算人」に改め、同条を第九百五十八条と（不動産登記法の一部改正）

第九百五十八条の三第二項中「第九百五十八条」を「第九百五十二条第二項」に改め、同条を第九百五十八条の二とする。

第二条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十四条」を「第七十三条の二」に改める。

第三条第十号中「第五十条」の下に「第七十条第二項」を加える。

第十六条第二項中「第七十六条」の下に「から第七十六条の四まで、第七十六条の六」を加える。

第二十五条第七号中「第六十五条」の下に「、第七十六条の五」を加える。

第五十九条第六号中「含む。」の下に「若しくは第九百八条第二項」を加え、「同法第九百八条」を「同法第九百七条第三項」を「同法第四項」に、「同法第九百七条第三項」を「同条第四項」に改める。

第六十三条に次の二項を加える。

3 遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)による所有権の移転の登記は、第六十条の規定にかかるらず、登記権利者が単独で申請することができる。

第六十九条の次に次の二項を加える。

(買戻しの特約に関する登記の抹消)

第六十九条の二 買戻しの特約に関する登記がされている場合において、契約の日から十年

を経過したときは、第六十条の規定にかかるらず、登記権利者は、単独で当該登記の抹消を申請することができる。

第七十条の見出しを「除権決定による登記の抹消等」に改め、同条第一項中「登記義務者」を「共同して登記の抹消の申請をするべき者の」に、「登記義務者」とを「その者」とに改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項の登記」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の登記が地上権、永小作権、質権、賃借権若しくは採石権に関する登記又は買戻しの特約に関する登記であり、かつ、登記された存続期間又は買戻しの期間が満了している場合において、相当の調査が行われたと認められるものとして法務省令で定める方法により調査を行つてもなお共同して登記の抹消の申請をするべき者の所在が判明しないときは、その者の所在が知れないものとみなして、同項の規定を適用する。

第七十条の次に次の二項を加える。

(解散した法人の担保権に関する登記の抹消) 第七十一条の二 登記権利者は、共同して登記の抹消の申請をすべき法人が解散し、前条第二項に規定する方法により調査を行つてもなお所有権の移転の登記を申請しなければならない。遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)により所有権を取得した者も、同様とする。

2 前項前段の規定による登記(民法第九百条及び第九百一条の規定により算定した相続分に応じてされたものに限る。)がされた後に遺産の分割があつた場合において、被担保債権の弁済期から三十年を経過し、かつ、その法人の解散の日から三十年を経過したときは、第六十条の規定にかかるらず、单独で当該登記の抹消を申請することができる。

第四章第三節第二款中第七十四条の前に次の二項を加える。

3 前項の規定は、代位者その他の者の申請又は嘱託により、当該各項の規定による登記

(所有権の登記の登記事項)

第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 所有権の登記名義人が法人であるときは、会社法人等番号(商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第七条(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する会社法人等番号をいう。)その他の特定の法人を識別するために必要な事項として法務省令で定めるもの

二 所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときは、その国内における連絡先となる者の氏名又は名称及び住所その他国内における連絡先に関する事項として法務省令で定めるもの

三 登記官は、第一項の規定による申出があったときは、職権で、その旨並びに当該申出をした者の氏名及び住所その他法務省令で定める事項を所有権の登記に付記することができる。

4 第一項の規定による申出をした者は、その後の遺産の分割によって所有権を取得したとき(前条第一項前段の規定による登記がされた後)に当該遺産の分割によって所有権を取得したときを除く)は、当該遺産の分割の日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。

5 前項の規定は、代位者その他の者の申請又は嘱託により、同項の規定による登記がされた場合には、適用しない。

6 第一項の規定による申出の手続及び第三項の規定による登記に關し必要な事項は、法務省令で定める。

(所有権の登記名義人についての符号の表示)

第七十六条の四 登記官は、所有権の登記名義人(法務省令で定めるものに限る。)が権利能

力を有しないこととなつたと認めるべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職権で、当該所有権

がされた場合には、適用しない。

(相続人である旨の申出等)

第七十六条の三 前条第一項の規定により所有権の移転の登記を申請する義務を負う者は、法務省令で定めるところにより、登記官に対し、所有権の登記名義人について相続が開始した旨及び自らが当該所有権の登記名義人の相続人である旨を申し出ることができる。

2 前条第一項に規定する期間内に前項の規定による申出をした者は、同条第一項に規定する所有権の取得(当該申出の前にされた遺産の分割によるものを除く。)に係る所有権の移転の登記を申請する義務を履行したものとみなす。

3 登記官は、第一項の規定による申出があつたときは、職権で、その旨並びに当該申出をした者の氏名及び住所その他法務省令で定める事項を所有権の登記に付記することができる。

4 第一項の規定による申出をした者は、その後の遺産の分割によって所有権を取得したとき(前条第一項前段の規定による登記がされた後)に当該遺産の分割によって所有権を取得したときを除く)は、当該遺産の分割の日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。

5 前項の規定は、代位者その他の者の申請又は嘱託により、同項の規定による登記がされた場合には、適用しない。

6 第一項の規定による申出の手續及び第三項の規定による登記に關し必要な事項は、法務省令で定める。

(所有権の登記名義人についての符号の表示)

第七十六条の四 登記官は、所有権の登記名義人(法務省令で定めるものに限る。)が権利能

力を有しないこととなつたと認めるべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職権で、当該所有権

<p>の登記名義人についてその旨を示す符号を表示することができる。</p> <p>(所有権の登記名義人の氏名等の変更の登記の申請)</p> <p>第七十六条の五 所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があつたときは、当該所有権の登記名義人は、その変更があつた日から二年以内に、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記を申請しなければならない。</p> <p>(職権による氏名等の変更の登記)</p> <p>第七十六条の六 登記官は、所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について変更があつたと認めるべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職権で、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記をすることができる。ただし、当該所有権の登記名義人が自然人であるときは、その申出があるときに限る。</p> <p>第六百十九条に次の一項を加える。</p> <p>登記官は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、登記録に記録されている者(自然人であるものに限る)の住所が明らかにされることにより、人の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれがある場合又はこれに準ずる程度に心身に有害な影響を及ぼすおそれがあるものとして法務省令で定める場合において、その者からの申出があったときは、法務省令で定めるところにより、第一項及び第二項に規定する各書面に当該住所に代わるものとして法務省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>第六百十九条の次に次の二項を加える。</p> <p>(所有不動産記録証明書の交付等)</p> <p>第一百十九条の一 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、自らが所有権の登記名義人(これに準ずる者として法務省令で定めるものを含む)として記録されている不動産に係</p>

<p>る登記記録に記録されている事項のうち法務省令で定めるもの(記録がないときは、その旨)を証明した書面(以下この条において「所有不動産記録証明書」という)の交付を請求することができる。</p> <p>2 相続人その他の一般承継人は、登記官に対し、手数料を納付して、被承継人に係る所有不動産記録証明書の交付を請求することができる。</p> <p>3 前二項の交付の請求は、法務大臣の指定する登記所の登記官に對し、法務省令で定めるところにより、することができる。</p> <p>4 前条第三項及び第四項の規定は、所有不動産記録証明書の手数料について準用する。</p> <p>第五百二十条第三項中「前条第三項」を「第六百九条第三項」に改める。</p> <p>第六百二十一条第二項中「附属書類」の下に「のうち前項の図面」を、「表示したもの」の下に「次項において同じ。」を加え、同項ただし書を削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。</p> <p>3 何人も、正当な理由があるときは、登記官に対し、法務省令で定めるところにより、手数料を納付して、登記簿の附属書類(第一項の図面を除き、電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの。次項において同じ。)の全部又は一部(その正当な理由があると認められる部分に限る)の閲覧を請求することができる。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、登記を申請した者は、登記官に対し、法務省令で定めるところにより、手数料を納付して、自己を申請人ととする登記記録に係る登記簿の附属書類の閲覧を請求することができる。</p> <p>第五百二十二条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「どき。」に改める。</p> <p>第五百六十二条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「どき。」に改める。</p> <p>第五百六十四条中「又は第五十八条第六項」を「第五十八条第六項」に改め、「第七項」の下に「第七十六条の二第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第四項」を「者が」の下に「正当な理由がないのに」を加え、同条に次の二項を加える。</p> <p>2 第七十六条の五の規定による申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、五万円以下の過料に処する。</p>

<p>各号」を「第六百三十一条第三項各号」に改める。</p> <p>第二百四十九条第一項中「第六百五十三条」を「第六百五十四条」に改める。</p> <p>第一百五十四条を削り、第六百五十三条を第六百五十五条とし、第六百五十二条を第六百五十三条とし、第六百五十一条を第六百五十二条とし、第七章中同条の前に次の二条を加える。</p> <p>(情報の提供の求め)</p> <p>第五百五十五条 登記官は、職権による登記を作成するため必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の人者に対し、その対象となる不動産の所有者等(所有権が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人(法人でない)社団又は財團を含む。)をいう。に関する情報の提供を求めることができる。</p> <p>第五百五十六条 登記官は、職権による登記を作成するため第十四条第一項の地図を作成するたし、又は第十四条第一項の地図を作成するため必要な限度で、関係地方公共団体の長その他の人者に対し、その対象となる不動産の所有者等(所有権が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人(法人でない)社団又は財團を含む。)をいう。に関する情報の提供を求めることができる。</p> <p>第五百五十七条 第五百五十六条から第九十一条までを次のように改める。</p> <p>(共有物の管理に係る決定)</p> <p>第五百五十八条 次に掲げる裁判に係る事件は、当該裁判に係る共有物又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百六十四条に規定する数人で所有権以外の財産権を有する場合における当該財産権(以下この条において単に「共有物」という。)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p> <p>一 民法第二百五十五条第二項、第二百五十二条第二項第一号及び第二百五十二条の二第二項第一号及び第二百五十二条の二第二項第一号の規定を同法第二百六十四条において準用する場合を含む。の規定による裁判</p> <p>二 民法第二百五十二条第二項第二号(同法第二百六十四条において準用する場合を含む。第三項において同じ。)の規定による裁判</p> <p>三 第二百六十四条において準用する場合を含む。の規定による裁判</p> <p>四 第二百六十四条において準用する場合を含む。の規定による裁判</p> <p>第五百五十九条中「第六百五十二条第二項」に改める。</p> <p>第五百六十条中「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「どき。」に改める。</p> <p>第五百六十二条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「どき。」に改める。</p> <p>第五百六十四条中「又は第五十八条第六項」を「第五十八条第六項」に改め、「第七項」の下に「第七十六条の二第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第四項」を「者が」の下に「正当な理由がないのに」を加え、同条に次の二項を加える。</p> <p>2 第七十六条の五の規定による申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、五万円以下の過料に処する。</p>

<p>（第九十二条第一項第一号）を「第二百五十二条第一項第一号」に改める。</p> <p>第三条 非訴事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)の一部を改正する。</p> <p>四条に改める。</p> <p>第五百二十二条第五項中「第六百二十二条第二項」に改める。</p> <p>第五百二十二条第一項第一号の規定による裁判の申立てがあつたこと。</p> <p>二 裁判所が前項第一号の裁判をすることについて異議があるときは、当該他の共有者等(民法第二百五十五条第二項(同法第二百六十四条において準用する場合を含む。)に</p>
--

規定する当該他の共有者、同法第二百五十 二条第二項第一号(同法第二百六十四条に おいて準用する場合を含む)に規定する他 の共有者又は同法第二百五十二条の二第二 項(同法第二百六十四条において準用する 場合を含む)に規定する当該共有者をい う。第六項において同じ。)は一定の期間内 にその旨の届出をすべきこと。	三 前号の届出がないときは、前項第一号の 裁判がされること。	3 第一項第二号の裁判については、裁判所が 次に掲げる事項を当該他の共有者(民法第二 百五十二条第二項第一号に規定する当該他の 共有者をいう。以下この項及び次項において 同じ。)に通知し、かつ、第二号の期間が経過 した後でなければ、することができない。こ 下つてはならない。	4 第二項の裁判に対しては、不服を申し立て ことができない。 (所在等不明共有者の持分の取得)	第八十七条 所在等不明共有者の持分の取得の 裁判(民法第二百六十二条の二第一項(同条第 五項において準用する場合を含む)次項第一 号において同じ。)の規定による所在等不明共 有者の持分の取得の裁判をいう。以下この条 において同じ。)に係る事件は、当該裁判に係 る不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管 轄に属する。	5 裁判所は、前項の規定による公告したと きは、遅滞なく、登記簿上その氏名又は名称 が判明している共有者に対し、同項各号(第 二号を除く。)の規定により公告した事項を通 知しなければならない。この通知は、通知を 受けた者の登記簿上の住所又は事務所に宛て て発すれば足りる。	6 裁判所は、第二項第三号の異議の届出が同 号の期間を経過した後にされたときは、当該 届出を却下しなければならない。	7 前二号の届出がないときは、所在等不明 共有者の持分の取得の裁判に対する申立てを 立てるを受けた裁判所が第二項の規定による公 告をした場合において、その申立てがあつた 所在等不明共有者の持分について申立て人以外 の共有者が同項第五号の期間が経過した後に 告をした場合において、その申立てがあつた 所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立 てをしたときは、裁判所は、当該申立て人以外 の共有者による所在等不明共有者の持分の取 得の裁判の申立てを却下しなければならな い。	四 前二号の届出がないときは、所在等不明 共有者の持分の取得の裁判がされること。
二 裁判所は、前項第二号の期間内に裁判所に 対し一定の期間内に共有物の管理に関する事項を決 する事項を決することをすべきこと。	二 当該他の共有者は裁判所に対し一定の期 間内に共有物の管理に関する事項を決する ことについて贅否を明らかにすべきこと。	三 前号の期間内に当該他の共有者が裁判所 に対し共有物の管理に関する事項を決する ことについて贅否を明らかにすべきこと。	2 裁判所は、次に掲げる事項を公告し、か つ、第二号、第三号及び第五号の期間が経過 した後でなければ、所在等不明共有者の持分 の取得の裁判をすることをできない。この場 合において、第二号、第三号及び第五号の期 間は、いずれも三箇月を下つてはならない。	2 前二号の届出がないときは、所在等不明 共有者の持分の取得の裁判に対する申立てを 立てるを受けた裁判所が第二項の規定による公 告をした場合において、その申立てがあつた 所在等不明共有者の持分について申立て人以外 の共有者が同項第五号の期間が経過した後に 告をした場合において、その申立てがあつた 所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立 てをしたときは、裁判所は、当該申立て人以外 の共有者による所在等不明共有者の持分の取 得の裁判の申立てを却下しなければならな い。	五 所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申 立てがあつた所在等不明共有者の持分に ついて申立て人以外の共有者が所在等不明共 有者の持分の取得の裁判の申立てをすると きは一定の期間内にその申立てをすべきこと。	3 裁判所は、前項の規定による公告したと きは、遅滞なく、登記簿上その氏名又は名称 が判明している共有者に対し、同項各号(第 二号を除く。)の規定により公告した事項を通 知しなければならない。	四 前二号の届出がないときは、所在等不明 共有者の持分の取得の裁判がされること。	
三 民法第二百六十二条の二第二項(同条第 五項において準用する場合を含む)の異議 の届出は、一定の期間内にすべきこと。	4 前項第二号の期間内に裁判所に對し共有物 の管理に関する事項を決することについて贅 否を明らかにした当該他の共有者があるとき は、第一項第二号の裁判がされること。	5 第一項各号の裁判は、確定しなければその 効力を生じない。	5 第一項各号の裁判は、確定しなければその 裁判の申立てがあつたこと。	6 裁判所は、前項の規定による決定をした後 までの間に、事情の変更により同項の規定に よる決定で定めた額を不当と認めるに至った ときは、同項の規定により供託すべき金銭の 額を変更しなければならない。	6 裁判所は、前項の規定による決定をした後 までの間に、事情の変更により同項の規定に よる決定で定めた額を不当と認めるに至った ときは、同項の規定により供託すべき金銭の 額を変更しなければならない。	7 前二項の規定による裁判に対しても、即時 抗告をすることができる。	7 前二項の規定による裁判に対しても、即時 抗告をすることができる。	八 裁判所は、申立て人が第五項の規定による決 定に従わなければならないときは、その申立てを 却下しなければならない。
四 第一項第一号の裁判は、当該他の共有者等 に告知することを要しない。	5 第一項各号の裁判は、確定しなければその 裁判をすることをできない。	6 第一項第一号の裁判は、当該他の共有者等 に告知することを要しない。	6 第一項第一号の裁判は、当該他の共有者等 に告知することを要しない。	9 所在等不明共有者の持分の取得の裁判は、 確定しなければその効力を生じない。	9 所在等不明共有者の持分の取得の裁判は、 確定しなければその効力を生じない。	10 在所等不明共有者の持分の取得の裁判は、 (検察官の不関与)	10 在所等不明共有者の持分の取得の裁判は、 (検察官の不関与)	11 所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申 立てを受けた裁判所が第二項の規定による公 告をした場合において、その申立てがあつた 所在等不明共有者の持分について申立て人以外 の共有者が同項第五号の期間が経過した後に 告をした場合において、その申立てがあつた 所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立 てをしたときは、裁判所は、当該申立て人以外 の共有者による所在等不明共有者の持分の取 得の裁判の申立てを却下しなければならな い。

第九十条 民法第二編第三章第四節の規定による非訟事件は、裁判を求める事項に係る不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 裁判所は、次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号の期間が経過した後でなければ、所有者不明土地管理命令(民法第二百六十四条の二第一項に規定する所有者不明土地管理条例をいう。以下この条において同じ。)をすることができない。この場合において、同号の期間は、一箇月を下つてはならない。

一 所有者不明土地管理条例の申立てがその対象となるべき土地又は共有持分についてあつたこと。

二 所有者不明土地管理条例をすることについて異議があるときは、所有者不明土地管理条例の対象となるべき土地又は共有持分を有する者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。

三 前号の届出がないときは、所有者不明土地管理条例命令がされること。

3 民法第二百六十四条の三第二項又は第二百六十四条の六第二項の許可の申立てをする場合には、その許可を求める理由を説明しなければならない。

4 裁判所は、民法第二百六十四条の六第一項の規定による解任の裁判又は同法第二百六十四条の七第一項の規定による費用若しくは報酬の額を定める裁判をする場合には、所有者不明土地管理人(同法第二百六十四条の二第四項に規定する所有者不明土地管理人をいう。以下この条において同じ。)の陳述を聽かなければならぬ。

5 次に掲げる裁判には、理由を付さなければならぬ。

一 所有者不明土地管理条例の申立てを却下する裁判

二 民法第二百六十四条の三第二項又は第二

百六十四条の六第二項の許可の申立てを却下する裁判

3 民法第二百六十四条の六第一項の規定による解任の申立てについての裁判

6 所有者不明土地管理条例があつた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、所有者不明土地管理条例の対象とされた土地又は共有持分について、所有者不明土地管理条例の登記を嘱託しなければならない。

7 所有者不明土地管理条例を取り消す裁判があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、所有者不明土地管理条例の抹消を嘱託しなければならない。

8 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地管理条例の対象とされた土地又は共有持分及び所有者不明土地管理条例の効力が及ぶ動産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、その土地の所有者又はその共有持分を有する者のために、当該金銭を所有者不明土地管理条例の対象とされた土地(共有持分を対象として所有者不明土地管理条例が発せられた場合にあっては、共有物である土地の所在地の供託所に供託することができる)に定める者に限り、即時抗告をすることを要しない。

12 所有者不明土地管理条例及びその変更の裁判は、所有者不明土地等の所有者に告知することを要しない。

13 所有者不明土地管理条例の取消しの裁判は、事件の記録上所有者不明土地等の所有者及びその所在が判明している場合に限り、その所有者に告知すれば足りる。

14 次の各号に掲げる裁判に対しても、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

15 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一 民法第二百六十四条の六第一項の規定による解任の裁判 利害関係人

二 民法第二百六十四条の七第一項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判 所有者不明土地管理人

四 第九項から第十一項までの規定による変更又は取消しの裁判 利害関係人

16 第二項から前項までの規定による裁判 第二項の規定による費用の額を定める裁判 管理不全土地管理人

11 所有者不明土地等(民法第二百六十四条の三第一項に規定する所有者不明土地等をい

う。以下この条において同じ。)の所有者(その共有持分を有する者を含む。以下この条において同じ。)が所有者不明土地等の所有権(その共有持分を含む)が自己に帰属することを証明したときは、裁判所は、当該所有者の申立てにより、所有者不明土地管理条例を取り消さなければならない。この場合において、所有者不明土地管理条例が取り消されたときは、所有者不明土地管理人は、当該所有者に對し、その事務の経過及び結果を報告し、当該所有者に帰属することが証明されたときは、所有者不明土地管理条例及びその変更の裁判は、所有者不明土地等の所有者に告知することを要しない。

2 民法第二百六十四条の十第二項又は第二百六十四条の十二第二項の許可の申立てをする場合には、その許可を求める理由を説明しなければならない。

3 裁判所は、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならぬ。ただし、第一号に掲げる裁判をする場合において、その陳述を聴く手続を経ることにより当該裁判の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

一 管理不全土地管理条例(民法第二百六十四条の九第一項に規定する管理不全土地管理条例をいう。以下この条において同一。)の管理不全土地管理条例の対象となるべき土地の所有者

二 民法第二百六十四条の十第二項の許可の裁判 管理不全土地管理条例の対象とされた土地の所有者

三 民法第二百六十四条の十二第一項の規定による解任の裁判 管理不全土地管理人

四 第九項から第十一項までの規定による変更又は取消しの裁判 利害関係人

15 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一 民法第二百六十四条の二第四項の規定による所有者不明土地管理条例の選任の裁判 利害関係人

二 民法第二百六十四条の三第二項又は第二百六十四条の六第二項の許可の裁判 第二項から前項までの規定による費用の額を定める裁判 管理不全土地管理人

五 民法第二百六十四条の十三第一項の規定による費用の額を定める裁判 管理不全土地管理人及び管理不全土地管理条例の対象

物管理条例及び同条第四項に規定する所有者不明建物管理人について準用する。

2 民法第二編第三章第五節の規定による非訟事件は、裁判を求める事項に係る不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

3 民法第二百六十四条の六第一項の規定による解任の申立てについての裁判

6 所有者不明土地管理条例の対象とされた土地又は共有持分について、所有者不明土地管理条例の登記を嘱託しなければならない。

7 所有者不明土地管理条例を取り消す裁判があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、所有者不明土地管理条例の抹消を嘱託しなければならない。

8 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地管理条例の対象とされた土地又は共有持分及び所有者不明土地管理条例の効力が及ぶ動産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、その土地の所有者又はその共有持分を有する者のために、当該金銭を所有者不明土地管理条例の対象とされた土地(共有持分を対象として所有者不明土地管理条例が発せられた場合にあっては、共有物である土地の所在地の供託所に供託することができる)に定める者に限り、即時抗告をすることを要しない。

12 所有者不明土地管理条例及びその変更の裁判は、所有者不明土地等の所有者に告知することを要しない。

13 所有者不明土地管理条例の取消しの裁判は、事件の記録上所有者不明土地等の所有者及びその所在が判明している場合に限り、その所有者に告知すれば足りる。

14 次の各号に掲げる裁判に対しても、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

15 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一 民法第二百六十四条の六第一項の規定による費用の額を定める裁判 利害関係人

二 民法第二百六十四条の十第二項の許可の裁判 管理不全土地管理条例の対象とされた土地の所有者

三 民法第二百六十四条の十二第一項の規定による解任の裁判 管理不全土地管理人

四 第九項から第十一項までの規定による変更又は取消しの裁判 利害関係人

五 民法第二百六十四条の十三第一項の規定による費用の額を定める裁判 管理不全土地管理人及び管理不全土地管理条例の対象

とされた土地の所有者
4 次に掲げる裁判には、理由を付さなければ
ならない。
一 管理不全土地管理命令の申立てについて
の裁判
二 民法第二百六十四条の十二第一項の許可の
申立てについての裁判
三 民法第二百六十四条の十二第一項の規定
による解任の申立てについての裁判
四 民法第二百六十四条の十二第二項の許可
の申立てを却下する裁判

5 管理不全土地管理人は、管理不全土地管理

命令の対象とされた土地及び管理不全土地管
理命令の効力が及ぶ動産の管理、処分その他
の事由により金銭が生じたときは、その土地
の所有者（その共有持分を有する者を含む）
のために、当該金銭を管理不全土地管理命令
の対象とされた土地の所在地の供託所に供託
することがができる。この場合において、供託
をしたときは、法務省令で定めるところによ
り、その旨その他の法務省令で定める事項を公
告しなければならない。

6 裁判所は、管理不全土地管理命令を変更
し、又は取り消すことができる。

7 裁判所は、管理すべき財産がなくなつたと
き管理すべき財産の全部が供託されたとき
を含む。その他財産の管理を継続するところ
が相当でなくなったときは、管理不全土地管理
人若しくは利害関係人の申立てにより又は職
務で、管理不全土地管理命令を取り消さなけ
ればならない。

8 次の各号に掲げる裁判に対しても、当該各
号に定める者に限り、即時抗告をすることが
できる。

一 管理不全土地管理命令 利害関係人
二 民法第二百六十四条の十二第一項の許可の
裁判 管理不全土地管理命令の対象とされ
た土地の所有者

等の所有権の承継者の指定の審判事件（第二百九
十九条）による解任の裁判 利害関係人

三 民法第二百六十四条の十二第一項の規定
による解任の裁判 利害関係人

四

民法第二百六十四条の十二第一項の規定
による費用の額を定める裁判 管理不全土
地管理人

五

民法第二百六十四条の十三第一項の規定
による報酬の額を定める裁判 管理不全土
地管理人及び管理不全土地管理命令の対象
とされた土地の所有者

六

前二項の規定による変更又は取消しの裁
判 利害関係人

七

次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立
てることができない。

八

第一項の規定に定めるところによ
り、その旨その他の法務省令で定める事項を公
告しなければならない。

九

第二項の規定に定めるところによ
り、その旨その他の法務省令で定める事項を公
告しなければならない。

十

第一項から前項までの規定は、民法第二百
六十四条の十四第一項に規定する管理不全建
物管理命令及び同条第三項に規定する管理不
全建物管理人について準用する。

十一

第一項の前に次の章名を削る。

十二

第二章 土地等の管理に関する事件

十三

第九十二条を次のように改める。
(適用除外)

第十九条の前に次の章名を付する。

十四

第二章 土地等の管理に関する事件

十五

第九十二条を次のように改める。

十六

第九十二条の次に次の章名を付する。

十七

第三章 供託等に関する事件

十八

(家事事件手続法の一部改正)

十九

第二章 第二節 相続の場合における祭具
等の所有権の承継者の指定の審判事件（第二百九
十九条）を「第十一節 相続の場合における祭具
等の所有権の承継者の指定の審判事件（第二百九
十九条）」と加え、「あるのは、「あるの」を「あるの

等の所有権の承継者の指定の審判事件（第二百九
十九条）」に改める。

二十

第三章 供託等に関する事件

二十一

(家事事件手続法の一部改正)

二十二

第二章 第二節 相続の場合における祭具
等の所有権の承継者の指定の審判事件（第二百九
十九条）を「第十一節 相続の場合における祭具
等の所有権の承継者の指定の審判事件（第二百九
十九条）」と加え、「あるのは、「あるの」を「あるの

等の所有権の承継者の指定の審判事件（第二百九
十九条）」に改める。

十二 条に改める。

第二百五十五条第一項から第六項まで、第二
百九十三条の二及び第四十七条の規定は、相
続財産の保存に関する处分の審判事件につい
て準用する。この場合において、第二百二十五
条第三項中「成年被後見人の財産」とあるの
は、「相続財産」と読み替えるものとする。

第百九十九条の見出し中「に関する規定の準
用」を削り、同条に次の二項を加える。

第二百五十六条の二及び第四十七条の規定にかかわらず、遺
産の分割の審判の申立ての取下げは、相続開
始の時から十年を経過した後につては、相
手方の同意を得なければ、その効力を生じな
い。

第二百五十七条第二項に改め、同条第四項中
「次条」を「第一百四十七条」に改め、同条の次に次
の二項を加える。

第二百五十八条第一項に改め、同条第二号中「管理」を「清算」に改
め、「管理人」を「清算人」に改め、同条第十項を削
る。

第二百五十九条第一項に改め、同条第二号中「管理」を「清算」に改
め、「管理人」を「清算人」に改める。

第二百六十条第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百六一条第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百六十二条第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百六十三条第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百六十四条第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百六十五条第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百六十六条第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百六十七条第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百六十八条第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百六十九条第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七〇条第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七一年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七二条第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七三年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七四年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七五年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七六年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七七年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七八年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七九年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七十年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七一年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七二年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七三年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七四年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七五年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七六年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七七年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七八年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七九年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七十年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七一年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

第二百七二年第一項に改め、同条第二号中「清算」を「清算人」に改
め、「清算人」を「清算人」に改める。

はに改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。	
2 前項の規定にかかわらず、遺産の分割の調停の申立ての取下げは、相続開始の時から十日	
別表第一の八十九の項を削り、同表の推定相続人の廃除の部の次に次の二部を加える。	
年を経過した後であつては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。	
別表第一の八十九の項を削り、同表の推定相続人の廃除の部の次に次の二部を加える。	
相続財産の保存	
八十九	相続財産の保存に関する処分
九十	相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長
民法第九百五十五条第一項ただし書	
民法第八百九十七条の二第一項及び第二項	
別表第一の九十の項を次のように改める。	
別表第一の九十四の項中「管理人」を「清算人」に改め、同表の九十九の項中「管理」を「清算」に、「第九百五十三条及び第九百五十八条」を及び第九百五十三条に改め、同表の百一の項中「第九百五十八条の三第一項」を「第九百五十八余の二第一項」に改める。	
別表第二の十三の項中「第九百七条第三項」を「第九百八条第四項及び第五項」に改める。	
附則	
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	
二 第二条中不動産登記法第二十五条第七号の改正規定、同法第七十六条の次に五条を加える改正規定(第七十六条の四から第七十六条の六までに係る部分に限る)、同法第一百十九条の次に一条を加える改正規定、同法第一百二十条第三項の改正規定及び同法第六十四条の改正規定(同条に一項を加える部分に限る)並びに附則第三十四条の規定、公布の日	
三 第二条中不動産登記法第二十五条第七号の改正規定、同法第七十六条の次に五条を加える改正規定(第七十六条の四から第七十六条の六までに係る部分に限る)、同法第一百十九条の次に一条を加える改正規定、同法第一百二十条第三項の改正規定(同条に一項を加える部分に限る)並びに附則第三十四条の規定、公布の日	
四 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における当該相続財産の管理人の選任の請求(施行日前に当該請求に係る審判が確定したものとみなし)は、施行日以後は、新民法第八百九十七条の二の規定によりされた相続財産の保存に必要な処分の請求とみなす。	
五 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における当該相続財産の管理人の選任の請求(施行日前に当該請求に係る審判が確定したものとみなし)は、施行日以後は、新民法第九百五十二条第一項の規定によりされた相続財産の清算人の選任の請求とみなす。	
六 法」という。第八百九十七条の二の規定によりされた相続財産の保存に必要な処分とみなす。	
二 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定によりされた相続財産の保存に必要な処分の請求(施行日前に当該請求に係る審判が確定したものとみなし)は、施行日以後は、新民法第八百九十七条の二の規定によりされた相続財産の保存に必要な処分の請求とみなす。	
三 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の清算人の選任の請求(施行日前に当該請求に係る審判が確定したものとみなし)は、施行日以後は、新民法第九百五十二条第一項の規定によりされた相続財産の清算人の選任の請求とみなす。	
四 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における当該相続財産の管理人の選任の請求(施行日前に当該請求に係る審判が確定したものとみなし)は、施行日以後は、新民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人の選任の請求とみなす。	
五 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における当該相続財産の管理人の選任の請求(施行日前に当該請求に係る審判が確定したものとみなし)は、施行日以後は、新民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の清算人の選任の請求とみなす。	
六 第九百五十六条までの規定の適用については、新民法第九百五十二条第一項の規定により選任された相続財産の清算人とみなす。	
二 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により選任された相続財産の管理人は、新民法第九百四十六条第一項(新民法第九百三十六条第三項において準用する場合を含む)及び第二条の規定による改正規定による改正前の民法(以下「旧民法」という)第九百十八条第二項(旧民法第九百二十六条第二項(旧民法第九百三十六条第三項において準用する場合を含む)及び第二条の規定による改正規定)による改正後の不動産登記法(以下「新不動産登記法」という)第六十三条第一項、第六十九条の二及び第七十条の二の規定は、施行日以後は、新民法第九百三十六条第一項の規定により選任された相続財産の清算人とみなす。	
三 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により選任された相続財産の管理人は、新民法第九百四十六条第一項及び第二条の規定により選任された相続財産の清算人とみなす。	
四 施行日前に旧民法第九百三十六条第一項の規定により選任された相続財産の清算人とみなす。	
五 第二条の規定(附則第一条各号に掲げる改正規定を除く)による改正後の不動産登記法(以下「新不動産登記法」という)第六十三条第一項、第六十九条の二及び第七十条の二の規定は、施行日以後にされる登記の申請について適用する。	
二 新不動産登記法第七十条第二項の規定は、施行日以後に申し立てられる公示催告の申立てに係る事件について適用する。	
三 新不動産登記法第七十条第二項の規定は、施行日以後に申し立てられる公示催告の申立てに係る事件について適用する。	

項までの規定は、施行日以後にされる登記簿の附属書類の閲覧請求について適用し、施行日前にされた登記簿の附属書類の閲覧請求については、なお従前の例による。

4 第二条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る)による改正後の不動産登記法(以下「第二号新不動産登記法」という)第七十三条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という)以後に登記の申請がされる所有権の登記の登記事項について適用する。

5 登記官は、第二号施行日において現に法人が所有権の登記名義人として記録されている不動産について、法務省令で定めるところにより、職権で、第二号新不動産登記法第七十三条の二第一項第一号に規定する登記事項に関する変更の登記をすることができる。

6 第二号新不動産登記法第七十六条の二の規定は、第二号施行日前に所有権の登記名義人について相続の開始があった場合についても、適用する。この場合において、同条第一項中「所有権の登記名義人」とあるのは「民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第一号)附則第一条规定をする規定」の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という)前に所有権の登記名義人と、「知った日」とあるのは「知った日又は第二号施行日のいずれか遅い日」と、同条第二項中「分割の日」とあるのは「分割の日又は第二号施行日のいずれか遅い日」ととする。

7 第二条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る)による改正後の不動産登記法(以下この項において「第三号新不動産登記法」という)第七十六条の五の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という)から五年を経過した場合について、民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第一号)附則第一条规定をする規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という)前に所有権の登記名義人及び住所について変更があった場合についても、適用する。この場合において、第三号新不動産登記法第七十六条の五中「所有権の登記名義人」とあるのは「民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第一号)附則第一条规定をする規定」の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という)前に所有権の登記名義人及び住所について変更があった場合についても、適用する。

「義人の」とあるのは「民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第一号)附則第一条规定により選任された相続財産の管理人は、新家に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第三号施行日」という)前に所有権の登記名義人となつた者」と、「あつた日」とあるのは「あつた日又は第三号施行日のいずれか遅い日」とする。

(第三号施行日の前日までの間の読み替え)

第六条 第二号施行日から第三号施行日の前日までの間における第二号新不動産登記法第十六条の規定の適用については、同項中「第七十六条の四まで、第七十六条の六」とあるのは、「第七十六条の三まで」とする。

(家事事件手続法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第四条の規定による改正後の家事事件手続法(以下この条において「新家事事件手続法」という)第一百九十九条第二項及び第二百七十三条规定による改正後の外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律(令和三年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「、第一百二十二条第二項及び第三項、第一百五十二条」を(第六項を除く)、「第一百二十二条第三項から第五項まで、第一百五十三条」に改める。

(外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 前条の規定による改正後の外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律(令和三年法律第一号)の施行前にされた登記簿の附属書類の閲覧請求について準用する新不動産登記法第百二十二条第三項から第五項までの規定は、施行日以後にされた抵当証券の控え及びその附属書類の閲覧請求について適用し、施行日前にされた抵当証券の控え及びその附属書類の閲覧請求については、なお従前の例による。

(抵当証券法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 前条の規定による改正後の抵当証券法(以下この条において「新抵当証券法」という)第四十一条において読み替えて準用する新不動産登記法第一百二十二条第三項から第五項までの規定は、施行日以後にされた抵当証券の控え及びその附属書類の閲覧請求について適用し、施行日前にされた抵当証券の控え及びその附属書類の閲覧請求については、なお従前の例による。

(大麻取締法の一部改正)

第十二条 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条 次に掲げる法律の規定中「第九百五十八条の三第一項」を「第九百五十八条の二第一項」に改める。

(相続税法及び租税特別措置法の一部改正)

第十四条 施行日から第二号施行日の前日までの間ににおける登記簿の附属書類の閲覧請求について適用し、施行日前にされた登記簿の附属書類の閲覧請求については、なお従前の例による。

(抵当証券法の一部改正)

第十一条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第一百二十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における特別縁故者に対する相続財産の分与の審判については、新家事事件手続法第二百四条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例によ

り、一項の図面を除き、「トアルハ」抵当証券の控え及びその附属書類(ト、同条第四項中「登記簿」に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第三号施行日」という)前に所有権の登記名義人となつた者とのと、「あつた日」とあるのは「あつた日又は第三号施行日のいずれか遅い日」とする。

(第三号施行日の前日までの間の読み替え)

第六条 第二号施行日から第三号施行日の前日までの間における第二号新不動産登記法第十六条の規定の適用については、同項中「第七十六条の四まで、第七十六条の六」とあるのは、「第七十六条の三まで」とする。

(家事事件手続法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第四条の規定による改正後の外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律(令和三年法律第一号)の一部を次のように改正する。

(外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正後の外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律(令和三年法律第一号)の施行前にされた登記簿の附属書類の閲覧請求について準用する新不動産登記法第百二十二条第三項から第五項までの規定は、施行日以後にされた抵当証券の控え及びその附属書類の閲覧請求について適用し、施行日前にされた抵当証券の控え及びその附属書類の閲覧請求については、なお従前の例による。

(抵当証券法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 前条の規定による改正後の新抵当証券法(以下この条において「新抵当証券法」という)第四十一条において読み替えて準用する新不動産登記法第一百二十二条第三項から第五項までの規定は、施行日以後にされた抵当証券の控え及びその附属書類の閲覧請求について適用し、施行日前にされた抵当証券の控え及びその附属書類の閲覧請求については、なお従前の例による。

(大麻取締法の一部改正)

第十二条 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条 次に掲げる法律の規定中「第九百五十八条の二第一項」を「第九百五十八条の三第一項」に改める。

(相続税法及び租税特別措置法の一部改正)

第十四条 施行日から第二号施行日の前日までの間ににおける登記簿の附属書類の閲覧請求について適用し、施行日前にされた登記簿の附属書類の閲覧請求については、なお従前の例による。

(抵当証券法の一部改正)

第十一条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第一百二十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における特別縁故者に対する相続財産の分与の審

判については、新家事事件手続法第二百四条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例によ

り、一項の図面を除き、「トアルハ」抵当証券の控え及びその附属書類(ト、同条第四項中「登記簿」に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第三号施行日」という)前に所有権の登記名義人となつた者とのと、「あつた日」とあるのは「あつた日又は第三号施行日のいずれか遅い日」とする。

(第三号施行日の前日までの間の読み替え)

第六条 第二号施行日から第三号施行日の前日までの間における第二号新不動産登記法第十六条の規定の適用については、同項中「第七十六条の四まで、第七十六条の六」とあるのは、「第七十六条の三まで」とする。

(家事事件手続法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第四条の規定による改正後の外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律(令和三年法律第一号)の一部を次のように改正する。

(外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正後の新抵当証券法(以下この条において「新抵当証券法」という)第四十一条において読み替えて準用する新不動産登記法第一百二十二条第三項から第五項までの規定は、施行日以後にされた抵当証券の控え及びその附属書類の閲覧請求について適用し、施行日前にされた抵当証券の控え及びその附属書類の閲覧請求については、なお従前の例による。

(大麻取締法の一部改正)

第十二条 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改め

る。

(相続税法及び租税特別措置法の一部改正)

第十三条 次に掲げる法律の規定中「第九百五十八条の二第一項」を「第九百五十八条の三第一項」に改める。

(相続税法及び租税特別措置法の一部改正)

第十四条 施行日から第二号施行日の前日までの間ににおける登記簿の附属書類の閲覧請求について適用し、施行日前にされた登記簿の附属書類の閲覧請求については、なお従前の例による。

(抵当証券法の一部改正)

第十一条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第一百二十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における特別縁故者に対する相続財産の分与の審

判については、新家事事件手続法第二百四条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例によ

り、一項の図面を除き、「トアルハ」抵当証券の控え及びその附属書類(ト、同条第四項中「登記簿」に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第三号施行日」という)前に所有権の登記名義人となつた者とのと、「あつた日」とあるのは「あつた日又は第三号施行日のいずれか遅い日」とする。

の六第二項の規定の適用については、これらの規定中「民法第九百五十八条の二第一項」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第号)附則第四条第五項の規定によりなお從前の例による」ととされる場合における同法第一条の規定による改正前の民法第九百五十八条の三第一項]とする。

(特許法の一部改正)
第十九条 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。
第七十六条中「第九百五十八条」を「第九百五十八号」に改める。

(質屋営業法の一部改正)
第十五条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「相続財産の清算人」を「相続財産の管理人若しくは相続財産の清算人」に改め、同項第二号及び第三号中「因り」を「より」に改める。

(国土調査法の一部改正)

第十六条 土地調査法(昭和二十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の三第一項中「第一百二十二条第二項ただし書を「第一百二十二条第三項」に改め、「かかわらず」の下に「登記官に対し、手数料を納付して」を加える。

(農地法の一部改正)

第十七条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「第九百五十八条の三」を「第九百五十八条の二」に改める。

(農地法の一部改正)
(農地法の一部改正)

第十八条 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における前条の規定による改正後の農地法

第三条第一項の規定の適用については、同項第十二号中「同法第九百五十八条の二」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第号)附則第四条第五項の規定によりなお從前の例による」ととされる場合における同法第一条の規定による改正前の民法第九百五十八条の三」とする。

(特許法の一部改正)
第二十条 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の消滅については、前条の規定による改正後の特許法第七十六条(実用新案法)(昭和三十四年法律第百二十三号)第二十六条、意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)第三十六条及び

商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第三十一条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお從前の例による。

(建物の区分所有等に関する法律の一部改正)
第二十一条 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)の一部を次のように改定する。

第六条に次の一項を加える。

第二十二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改定する。

第三条第一項第十二号中「明治二十九年法律第八十九号」を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十三条 第二号施行日から第三号施行日の前

の間における前条の規定による改正後の農地法

第三条第一項の規定の適用については、同項第十二号中「同法第九百五十八条の二」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律(令和三年法律第号)附則第四条第五項の規定によりなお從前の例による」ととされる場合における同法第一条の規定による改正前の民法第九百五十八条の三」とする。

条の四の符号の表示」とあるのは、「登記」とする。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十号)の一部を次のように改定する。

第三十一条第一項中「第九百五十八条」を「第九百五十二条第二項」に改める。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十号)の一部を次のように改定する。

第三十二条第一項中「第九百五十八条」を「第九百五十二条第二項」に改める。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十号)の一部を次のように改定する。

第三十三条第一項中「明治二十九年法律第八十九号」を削る。

(民事訴訟法の一部改正)

第二十六条 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の一部を次のように改定する。

第三百二十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「訴訟手続の中止及び受取」を付し、同条第一項第一号中「相続財産管理人」を「相続財産の管理人、相続財産の清算人」に改め

る。

(破産法の一部改正)
第二十七条 破産法(平成十六年法律第七十五号)の一部を次のように改定する。

第三百二十四条、第二百二十六条第一項、第二百三十三条第一項第三号、第二百三十四条、第二百三十六条及び第二百六十六条中「管理人」の

下に「相続財産の清算人」を加える。

(有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正)

第二百五十五条 所有者不明土地管理命令(民法第二百六十四条の二第二項に規定する所有者不明土地管理命令をいう。以下この項及び次

条第三項に規定する所有者不明土地管理命令をいう。以下この項及び次

条第三項に規定する所有者不明土地管理命令をいう。以下この項及び次

条第三項に規定する所有者不明土地管理命令をいう。以下この項及び次

条第三項に規定する所有者不明土地管理命令をいう。以下この項及び次

条第三項に規定する所有者不明土地管理命令をいう。以下この項及び次

条第三項に規定する所有者不明土地管理命令をいう。以下この項及び次

条第三項に規定する所有者不明土地管理命令をいう。以下この項及び次

条第三項に規定する所有者不明土地管理命令をいう。以下この項及び次

第七十四条第二項中「同法第九百七条第三項」を「同条第四項」に改める。
 (競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一一部改正)

第二十九条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一条)の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第一項第三号中「同条第一項」を「同項」に改め、「電磁的記録」については、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)を削り、同項第四号中「第一百二十二条第二項」を「第一百二十二条第二項又は第四項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、「前号の図面を除く。」を削り、「同項ただし書きの利害関係」を「同条第三項の正当な理由」に改め、同項第十号及び第十一号中「第一百二十二条第二項の規定に基づく同項」を「第一百二十二条第三項又は第四項の規定に基づくこれららの規定」に、「同項ただし書きの利害関係」を「同条第三項の正当な理由」に改める。

(特別会計に関する法律の一一部改正)

第三十条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三百八十二条中「附則第三百七十二条の規定による改正後の」を削り、「第一百二十条第三項、第一百二十二条第三項」を「第一百二十九条の二第四項、第一百二十条第三項、第一百二十二条第五項」に改める。

(特別会計に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 施行日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の特別会計に関する法律附則第三百八十二条の規定の適用については、同条中「第一百十九条の二第四項、第一百二十条第三項」とあるのは、「第一百二十二条第三項」とする。
 (所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特

民法等の一部を改正する法律案 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案

別措置法の一部改正

第三十二条 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成二十年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「不在者の財産及び相続財産」を「所有者不明土地」に改める。

第三章第三節の節名を次のように改める。

第三節 所有者不明土地の管理に関する民法の特例

第三十八条中「の長」の下に「次項及び」を加え、「管理人」を「清算人」に改め、同条に次の二項を加える。

令和三年四月二十日

参議院議長 山東 昭子殿 法務委員長 山本 香苗

に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

審査報告書

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和三年四月二十日

参議院議長 山東 昭子殿 法務委員長 山本 香苗

や地方公共団体との連絡・連携を密にし、土地の有効活用の機会を確保するよう、地域の実情に沿った運用に努めること。

二 相続登記等の申請の義務違反の場合において、法務局における「正当な理由」の判断や裁判の運用に当たっては、透明性及び公平性の確保に努めるとともに、DV被害者の状況や経済的な困窮の状況等実質的に相続登記等の申請が困難な者の事情等を踏まえた柔軟な対応を行うこと。

三 相続人申告登記、住所等の変更登記をはじめとする新たに創設する職権的登記について、登記申請義務が課される者の負担軽減を図るために、添付書面の簡略化に努めるほか、登録免許税を非課税とする措置等について検討を行うとともに、併せて、所有者不明土地等問題の解決に向けて相続登記の登録免許税の减免や添付書面の簡略化について必要な措置を検討すること。

一 委員会の決定の理由

本法律案は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、相続等による所有者不明土地の発生の抑制を図るために、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 経済価値の乏しい相続土地の国庫帰属については、申請人の負担軽減の必要性も踏まえ、承認要件や申請人の費用負担の在り方を検討するとともに、施行後五年間の運用状況を踏まえ、検討を行ふに当たつては、土地所有権の放棄の在り方、承認申請者の要件、国庫帰属後の土地の利活用の方策その他の事項についても検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

六 登記官が他の公的機関から死亡等の情報を反映されるよう、情報収集の仕組みについて更に検討し、必要な措置を講ずるとともに、死者

者課税を極力避けるべく死者の情報について

五

五 遺産分割協議が行われ、その結果を登記に反映せることは確定的な権利帰属を促進し、不動産所有権の分散化の防止につながるもので、

本改正の趣旨にも沿うものであることから、関係機関及び専門職者は連携体制を強化し、その促進に向け、積極的に周知広報を行うこと。

六 登記官が他の公的機関から死亡等の情報を反映されるよう、情報収集の仕組みについて更に検討し、必要な措置を講ずるとともに、死亡

(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特

別措置法の一部改正)

2 第二条の規定による不動産登記法の一一部改正

官報(号外)

<p>の各種台帳相互の連携を図ること。</p> <p>七 両法案に基づく新たな所有者不明土地対策としての各種施策を着実に実施し、所有者不明土地問題の解決を図るため、法務局の十分な人的体制及び予算の確保を図ること。</p> <p>八 所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たっては、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者の活用を図りつつ、より一層推進していくこと。</p> <p>九 今回の所有者不明土地対策のための見直しは国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底に努めるとともに、本法施行前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定や遺産分割に関する規定が適用されることについては、国民の混乱を防止する観点から、特に周知徹底を図ること。この際、法律専門職との連携に努めることとともに、広報に必要な予算の確保に努めること。</p> <p>十 異地使用権や導管設置権を始めとする新たな相隣関係の諸規定については、広く国民に周知をするほか、導管の設置等に関わる地方公共団体や事業者等にも周知広報を行うこと。</p> <p>十一 所有者不明土地対策の觀点から進められており、長期相続登記等未了土地解消作業、表題</p>	<p>部所有者不明土地解消作業、法務局における遺言書の保管制度等の諸施策については、司法書士、土地家屋調査士等の専門職者の活用を図りつつ、より一層推進していくこと。</p> <p>十二 法定相続人の範囲の特定に係る国民の負担に鑑み、令和五年度から実施される戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえ、更なる負担の軽減策について検討するほか、所有者探索に関する、国や地方公共団体から委託を受けた専門家の調査における戸籍証明書等の取得の手続の円滑化についても、オンライン化等を含め、検討すること。</p> <p>十三 國土の有効利用を図る観点から、國土調査事業及び地図作成事業を迅速に実施して不動産登記法第十四条地図を整備し、土地の筆界の明確化を図るよう努めるとともに、ランドバンクの果たすべき役割について検討するとともに、活用の強化を図るほか、新たに創設される管理不全土地管理命令についての地方公共団体の長による申立てを認めることを検討すること。</p> <p>十四 附則 （目的） 第一章 総則 第二章 相続等により取得した土地所有権の國庫への帰属の承認に係る手続（第二条第一項） 第三章 国庫帰属地の管理（第十二条） 第四章 雜則（第十三条～第十六条） 第五章 罰則（第十七条）</p> <p>（承認申請） 第二条 土地の所有者（相続等によりその土地の所有権の全部又は一部を取得した者に限る。）は、法務大臣に対し、その土地の所有権を國庫に帰属させることができることを創設し、もって所有者不明土地の発生の抑制を図ることを目的とする。 第二章 相続等により取得した土地所有権の國庫への帰属の承認に係る手続（第二条第一項） （承認申請書等） 第三条 承認申請をする者（以下「承認申請者」という。）は、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書及び法務省令で定める添付書類を法務大臣に提出しなければならない。 一 承認申請者の氏名又は名称及び住所 二 承認申請に係る土地の所在、地番、地目及び地積 （承認申請の却下） 第四条 法務大臣は、次に掲げる場合には、承認申請を却下しなければならない。 一 承認申請が申請の権限を有しない者の申請によるとき。 二 承認申請が第二条第三項又は前条の規定に違反するとき。 三 承認申請者が、正当な理由がないのに、第六条の規定による調査に応じないとき。 四 承認申請は、その土地が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、することができない。 一 建物の存する土地 二 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地 三 土地として政令で定める基準を超えるものに限る。）に由る汚染されている土地 四 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質（法務省令で定める基準を超えるものに限る。）に由る汚染されている土地 五 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地</p>
---	---

ればならない。

(承認)

第五条 法務大臣は、承認申請に係る土地が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その土地の所有権の国庫への帰属についての承認をしなければならない。

一 崖(勾配、高さその他の事項について政令で定める基準に該当するものに限る。)がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの

二 土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地

三 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地

四 隣接する土地の所有者その他の者との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地として政令で定めるもの

五 前各号に掲げる土地のほか、通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地として政令で定めるもの

六 前項の承認は、土地の一筆ごとに行うものとする。

(事実の調査)

第六条 法務大臣は、承認申請に係る審査のため必要があると認めるときは、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 前項の規定により事実の調査をする職員は、承認申請に係る土地又はその周辺の地域に所在する土地の実地調査すること、承認申請者その他の関係者からその知つてゐる事実を聴取し又は資料の提出を求めてその他承認申請に係る審査のために必要な調査をすることができる。

3 法務大臣は、その職員が前項の規定により承認申請に係る土地又はその周辺の地域に所在する土地の実地調査をする場合において、必要がある。

認申請に係る土地又はその周辺の地域に所在する土地の実地調査をする場合において、必要がある。

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案

あると認めるときは、その必要の限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

4 法務大臣は、前項の規定によりその職員を他人の土地に立ち入らせるときは、あらかじめ、占有者に告げなければならない。

5 第三項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その立入りの際、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

6 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

7 第三項の規定による立入りをする場合には、職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

8 国は、第三項の規定による立入りによって損失を受けた者があるときは、その損失を受けた者に対しても、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(資料の提供要求等)

第七条 法務大臣は、前条第一項の事実の調査のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、関係のある公私の団体その他の関係者に対し、資料の提供、説明、事実の調査の援助その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定により事実の調査をする職員は、承認申請に係る意見聴取

第八条 法務大臣は、第五条第一項の承認をするときは、あらかじめ、当該承認に係る土地の管理について、財務大臣及び農林水産大臣の意見を聞くものとする。ただし、承認申請に係る土地が主に農用地(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。)又は森林(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。)として利用されていると認められるときは、農林水産大臣に通知しなければならない。

(土地の管理の機関)

第九条 法務大臣は、承認申請者に通知したときの旨並びにその日時及び場所を当該土地の占有者に通知しなければならない。

一項に規定する森林をいう。以下同じ。)として利用されている土地ではないと明らかに認められるときは、この限りでない。

又はしないこととしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を承認申請者に通知しなければならない。

4 法務大臣は、第五条第一項の承認をし、又はしないこととしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨を承認申請者に通知しなければならない。

5 第三項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その立入りの際、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

6 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

7 第三項の規定による立入りをする場合には、職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

8 国は、第三項の規定による立入りによって損失を受けた者があるときは、その損失を受けた者に対しても、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 法務大臣は、第五条第一項の承認をしたときは、前条の規定による承認の通知の際、法務省令で定めるところにより、併せて負担金の額を通知しなければならない。

3 承認申請者が前項に規定する負担金の額の通知を受けた日から三十日以内に、法務省令で定める手続に従い、負担金を納付しないときは、第五条第一項の承認は、その効力を失う。

2 前項の規定によるとおり、負担金を納付したときは、その納付の時ににおいて、第五条第一項の承認に係る土地の所有権は、国庫に帰属する。

3 承認申請者が前項に規定する負担金を納付したときは、その納付の時ににおいて、第五条第一項の承認に係る土地の所有権は、国庫に帰属する。

4 第一条の規定により國庫に帰属したときは、直ちに、その旨を財務大臣(当該土地が主に農用地又は森林として利用されていると認められるときは、農林水産大臣)に通知しなければならない。

2 法務大臣は、第五条第一項の承認に係る土地の所有権が前項の規定により國庫に帰属したときは、直ちに、その旨を財務大臣(当該土地が主に農用地又は森林として利用されていると認められるときは、農林水産大臣)に通知しなければならない。

3 前項において準用する農地法第四十六条第一項又は第四十七条の規定による農用地の売払いを原因とする所有権の移転については、同法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

4 第一条の規定により農林水産大臣が管理する土地のうち主に森林として利用されているもの

の管理及び処分については、国有林野の管理經營に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二章(第七条を除く。)の規定を準用す

る。

(第四章 雜則)

第十一条 法務大臣は、承認申請者が偽りその土地の管理の機関

第十二条 第一条の規定により國庫に帰属した土地(以下「國庫帰属地」という。)のうち、主に農用地又は森林として利用されていると認められるときは、農林水産大臣に通知しなければならない。

第十三条 法務大臣は、承認申請者が偽りその土地の管理の機関

(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する国有財産の所管換がされたもの又は他の法令の規定により農林水産大臣が管理することとされているものを除く。)は、農林水産大臣が管理し、又は処分する。

2 前項の規定により農林水産大臣が管理する土地のうち主に農用地として利用されているもの又は森林として利用されているもの(以下「農地」という。)は、農地法第四十五条の規定及び処分については、農地法第四十五条第四十六条第一項、第四十七条及び第四十九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「農林水産大臣、都道府県知事又は指定市町村の長」とあるのは「農林水産大臣」と、「この法律による買収その他の処分」とあるのは、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第十二条第二項において準用する第四十六条第一項の規定による売払い又は同法第十二条第二項において準用する第四十条の規定による売払い、所管換若しくは所屬替」と、同条第三項中「農林水産大臣、都道府県知事又は指定市町村の長」とあるのは「農林水産大臣」と、同条第五項中「国又は都道府県等」とあるのは「国」と「場合には」政令で定めるところにより」とあるのは「場合には」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する農地法第四十六条第一項又は第四十七条の規定による農用地の売払いを原因とする所有権の移転については、同法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

4 第一条の規定により農林水産大臣が管理する土地のうち主に森林として利用されているもの

の管理及び処分については、国有林野の管理經營に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二章(第七条を除く。)の規定を準用す

官 報 (号外)

ことが判明したときは、同項の承認を取り消すことができる。

2 法務大臣は、国庫帰属地について前項の規定による承認の取消しをするときは、あらかじめ、当該国庫帰属地を所管する各省各庁の長

(当該土地が交換、売払い又は譲与(以下この項及び次項において「交換等」という。)により国有財産(国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。次項において同じ。)でなくなつているときは、当該交換等の処分をした各省各庁の長の意見を聴くものとする。

3 法務大臣は、第一項の規定による承認の取消しをしようとする場合において、当該取消しに係る国庫帰属地(交換等により国有財産でなくなつている土地を含む。以下この項において同じ。)の所有権を取得した者又は当該国庫帰属地につき所有権以外の権利の設定を受けた者があるときは、これらの者の同意を得なければならぬ。

4 法務大臣は、第一項の規定により第五条第一項の承認を取り消したときは、法務省令で定めるところにより、その旨を同項の承認を受けた者に通知するものとする。

(損害賠償責任)

第十四条 第五条第一項の承認に係る土地について当該承認の時において第二条第三項各号又は第五条第一項各号のいずれかに該当する事由があつたことによって国に損害が生じた場合には、当該承認を受けた者が当該事由を知りながら告げずに同項の承認を受けた者であるときは、その者は、国に対してもその損害を賠償する責任を負うものとする。

(権限の委任)

第十五条 この法律に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、その一部を法務局又は地方法務局の長に委任することができる。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、

農林水産省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方農政局長又は森林管理局長に委任することができる。

3 前項の規定により森林管理局長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、

森林管理署長に委任することができる。

(政令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項については、政令で定める。

第五章 罰則

第十七条 第十二条第二項において読み替えて準用する農地法第四十九条第一項の規定による職員の調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、又は忌避したときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査 報告書

令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案 参議院議員小川克巳

令和三年四月二十日

厚生労働委員長 小川 克巳
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、令和二年年度子育て世帯生活支援特別給付金の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなつた者が自ら令和二年年度子育て世帯生活支援特別給付金を使用することができるよう

するため、令和二年年度子育て世帯生活支援特別給付金について、差押えの禁止等を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由

令和二年年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和三年四月十三日
参議院議長 山東 昭子殿
衆議院議長 大島 理森

1 令和二年年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律
2 令和二年年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受けられる権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

3 令和二年年度子育て世帯生活支援特別給付金として支給を受けた金額は、差し押さえることができない。

1 ヤングケアラーに関する支援の推進に関する質問主意書
2 ヤングケアラーに関する支援の推進に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年四月五日
参議院議長 山東 昭子殿

1 ヤングケアラーに関する支援の推進に関する質問主意書
2 ヤングケアラーに関する支援の推進に関する質問主意書

右の質問主意書を添えて報告する。

3

1 ヤングケアラーに関する支援の推進に関する質問主意書
2 ヤングケアラーに関する支援の推進に関する質問主意書

家族の世話をなどを行つて、十八歳未満の子どもも

力を有することが新たに報告されたものに限る)である感染症をいう。及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和二年年度の一般会計補正予算(第3号)における新型コロナウイルス感染症サーフティネット強化交付金を財源として支給される次に掲げる給付金をいう。

1 都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)を設置する町村から支給される給付金で、低所得であるひとり親世帯への支援の観点から支給されるもの

1 前号に掲げるもののほか、市町村(特別区を含む。)から支給される給付金で、低所得である子育て世帯への支援の観点から支給されるもの

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなつた令和二年年度子育て世帯生活支援特別給付金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 1 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなつた令和二年年度子育て世帯生活支援特別給付金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 1 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなつた令和二年年度子育て世帯生活支援特別給付金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

3 令和三年四月五日
参議院議長 山東 昭子殿

1 ヤングケアラーに関する支援の推進に関する質問主意書
2 ヤングケアラーに関する支援の推進に関する質問主意書

右の質問主意書を添えて報告する。

3

1 ヤングケアラーに関する支援の推進に関する質問主意書
2 ヤングケアラーに関する支援の推進に関する質問主意書

家族の世話をなどを行つて、十八歳未満の子どもも

と定義されるヤングケアラーに関しては、より正確な状況の把握と迅速な支援体制の構築が必要であることを踏まえて、以下のとおり質問する。

いわゆるレスパイントサービスの必要性に関して、政府は通所介護、短期入所生活介護等の介護サービスの充実を対応策としているが、ヤングケアラーに関しては、大人のように介護負荷を軽減するのみでは足りず、「子どもらしく過ごせる機会を確保する」という観点も子供の成長のために必要なことと考えるが、政府の見解は如何か。

二 現在、ヤングケアラーについての対応は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室が行っている。

1 虐待とヤングケアラーは、重なる部分もありつつ、それぞれ独自の性質を持つた別の課題と考えるが、政府の見解は如何か。

2 ヤングケアラーに関する認識を広め、対策を強化するためにも、独立の部局を設立すべきと考えるが、政府の見解は如何か。

三 「支援すべきヤングケアラーの発見と具体的な支援の方法に関する質問主意書」(第二百一回国会質問第四三号)に対する答弁(内閣参賀二〇一第四三号)の三について、様々な相談窓口を例挙している。これらは、「ヤングケアラー「も」相談対応する」という窓口やサービスではないのか。

「主として」ヤングケアラー及びその関係者のための相談・支援の専用窓口(SNS・電話等)の設置が必要だと考えるが、政府の見解は如何か。

四 ヤングケアラーが十八歳に達した後のいわゆる若者ケアラーについても、ヤングケアラーと同様の配慮を持続すべきと考えるが、政府の見解は如何か。

右質問する。

令和三年四月十六日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

参議院議員牧山ひろえ君提出ヤングケアラーに関する支援の推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出ヤングケアラーに関する支援の推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

め、令和三年三月に厚生労働省及び文部科学省において「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」(以下「連携P.T.」)という)を立ち上げ、関係部局が連携しながら、相談支援の推進を含む支援の充実や社会的認知度の向上等の必要な支援策について検討を行っているところであり、政府としてはこうした関係省庁の連携による取組を進めることが重要であると考えている。

三について

「これらは、「ヤングケアラー」「も」相談対応する」という窓口やサービスではないのか」とのお尋ねについては、先の答弁書(令和二年二月二十八日内閣参賀二〇一第四三号)三についてでお答えしたとおり、御指摘の「様々な相談窓口」は、ヤングケアラーを含む家族介護者や児童に対する相談体制等を整備するものである。

また、お尋ねの「主として」ヤングケアラー及びその関係者のための相談・支援の専用窓口の意味するところが必ずしも明らかではないが、二の2についてお答えしたとおり、連携P.T.において、相談支援の推進を含む支援の充実等について検討を行っているところであり、検討結果を踏まえ、必要な支援策を講じてまいりたいと考えている。

四について

御指摘の「いわゆる若者ケアラー」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、家族介護者等に対する支援については、各市町村に設置された地域包括支援センターにおいて、家族介護者に対する相談支援や、近隣住民から的情報収集や高齢者世帯への戸別訪問等による高齢者や家族の状況等の実態把握に努めているほか、都道府県及び市町村において、発達障害児及び発達障害者の家族が情報交換を行う場の提供等に取り組んでいるところである。

国家公務員倫理法等の違反行為に対する「調査の端緒」の理解に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年四月五日

参議院議長 山東 昭子殿

田島麻衣子

国家公務員倫理法等の違反行為に対する「調査の端緒」の理解に関する質問主意書

国家公務員倫理法(以下「同法」という)は、過去の国家公務員による不祥事の続発が、職務の公正さに対する国民の不信を増大させ、公務全般に対する厳しい批判を招いた反省から、一般職に属する国家公務員の職務に関する倫理を規律するため制定されたものである。

ゆえに同法では、国家公務員の職務に係る倫理の保有に資るために必要な措置として、国家公務員が同法及び同法に基づく命令を遵守しているか否かの調査に関する規定を定めている。

そもそも調査が行われなければ、同法等に違反する職員の行為の事実関係も明らかにされないところから、同法及び同法の違反行為に関する調査は、行政の自浄能力という観点からも、非常に重要なものと考える。

しかし、現行法上では、どのような事象を端緒として調査が行われるかは、一義的に明らかではない。

よつて、同法等の違反行為に対する調査の端緒について、以下質問する。

一 同法第二十二条は「任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を審査会に報告しなければならない」として、調査の端緒に係る任命権者の報告について規定している。

調査の端緒が存在するときとは「任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令

に違反する行為を行った疑いがあると思料するとき」との理解で正しいか。

二 調査の端緒、すなわち同法第二十二条で規定される「職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するとき」とは、一般的にどのような事象の発生を指すか。

三 調査の端緒、すなわち同法第二十二条で規定される「職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するとき」とは、公務員倫理ホットラインなどを通じて、投書、電子メール、電話等で同法等違反に関する情報が、国家公務員倫理審査会に寄せられたときを含むか。

四 調査の端緒、すなわち同法第二十二条で規定される「職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するとき」とは、新聞報道や週刊誌報道で、当該職員が国家公務員倫理規程上の利害関係者又はその他の事業者等から、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けたと報道されたときを含むか。

五 調査の端緒、すなわち同法第二十二条で規定される「職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するとき」とは、新聞報道や週刊誌報道で、当該職員が同事業者から金銭の贈与を受けた行為を黙認したとして戒告処分を受けた。この場合の調査の端緒は何であったか。

十 同法第二十八条は審査会は、第二十二条の報告又はその他の方法により職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行つた疑いがあると思料する場合であつて、職員の職務に係る倫理の保持に関し特に必要があると認めるときは、当該行為に関する調査の開始を決定することができる」とあるが、「その他の方法」とはどのような方法を指すか。

右質問する。

令和三年四月十六日
内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎
参議院議長 山東 昭子殿
参議院議員田島麻衣子君提出国家公務員倫理法等の違反行為に対する「調査の端緒」の理解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田島麻衣子君提出国家公務員倫理法等の違反行為に対する「調査の端緒」の理解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について
お尋ねの「調査の端緒が存在するとき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号。以下「倫理法」という。)第二十二条において「任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行つた疑いがあると思料するとき」と規定しております。

八 令和元年度には、国土交通省の地方支分部局の職員が、立入検査監査又は監察の相手方として利害関係がある事業者から、飲食の供応接待を三回(合計三万円程度)受けたとして戒告処分を受けた。この場合の調査の端緒は何であったか。

九 令和元年度には、国税庁の地方支分部局の職員が、利害関係のない事業者から金銭の贈与をそれぞれ一回から二回(一人当たり二万円から六万円)受け、また、別の職員が、同事業者から金銭の贈与を一回(二万円)受けたほか、部下の職員が同事業者から金銭の贈与を受けた行為を黙認したとして戒告処分を受けた。この場合の調査の端緒は何であったか。

十 同法第二十八条は審査会は、第二十二条の報告又はその他の方法により職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行つた疑いがあると思料する場合であつて、職員の職務に係る倫理の保持に関し特に必要があると認めるときは、当該行為に関する調査の開始を決定することができる」とあるが、「その他の方法」とはどのような方法を指すか。

右質問する。

八及び九について
お尋ねについては、任命権者が事実関係の確認を行い、倫理法第二十二条の「職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行つた疑いがあると思料する」に至つたときである。

七について
お尋ねの「調査の端緒の解釈」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

一について
お尋ねについては、任命権者が事実関係の確認を行つて、倫理法第二十二条の「職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行つた疑いがあると思料する」に至つたときである。

二について
お尋ねの「その他の方法」については、倫理法第二十二条の規定による報告以外の方法を指している。

三について
お尋ねの「その他の方法」については、倫理法第三号の一及び二の1に対し、政府は「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について」(令和元年七月四日付け子家発〇七〇四第一号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)を発出し、市町村等に対して、ヤングケアラーの概念や実態について周知することを対応するよう求めているところである」と答弁しているが、要保護児童対策地域協議会に「ヤングケアラー」として登録される人数はどれほどか。また、実際に「関係部署が連携を図り対応」することができている割合

はどの程度か。

二 質問第四三二号の一及び二の1に対し、政府は現在、支援が必要な子供や家族を適切に把握するためのアセスメントツールの開発等について調査研究を実施しており、その結果等を踏まえ、関係機関と連携を図り、必要な取組を進めていることとしている」と答弁しているが、このアセスメントツールの開発の今後のスケジュールと活用の方針を説明されたい。

三 質問第四三号の2に対し、政府はヤングケアラーの発見者の比率を答弁しているが、介護関係者が発見者であるケースの比率は如何ほどか。

四 ヤングケアラーの相談相手の充実について、質問第四三号の3に対し、「市町村や地域包括支援センターにおいて行われている家族介護者に対する相談支援や戸別訪問等の取組」を挙げ、答弁しているが、家族等の介護者であるケアラーの支援を目的としたこれらの相談や訪問は、全国でどの程度行われているのか。その実施規模を示されたい。

五 質問第四三号の3に対し、「都道府県、指定都市等におけるSNS等を活用した相談窓口の開設等を推進している」とも答弁しているが、「推進」の具体的な内容と相談窓口の開設及び利用の状況を示されたい。

右質問する。

令和三年四月十六日

内閣総理大臣臨時代理

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出「支援すべきヤングケアラーの発見と具体的な支援の方法に関する質問主意書」に対する答弁書を送付する。別紙答弁書を送付する。

金の交付決定を受けた都道府県等の数は、三十四个である。

質問主意書による罰金に関する規定は、右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年四月六日
参議院議長 山東 昭子 殿 浜田 聰

プラスブーン等無料配布行為の罰金に関する質問主意書

これまで、令和二年六月に、これらを都道府県等に対して情報提供するとともに、ヤングケアラーの早期発見及び支援への活用を依頼しているほか、全国の教育委員会の生徒指導担当者向けの会議の開催等により、関係機関等への周知を図っているところである。

御指摘の「介護関係者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成三十一年度子ども・子育て支援推進調査事業「ヤングケアラー」の実態に関する調査研究において、具体的な人数は把握していないが、令和二年年度子ども・子育て支援推進調査事業「ヤングケアラー」として登録されている人数について、具体的な人数は把握していないが、令和二年年度子ども・子育て支援推進調査事業「ヤングケアラー」の実態に関する調査研究において作成された報告書によれば、令和元年度に要保護児童対策地域協議会において要保護児童保護児童(特定妊婦)をいう。(同項に規定する特定妊婦をいう。)(以下「要保護児童等」とい

う。)として登録されている事例のうち、「ヤングケアラー」と思われる子どもが一人以上いる件数は二千百七十四件である。また、お尋ねの「実際に「関係部署が連携を図り対応」することができる割合」については把握していないが、要保護児童対策地域協議会を要保護児童等として登録されている場合、関係機関による個別ケース検討会議が適時開催され、要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討の上、必要な対応が行われているものと承知している。

四について

お尋ねの全国における「家族等の介護者であるケアラーの支援を目的としたこれらの相談や訪問」に係る具体的な件数については、調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難であるが、御指摘の「家族等の介護者であるケアラーの支援」に係る相談を含む総合相談支援業務(地域支援事業の実施について)(平成十八年六月九日付け老発第〇六〇九〇〇一号厚生労働省老健局長通知)に基づく「総合相談支援業務」をいう。)については、全ての地域包括支援センターにおいて行われているものと承知している。

五について

お尋ねの「推進」の具体的な内容については、厚生労働省及び文部科学省において、都道府県等がSNS等を活用した相談窓口を開設し、及び運用する事業を行うための費用に係る補助金の交付を行っているところである。当該相談窓口の開設及び利用の状況について網羅的に把握していないが、令和二年年度において、当該補助

プラスブーン等無料配布行為の罰金に関する質問主意書

令和三年三月九日、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案が閣議決定された。同法案によれば、同法第三十条第四項又は第四十六条第五項の規定による命令に違反する行為(以下「プラスブーン等無料配布行為」という。)には五十万円以下の罰金に処せられる。

我が国の法令が「五十万円以下の罰金に処する」ことを相当程度の重罪であるととらえていることは、他の法令と比してみれば明らかである。プラスブーン等無料配布行為がこれに比肩するほどの重罪であるとは到底言えないことは国民感情を考えれば明らかであるが、政府はそう考えていないようである。

そこで、他の法令との比較に関し以下のとおり質問する。

一ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれがあると認められるとときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止することができる。この禁止命令に従わず、多数の人命

を危険にさらした者に対する罰則は消防法第四十四条第十九号によれば三十万円以下の罰金又是拘留である。

1 政府は、なぜ消防長又は消防署長の命令を無視して多数の人命を危険にさらす行為より、プラスブーン等無料配布行為のほうが重罪であると考え、罰金額の上限を約一・六倍にすることが相当であると考えたのか。政府の見解如何。

2 政府は、消防長又は消防署長による火災警戒区域内に対する火気使用禁止命令など、プラスブーン等無料配布行為をなくすことより、約一・六倍価値がないものと考へているのか。政府の見解如何。

二 新型コロナウイルスの影響によって休業になつたにもかかわらず、使用者から休業手当が支払われない労働者が多かつたために、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」が創設されるまでの間、多くの労働者が激減した収入に対する補償が何もなく、苦しい生活を余儀なくされたことは記憶に新しい。労働基準法第二百二十条はこのよくな不當に休業手当を支払わない事業者に対し三十万円以下の罰金を科すことによって、労働者に休業手当が支払われない状態を回避しようとしている。

1 政府は、なぜ事業者が不當に休業手当を支払わないことに比して、プラスブーン等無料配布行為のほうが重罪であると考え、罰金額の上限を約一・六倍にすることが相当であると考えたのか。政府の見解如何。

2 政府は、不當に休業手当を支払わない企業に対し法令どおり休業手当を支払わせることより、プラスブーン等無料配布行為をなくすことのほうが約一・六倍重要であると考えているのか。政府の見解如何。

3 労働基準法第二百二十条はこの他に所定の期日に賃金を支払わないことに対しても事業者に対し三十万円以下の罰金を科している。こ

の賃金には、時間外労働に対する賃金も含まれるのである。政府は、法令及び就業規則等

労使が合意した条件のとおりに時間外労働に対する賃金を支払わせることより、プラスブーン等無料配布行為をなくすことのほうが約一・六倍重要であると考えているのか。政

府の見解如何。また、政府がそのような姿勢だから、我が国から労働法規を守らない事業者が一向に減らないのではないか。政府の見解如何。

三 先日、無料通信アプリLINE利用者の個人情報が、中国の関連会社で閲覧できる状態になつていたことに対し、平井卓也デジタル改革担当相が「大変脅威に思ふ」と述べたことは当然である。さて、日本電信電話株式会社の株式が議決権ベースで三分の一以上を、中国を含む外

国政府に取得されれば、我が国の情報通信事業においてLINEの個人情報が漏出するよりはかかるに脅威であるが、それを防ぐのが日本電信電話株式会社等に関する法律第六条による外国政府等に対する株式取得制限であり、この法律に反して外国政府等を株主名簿に記載すれば、同法第二十四条において五十万円以下の罰金が科される。

1 政府は、なぜ日本電信電話株式会社の株主名簿に議決権ベースで三分の一以上を、中国を含む外國政府を記載する行為と、プラスブーン等無料配布行為が同程度の犯罪であり、五十万円以下の罰金を科すことが相当であると考えたのか。政府の見解如何。

2 政府にとっては、日本電信電話株式会社の株主総会において外国政府が三分の一以上の議決権行使することと、プラスブーン等無料配布行為を阻止する行為の重要度は同程度

防止するため、必要があるときは、家畜防疫員に、同法第三十一条及び農林水産省令で定める方法により家畜の検査、注射、薬浴又は投薬を行なうことが可能であり、農林水産大臣は、

同法第四十六条第一項の検査の際、届出伝染病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあると認められた動物その他の物につき、農林水産省令の定めるところにより、その所有者に対し、これらを隔離し、若しくは消毒すべき旨を命じ、又は家畜防疫官に隔離、注射、薬浴、投薬若しくは消毒を行なわせることができ

る。これらが罰則のない義務とすれば家畜伝染病の急速かつ広範囲なまん延が防げないことは自明の理であり、これらの行為に対し強制性を担保しているのが同法第六十八条による罰則である。

1 政府は、なぜ届出伝染病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあると認められた動物その他の物に対する農林水産大臣の隔離・消毒命令に従わないことや、家畜防疫員ないし家畜防疫官が行う検査、注射、薬浴又は投薬を拒み、妨げ、又は忌避することに比して、プラスブーン等無料配布行為のほうが重罪であると考え、罰金額の上限を約一・六倍にすることが相当であると考えたのか。政府の見解如何。

2 政府は、届出伝染病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあると認められた動物その他の物に対する農林水産大臣の隔離・消毒命令に従わないことや、家畜防疫員ないし家畜防疫官が行う検査、注射、薬浴又は投薬を拒み、妨げ、又は忌避することに比して、プラスブーン等無料配布行為のほうが重罪であると考え、罰金額の上限を約一・六倍にすることが相当であると考えたのか。政府の見解如何。

3 家畜伝染病はこの他に所定の期間に賃金を支払わないことに対しても事業者に対し三十万円以下の罰金を科している。こ

でしてアナウンスした効果は、家畜伝染病が発生した地域に対するブランドイメージの回復を阻害し、ひいては、我が国の畜産業に対する諸外国の信頼を毀損する行為であると考

えるが、政府の見解如何。また、食料・農業・農村基本計画(令和二年三月三十一日閣議決定)には、農林水産物・食品輸出本部の下で、「輸出阻害要因に對応して輸出拡大を

図る体制を強化し、放射性物質や動植物検疫に関する輸入規制の緩和・撤廃をはじめとした食品安全等の規制等に対する輸出先国との協議の加速化、国際基準や輸出先国との基準の策定プロセスへの戦略的な対応、輸出向けの施設整備と施設認定の迅速化、輸出手続の迅速化、意欲ある輸出事業者の支援、輸出証明書の申請・発行の一元化、輸出相談窓口の利便性向上、輸出先国の衛生基準や残留基準への対応強化等、貿易交渉による関税撤廃・削減を速やかに輸出拡大につなげるための環境整備を進める」とある。家畜伝染病にかかる家畜を消毒しない行為は、プラスブーン等無料配布行為よりはるかに罪が軽い行為であると規定することは、まさに我が国検疫体制に対する不信を招くものに他ならず、輸出阻害要因となるいか。政府の見解如何。

五 液化石油ガス販売事業者は火災予防のため、その事業所内の指定する場所で火気の使用を禁ずることができる。この火気使用禁止の強制性を担保しているのが高圧ガス保安法第三十七条による火気等の制限であり、同法第八十二条によると、液化石油ガス販売事業者が指定する火気使用禁止を無視して火気を使用した者には五十万円以下の罰金が科せられる。

1 政府は、なぜ液化石油ガス販売事業者が指定する火気使用禁止を無視して火気を使用する行為と、プラスブーン等無料配布行為が同程度の犯罪であり、五十万円以下の罰金を科すことが相当であると考えたのか。政府の見解如何。

2 政府にとっては、液化石油ガス販売事業者が指定する火気使用禁止を無視して火気を使用する行為と、プラスブーン等無料配布行為が同程度の犯罪であり、五十万円以下の罰金を科すことが相当であると考えたのか。政府の見解如何。

解如何。

2 液化石油ガス販売事業者にとって、自らが指定する火気使用禁止区域を無視して火気を使用される行為は、液化石油ガス販売事業者の人命及び財産をいたずらに危険にさらす、まさに許すべからざる行為である。政府にとつては、液化石油ガス販売事業者の人命及び財産と、プラスブーン等無料配布行為を阻止することは同程度の重要性であると考えているのか。政府の見解如何。

六 憲法第二十六条第一項は国民に対する教育を受ける権利を保障し、これを担保すべく、同条第二項は、国民に対し、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を課している。教育を受けける権利を保障すべく、学校教育法第十七条は保護者に対し、小学校や中学校等に就学させる義務を負わせ、その履行の督促を受けてもなお従わない者は、同法第一百四十四条により、十円以下の罰金が科せられる。

1 政府は、なぜ憲法上の義務である普通教育を受けさせる義務の督促を受けてもなお従わないことに比して、プラスブーン等無料配布行為のほうが重罪であると考え、罰金額の上限が五倍の罰金を科すことが相当であると考えたのか。政府の見解如何。

2 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き・本体(令和二年六月改訂版)二ページにおいて、「子供を学校に通学・通園させない」とは「いわゆる教育ネグレクト」であり、虐待の一種とされている。虐待が及ぼす子供への影響は身体・知的発達・心理にわたり広範囲であることは周知のとおりである。そのため、教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、児童相談所等は連携して、教育ネグレクトを早期発見、阻止するため日夜努力しているのである。これらの努力の結晶が義務教育機関の長等による就学督促である。この就学督促に反する行為を、ブ

ラスブーン等無料配布行為より五倍軽い罪であると規定することは、教育ネグレクトを行なう親に対して、子供を学校に通学・通園させない行為ではない行為がプラスブーン等無料配布行為より悪い行為ではない行為がプラスブーン等無料配布行為より悪い行為ではない旨の口実を与えることになり、ひいては、教育ネグレクトなどは大したることではないといふことではないという誤った理解が広がり、憲法第二十六条が規定する権利実現を後退させないか及び「政府の原子力政策に対する不信を招いているのではないか」。政府の見解如何。

七 原子力規制委員会は、原子力事故調査に際し、原子力規制委員会設置法第二十三条に基づき、関係者に出頭を求めて質問することや、原子力事業所その他の原子力事故の現場、原子力事業者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入って、帳簿、書類その他の原子力事故に関係のある物件を検査し、試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他必要な試料を収去することができる。この原子力事故調査の強制性を担保しているのが同法第三十条であり、原子力規制委員会が行う原子力事故調査による検査若しくは試料の提供を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し虚偽の陳述をした者には、三十万円以下の罰金が科せられる。

1 政府は、なぜ原子力事故調査による検査若しくは試料の提供を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれららの規定による質問に対し虚偽の陳述をしたことに比して、プラスブーン等無料配布行為のほうが重罪であると考え、他の必要な試料を収去することができる。この原子力事故調査の強制性を担保しているのが同法第三十条であり、原子力規制委員会が行う原子力事故調査による検査若しくは試料の提供を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し虚偽の陳述をした者には、三十万円以下の罰金が科せられる。

2 原子力事故調査を原子力規制委員会が行うことは相当重大事態であり、事業者がこれを行なうことは、我が国の原子力事業に対する信頼を著しく毀損する行為であるが、これららの行為は、政府にとつては、プラスブーン等無料配布行為より約一・六倍重要なと

を考えているのか。政府の見解如何。また、このような政府の感覚と国民感覚の著しい乖離についているのではないか。政府の見解如何。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から四十五日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和三年四月十六日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

参議院議員浜田聰君提出プラスブーン等無料配布行為の罰金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聰君提出プラスブーン等無料配布行為の罰金に関する質問に対する答弁書

令和三年四月七日

参議院議長 山東 昭子殿 牧山ひろえ

ケアラー支援等に関する質問主意書に対する答弁書に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

一から七までについて

御指摘の各法律は、それぞれの立法事実や法目的を踏まえて、刑罰を含めた各種の措置により一つの体系を作っているものであり、今国会に提出したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案(以下「法律案」という)とは立法事実や法目的が大幅に異なっていることから、これらの法律間における刑罰の比較についてお答えすることは困難である。

また、御指摘の各法律に関して、「我が国から勞働法規を守らない事業者が一向に減らないのではないか」「家畜伝染病が発生した地域に対するブランドイメージの回復を阻害し、ひいては、我が国畜産業に対する諸外国の信頼を毀損する行為である」、「我が国検疫体制に対する不信を招くものに他ならず、輸出阻害要因と

ならないか」、「教育ネグレクトを行う親に対し、子供を学校に通学・通園させない行為がプラスブーン等無料配布行為より悪い行為ではない旨の口実を与えることになり、ひいては、教育ネグレクトなどは大したことではないといふことではないという誤った理解が広がり、憲法第二十六条が規定する権利実現を後退させないか及び「政府の原子力政策に対する不信を招いているのではないか」との御指摘については、お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、いずれにせよ、法律案における罰則規定が、御指摘の各法律における措置の実効性等に影響を与えるものは考えていない。

官報(号外)

る答弁について、以下のとおり質問する。

一 ケアラーへの支援の状況を質した質問第四〇

号の三に対し、政府は「家族介護者に対する支援については、各市町村に設置された地域包括支援センターにおいて、家族介護者に対する相談支援を行うとともに、近隣住民からの情報収集や高齢者世帯への戸別訪問等により、高齢者や家族の状況等の実態把握に努めている」と答弁しているが、現状において、当該方策により必要十分な支援が行われていると認識している

か。

二 レスパイクサービスの充実を訴えた質問第四〇号の五に対し、政府は「通所介護、短期入所生活介護等の介護サービスの充実に努めてまいりたい」と答弁しているが、「介護サービスの充実」について、具体的にその内容を説明された

い。

三 重い自己負担のため介護サービスを利用でき

ない状況への対処を質した質問第四〇号の六に

対し、政府は「高額介護サービス費」や「社会保

障と税の一体改革における介護の保険料の負担

の軽減等」を挙げているが、それでもなお負担

しきれない状況に対しては、どのような支援を

想定しているか。

四 介護休業制度の利用促進に向けた企業へのイ

ンセンティブの積極的な設定を求めた質問第四

一号の四の1に対し、政府は「労働者の円滑な

介護休業等の取得及び職場復帰に取り組む事業

主への助成金の支給」を挙げているが、この助

成金の近時の予算額と執行率を示されたい。

右質問する。

令和三年四月十六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

参議院議員牧山ひろえ君提出ケアラー支援等に
関する質問主意書に対する答弁書に関する質問

に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出ケアラー支援

等に関する質問主意書に対する答弁書に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ケアラーへの支援」については、全

ての地域包括支援センターにおいて、家族介護

者に対する相談支援を含む総合相談支援業務

〔地域支援事業の実施について〕(平成十八年六

月九日付け老発第〇六〇九〇〇一号厚生労働省

老健局長通知)に基づく「総合相談支援業務」を

いう)が行われており、各市町村の判断によ

り、個々の状況に応じた必要な支援が行われて

いるものと承知している。

二について

お尋ねについては、介護保険事業に係る保険

給付の円滑な実施を確保するための基本的な指

針(令和三年厚生労働省告示第二十九号)におい

て、通所介護、短期入所生活介護等を含め、各

市町村が今後必要となるサービス量を適切に見

込むこととされていること等を踏まえ、介護

サービスの充実が図られていくものと承知して

いる。

三について

介護保険制度においては、高額介護サービス

費による介護サービスの利用者負担の軽減や社

会保障と税の一体改革における介護の保険料の

負担の軽減を行うことに加え、保険者である市

町村において、個別の事情に応じて、保険料の

納付の期限等に係る相談対応を行うとともに、

必要に応じてその市町村の福祉部局との連携に

より、必要な配慮を行っているものと承知して

いる。

四について

お尋ねの雇用保険法施行規則(昭和五十年労

働省令第三号)第百十六条第一項に規定する介

護離職防止支援コース助成金の予算額は、平成

三十年度は六億四千三百四十万円、令和元年度

は三億五千十萬円であり、執行率は、平成三十

年度は約四・七パーセント、令和元年度は約十

九・一パーセントである。

三 西村国務大臣が答弁した約十万人は、就職水

河期世代支援プログラムの三年間での目標であ

る正規雇用者三十万人増加の成果数に含まれる

のか。

四 西村国務大臣が答弁した約十万人の中には、

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で職を

失い、その後就職した人は含まれているか。含

まれている場合、どのくらいの人数と考えられ

るか、政府の見解を示されたい。

令和三年四月七日

参議院議長 山東 昭子殿

塩村あやか

就職氷河期世代支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提

出する。

五 公務員の採用についても、NTTやKDDI

の採用に見られるようスキルをリカレントやO

JTで学ばせて、公務員として残るか、又は民間企業に就職できるよう支援するなどの取組が

必要とを考えるが、就職氷河期世代の公務員採用の方向性について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和三年四月十六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山東 昭子殿

塩村あやか

就職氷河期世代支援に関する質問主意書

政府は「就職氷河期世代支援プログラム」(令和

元年六月二十一日)で、「支援対象としては、正規

雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者(少なくとも五十万人)、就業を希望しながら、様々な事情により求職活動をしていない長期

無業者、社会とのつながりを作り、社会参加に向

けでより丁寧な支援を必要とする者など、百万人程度と見込む。この三年間の取組により、これら

の者に対し、現状よりも良い待遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規雇用者

については、三十万人増やすことを目指す。」とし

ている。

本年三月二十二日の参議院内閣委員会での私

質問に対し、西村国務大臣は「・・・全体として

この間、約十万人の正社員化あるいは正社員としての採用につながってきていると思います。」と答

弁している。

そこで、以下質問する。

一 西村国務大臣の答弁における「正社員化」、「正社員」、就職氷河期世代支援プログラムにおける「正規雇用者」の定義をそれぞれ示されたい。

二 西村国務大臣が答弁した約十万人の内訳を示されたい。

三について

お尋ねについては、西村国務大臣が令和三年

三月二十二日の参議院内閣委員会において「キャリアアップ助成金、これについても就職氷河期世代で二万七千七百五十四人、それからハローワーク、全国に専用の窓口を設置をして就職氷河期世代の方々に相談に応じているんですけれども、これを活用して七千三百三十七人が採用をされております。そして、これも含めたハローワーク全体で就職氷河期世代への支援、正社員に結び付いた例として実績として七万二千四百六十六人ありますので、全体としてこの間、約十万人の正社員化あるいは正社員としての採用につながってきていたと思います」と述べているとおりである。

御指摘の就職氷河期世代支援プログラムにおける「正規雇用者三十万人増加」の実現を目指し、就職氷河期世代支援プログラムに基づく各種施策を講じてきているところであり、その実績も上がってきているものと認識しているが、お尋ねの「約十万人」との関係については、それぞれの計数の定義や把握方法に相違があるため、両者の関係について正確にお答えすることは困難である。

三について

御指摘の就職氷河期世代支援プログラムにおける「正規雇用者三十万人増加」の実現を目指し、就職氷河期世代支援プログラムに基づく各種施策を講じてきているところであり、その実績も上がってきているものと認識しているが、お尋ねの「約十万人」との関係については、それぞれの計数の定義や把握方法に相違があるため、両者の関係について正確にお答えすることは困難である。

日本におけるヘイトクライム対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年四月七日

有田 芳生

参議院議長 山東 昭子殿

日本におけるヘイトクライム対策に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響について把握してきているが、御指摘の「約十万人」とは別の観点から把握しているものであり、お尋ねについて正確にお答えすることは困難であるが、引き続き、新型コロナウイルス感染症による影響を注視しつつ、必要な対策を講じてまいりたい。

四について

就職氷河期世代の公務員の採用については、令和二年度から令和四年度までの三年間で二千名を超える規模の国家公務員の採用を想定し、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二〇」(令和二年七月十七日閣議決定)等に基づき、令和二年度から令和四年度までの各年度において、

とする外国人に対するヘイトクライムがとまらないことは、アメリカ国務省人権白書(二〇二一年三月三十日発表)も指摘しているとおりである。

なお、政府においては、就職氷河期世代を含む幅広い世代を対象として、民間企業等への就労を支援するため、従前より、公的職業訓練を実施しているほか、就職氷河期世代の採用等を行った民間企業への助成や、都道府県、市町村等による就職氷河期世代への支援の促進等を行っており、着実に成果を上げているものと認識している。

同施設にはさらなる脅迫状も届きました。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、中国人に対するヘイトクライムも増加しています。政府は日本におけるヘイトクライムの現状をどのように把握しているか。各県別に時系列で具体的にお示しください。

二 日本国内のヘイトクライムを防止するために在日外国人に対するヘイトクライムを許さないことを明確に宣言し、被害者の話を聞くこと、実態調査や各国のヘイトクライム対策の調査研究などを行うことも必要です。政府は日本におけるヘイトクライムにどう対応する方針ですか。現行法で対処することは前提で、新たな事態どのような対策をとるのでしょうか。具体的にお示しください。

二 日本国内のヘイトクライムを防止するために在日外国人に対するヘイトクライムを許さないことを明確に宣言し、被害者の話を聞くこと、実態調査や各国のヘイトクライム対策の調査研究などを行うことも必要です。政府は日本におけるヘイトクライムにどう対応する方針ですか。現行法で対処することは前提で、新たな事態どのような対策をとるのでしょうか。具体的にお示しください。

右質問する。

令和三年四月十六日

内閣総理大臣臨時代理

参議院議長 山東 昭子殿 麻生 太郎

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の不開示条項の解釈と適用範囲に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年四月八日

田島麻衣子

参議院議長 山東 昭子殿

アメリカ国内で日系人や日本国民が差別的な動機に基づく暴行、傷害事件、いわゆるヘイトクライムの対象となっています。日本大使館からアメリカ在住の日本人に、外出時には注意するよう何度も通知が出されています。バイデン大統領は、就任直後からアジア系市民に対するヘイトクライムを非難し、沈黙は加担することと発言しました。また、銃撃事件で八人が死亡した現場を副大臣とともに訪問し、議会にはヘイトクライムを防止する法律の制定を求め、救済のための予算措置や調査、警察に対するヘイトクライムに関する法律を提出するなど、具体的な策を次々に発表しています。

参議院議員有田芳生君提出日本におけるヘイトクライム対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一 及び二について

御指摘の「ヘイトクライム」については、政府

として、その定義について特定の見解を有していないことは、アメリカ国務省人権白書(二〇二一年三月三十日発表)も指摘しているとおりでは困難であるが、いずれにせよ、政府としては、御指摘の「ヘイトクライム」の定義いかんにかかわらず、特定の民族や国籍の人々を排斥する趣旨の不当な差別的言動については許されないものと考えており、例えば、法務省の人権擁護機関において外国人の人権に関する啓発活動を実施するなど、外国人に対する偏見や差別の解消に向けて取り組んでいるところである。また、捜査当局においては、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づき適切に対処するものと承知している。

として、その定義について特定の見解を有していないことは、アメリカ国務省人権白書(二〇二一年三月三十日発表)も指摘しているとおりでは困難であるが、いずれにせよ、政府としては、御指摘の「ヘイトクライム」の定義いかんにかかわらず、特定の民族や国籍の人々を排斥する趣旨の不当な差別的言動については許されないものと考えており、例えば、法務省の人権擁護機関において外国人の人権に関する啓発活動を実施するなど、外国人に対する偏見や差別の解消に向けて取り組んでいるところである。また、捜査当局においては、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づき適切に対処するものと承知している。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の不開示条項の解釈と適用範囲に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年四月八日

田島麻衣子

参議院議長 山東 昭子殿

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の不開示条項の解釈と適用範囲に関する質問主意書

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の不開示条項の解釈と適用範囲に関する質問主意書

法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を根拠に内訳及び積算根拠の開示は行わなかった。

しかし、国民に対し政府の説明責任を全うする観点から行政機関が保有する文書についての開示請求権等を定め、国民に開かれた行政の実現を図るという同法の趣旨に鑑みれば、このような不開示は必ずしも妥当なものとは言えないと考える。

そこで、「法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益」及び「国の財産上の利益」の解釈と適用範囲について、以下質問する。

一 政府は、「新型コロナワクチン接種記録登録支援契約」について、契約の単価など積算根拠の地位その他正当な利益及び「国の財産上の利益」の解釈と適用範囲について、以下質問する。

二 政府は、「新型コロナワクチン接種記録登録支援契約」について、契約の単価など積算根拠と内訳を公開することにより、国の同種の他の

契約の予定価格が類推されるため、「国の財産上の利益」が害されるとする。しかし、モバイ

ル端末に関する技術は日進月歩であるので、本件契約から同種の他の契約の予定価格の類推が不可能で、「国の財産上の利益」が害されることもない。したがって、同法第五条第六号口の適用は妥当なものとは言えないと考えるが、政府の見解をお答えいただきたい。

三 政府は、「オリンピック・パラリンピック観客等向けアプリ開発・運用・保守委託契約」について、契約の積算根拠と内訳を公開することにより、国の人権の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるとする。

しかし、本件は新型コロナワクチンの予防接種に伴う特殊な事例であり、競合する他社が生じるものではなく、また本件の契約は随意契約なので「競争」がないもので、「法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益」が存在しない。

また、リース契約に関する決裁伺い文書の開示請求についての奈良地判一〇・一・二六判時一六六五・五二によれば、契約内容の開示により当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとするためには、一般的の経済的取引における契約内容の開示と異なり、当該開示により、原価、価格ロジック、価格体系等の営業上の秘密やノウハウが明らかになるなどの事情が必要であるとの一般論を提示しているところ、本件の契約単価は、原価、価格ロジック、価格体系等を踏まえて積み上げられ政府に示された合計値から算定されるものであり、この開示により営業上の秘密やノウハウが明らかになるものではないので正当な利益が損なわれるわけではない。

したがつて、同法第五条第二号イの適用は妥当なものとは言えないと考えるが、政府の見解をお答えいただきたい。

二 政府は、「新型コロナワクチン接種記録登録支援契約」について、契約の単価など積算根拠と内訳を公開することにより、国の同種の他の

契約の予定価格が類推されるため、「国の財産上の利益」が害されるとする。しかし、モバイ

ル端末に関する技術は日進月歩であるので、本

件契約から同種の他の契約の予定価格の類推が不可能で、「国の財産上の利益」が害されることもない。したがって、同法第五条第六号口の適

用は妥当なものとは言えないと考えるが、政府の見解をお答えいただきたい。

三 政府は、「オリンピック・パラリンピック観

客等向けアプリ開発・運用・保守委託契約」に

ついて、契約の積算根拠と内訳を公開すること

により、国の人権の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるとする。

しかし、アプリに関する技術は日進月歩

であるので、本件契約から同種の他の契約の予

定価格の類推が不可能で、「国の財産上の利益」

が害されることもない。したがって、同法第五

条第六号口の適用は妥当なものとは言えないと

考えるが、政府の見解をお答えいただきたい。

四 政府は、「オリンピック・パラリンピック観

客等向けアプリ開発・運用・保守委託契約」に

ついて、契約の積算根拠と内訳を公開すること

により、国の人権の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるとする。

しかし、アプリに関する技術は日進月歩

であるので、本件契約から同種の他の契約の予

定価格の類推が不可能で、「国の財産上の利益」

が害されることもない。したがって、同法第五

条第六号口の適用は妥当なものとは言えないと

考えるが、政府の見解をお答えいただきたい。

右質問する。

八日に公開され、締切は令和三年一月八日で、公募期間の半分以上が年末始で閉庁日である。また、ヒアリングによれば実際に令和二年十二月二十八日から令和三年一月三日までの間、入札の問合せ対応のために出勤していた職員はない。加えて、本件に入札するために公募期間の間に三百頁もの文書を作成することは、公募期間の間に三百頁もの文書を作成することが要求される。こうしたことから、本件は

一般競争入札の形式をとるもの、実質的には

他の応札者が現れることを想定しておらず、

生じるものではない。

また、前記一の奈良地判一〇・一・二六判時

一六六五・五二に

ついて、契約の積算根拠と内

訳は、原価、価格ロジック、価格体系等を踏まえて積み上げられ政府に示された合計値であり、この開示により営業上の秘密やノウハウが明らかになるものではないので正当な利益が害されるわけではない。

しかし、そもそも本件は政府各省のシス

템を連携するものであり、「競合」する他社が

必ずしも明らかではないが、「新型コロナワ

クチン接種記録登録支援」の調達(以下「調達」)においては、仮にこれらを公にする場合には、調達一に係る業務に限られない受注者(以下「受注者一」という)に係る契約の積算根拠と額の内訳については、仮にこれらを公にする場合には、調達一に係る業務に限られない受注者(以下「受注者一」という)のコスト削減等の営業上の努力その他の商業上の秘密が公となり、調達一に係る業務に限られない受注者一の事業活動に影響が及ぶことで、受注者一の競争上の地位等を害するおそれがあるほか、調達一に係る業務の経費の詳細な内訳が公となり、調達一に係る業務に限られない受注者一の事業活動に影響が及ぶことで、受注者一の競争上の地位等を害するおそれがあるほか、

調達一に係る業務の経費の詳細な内訳が公とな

り、今後、同様の事業(調達一)に係る業務の一

部を構成する業務によって構成される事業を含む)における契約に係る予定価格を類推される

それがあり、行政機関の保有する情報の公開

に関する法律(平成十一年法律第四十二号)。以

下「情報公開法」という)第五条第二号イ及び第

六号口の不開示情報に該当すると考えられるこ

とを踏まえ、御指摘の「令和三年三月二十四日

の参議院予算委員会の質疑(以下「今般の質疑」

という)においてお答えを差し控えたところであ

る。

三 及び四について

御指摘の「同法第五条第二号イの適用」及び

「同法第五条第六号口の適用」の意味するところ

が必ずしも明らかではないが、「オリンピッ

ク・パラリンピック観客等向けアプリ(仮称)及

びデータ連携基盤の開発・運用・保守一式」の

調達(以下「調達二」という)に係る契約の積算

根拠と額の内訳については、仮にこれらを公に

する場合には、調達二の受注者(以下「受注者

二」という)のコスト削減等の営業上の努力そ

の他の商業上の秘密が公となり、調達二に係る

業務に限られない受注者二の事業活動に影響が

及ぶことで、受注者二の競争上の地位等を害す

おそれがあるほか、調達二に係る業務の経費

の詳細な内訳が公となり、今後、同様の事業

(調達二)に係る業務の一部を構成する業務に

よって構成される事業を含む)における契約に

令和三年四月二十一日 参議院会議録第十七号

質問主意書及び答弁書

係る予定価格を類推されるおそれがあり、情報公開法第五条第二号イ及び第六号ロの不開示情報に該当すると考えられることを踏まえ、今般の質疑においてお答えを差し控えたところである。

銀行法等束ね法案に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年四月九日

参議院議長 山東 昭子殿

吉川 沙織

複数の法律を改正等しようとするときにこれら複数の法律を束ね法案に関する質問主意書

複数の法律を束ね法案として国会に提出する「束ね法案」は、法律案を束ねることによって国会審議の形骸化を招来するとともに、国会議員の表決権を侵害しかねないものである。また、どの法律がどのように改正されるのか等が国民に分かりづらくなり、適切な情報公開とはならないおそれもある。

束ね法案の有するこののような問題点について、私はこれまで国会質疑及び質問主意書において指摘を重ねてきたが、束ね方に問題のある法案が依然として国会に提出されることについては看過できない。

そこで、政府が今国会に提出した「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案(閣法第五二号。以下「銀行法等束ね法案」という。)等について、以下質問する。

一 今国会に提出する閣法の本数を少なくするよう、政府部内で指示・調整を行つた事実はあるか明らかにされたい。

二 銀行法等束ね法案の提出の理由にある「新型

コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化」とは何か明らかにされたい。

三 「金融の機能の強化及び安定の確保」を図る施策とは、一般に、どのような要素を備えていれば、あるいは、どのような内容であれば、これに該当すると考えられるのか、見解を明らかにされたい。

四 金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下「金融機能強化法」という。)の制定以降に行われた銀行法、金融商品取引法及び金融機能強化法の改正(いわゆる附則改正を除く。)について、それぞれ、「金融の機能の強化及び安定の確保」を図ることを直接的又は間接的な目的とはしない改正が行われた例があるか明らかにされたい。その例がある場合には、その改正が行われた国会の回次、改正法案の題名、改正の目的及び改正内容の概要を示されたい。

五 金融機能強化法の制定以降、銀行法、金融商品取引法及び金融機能強化法の各改正法案を束ね一本の法律案として国会に提出した例があるか明らかにされたい。その例がある場合には、その法律案を提出した国会の回次、法律案の題名、改正の目的及び改正内容の概要を示されたい。

六 銀行法等束ね法案は、(1)デジタル化や地方創生への貢献など、(2)グローバルな拠点再配置の加速への対応、(3)経営基盤の強化の三項目の改正内容から成る旨の説明がなされていると承知している。金融庁の審議会・研究会等において、新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された令和二年二月一日以前から、この三項目の改正内容につながる検討を行つていたか明らかにされたい。検討を行つていた場合、その審議会・研究会等の名称と検討内容を示されたい。

七 前記六の三項目について、その改正内容の実現のため、それぞれ何本の法律を改正することとしているのか、項目ごとに明らかにされた

八 前記六の三項目を一つの法律で同時一体的に改正しなければならない法制的な牽連性がある場合、その内容を示されたい。

九 束ね法案の立案作業においては、複数の法律案の立案作業を同時に並行で行わなければならず、改正内容も幅広く、合議等を必要とする組織体が多岐にわたることも少なくない。このため、束ね法案の立案作業は、一般に、束ねる法律案の本数が多いほど、従事する職員に負荷がかかることになり、また、日程の余裕が失われることになると考えるが、見解を明らかにされたい。

右質問する。

令和三年四月二十日

参議院議長 山東 昭子殿 内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川沙織君提出銀行法等束ね法案に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの「今国会に提出する閣法の本数を少なくするよう、政府部内で指示・調整」をした事実はない。

二、三、七及び八について
新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案(閣法第五二号。以下「銀行法等改正法案」といふ。)は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、デジタル化や地方創生の取組を加速する必要が生ずるなど社会経済情勢に様々な変化が生じている中、これに対応して日本経済の回復・再生を力強く支える金融機能を確立するた

六二

めに必要な措置を講ずるものである。銀行法等改正法案は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一年)、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第一百八十三号)、信用金庫法(昭和二十七年法律第二百八十七号)、長期信用銀行法(昭和二十八年法律第二百二十七号)、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)、金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)、保険業法(平成七年法律第百五号)、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十九号)及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十八号)の改正を提案するものであり、具体的な改正内容としては、銀行法等の改正により、地域の活性化等に資する業務を金融機関の業務に追加し、ポストコロナにおいて重要なデジタル化や地方創生に金融機関が幅広く貢献できること、金融商品取引法の改正により、国内における海外投資家の投資運用に係る届出制度を創設し、グローバルな拠点再配置を行う海外の金融機関の日本の資本市場への参入を後押しすること、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の改正により、預金保険機構が事業の抜本的な見直しを行う金融機関に対して資金を交付する制度を創設し、中小企業等を支援する立場にある地域銀行等が自らの経営基盤を強化する取組を後押しすること等を盛り込んでいる。お尋ねの「金融の機能の強化及び安定の確保」を図る施策に該当する

かどうかについては、個々の政策の内容に応じて判断されるものであると考えており、銀行法等改正法案の改正内容はいずれも、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して、金融仲介機能その他の金融機関等が社会経済において發揮する機能を強化することで金融システムの安定の確保を図るものである。金融機関の経営基盤強化等を通じて金融の機能の強化及び安定の確保

ことから、「金融の機能の強化及び安定の確保」を図るものに該当すると考えている。また、お尋ねの「法制的な牽連性」が具体的に意味するところは明らかではないが、銀行法等改正法案に盛られた政策は統一的なものであり、その趣旨・目的は一つであると認められることから、一つの改正法案として提案したものである。

五について

お尋ねの「金融の機能の強化及び安定の確保」を図ることを直接的又は間接的な目的とはしない改正の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五について

政府が、金融商品取引法、銀行法及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律の改正を一つの改正法案として提案した例としては、第百八十三回国会に提出された金融商品取引法等の一部を改正する法律案(第百八十三回国会閣法第五十九号)があり、同法案は、金融システムの信頼性及び安定性を高めるため、情報伝達行為に対する規制の導入等のインサイダー取引規制の強化、投資・任業者等による運用報告書等の虚偽記載等に係る制裁の強化、投資法人の資本政策手段の多様化、大口信用供与等規制の強化、金融危機に際して金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を行う措置の創設等の措置を講ずるものである。

六について

お尋ねの「改正内容につながる検討」の具体的な内容について

かどかに明確でないが、銀行法等改正法案の改正内容は、金融審議会に設置され、金融機関の経営基盤強化等を通じて金融システムの安定の確保を図るものである。

(金融)による検討事項に係る内閣府特命担当大臣(金融)による答弁は、いざれも令和二年九月十日に行われたものである。

九について

一般論として、法案の立案の段階の作業の内容及び量は、個々の法案に盛られる政策の内容によって変わるものであるから、お尋ねのようないほど、従事する職員に負荷がかかることになり、また、日程の余裕が失われることになる」とは必ずしも言えないと考えている。

お尋ねの「新型コロナワクチンの接種の強化及び安定の確保」を図ることを直接的又は間接的な目的とはしない改正の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年四月九日

参議院議長 山東 昭子殿 牧山ひろえ

新型コロナワクチンの接種体制及び開発体制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

五について

政府が、金融商品取引法、銀行法及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律の改正を一つの改正法案として提案した例としては、第百八十三回国会に提出された金融商品取引法等の一部を改正する法律案(第百八十三回国会閣法第五十九号)があり、同法案は、金融システムの信頼性及び安定性を高めるため、情報伝達行為に対する規制の導入等のインサイダー取引規制の強化、投資・任業者等による運用報告書等の虚偽記載等に係る制裁の強化、投資法人の資本政策手段の多様化、大口信用供与等規制の強化、金融危機に際して金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を行う措置の創設等の措置を講ずるものである。

六について

お尋ねの「改正内容につながる検討」の具体的な内容について

七について

新型コロナワクチンの接種体制及び開発体制に関する質問主意書

新型コロナワクチンの接種体制及び開発体制に関する我が国の課題や改善方策について以下のとおり質問する。

一 新型コロナワクチンの開発に関し、現状、我が国は欧米と比較し、遅れを取っている。なぜ、国产の新型コロナワクチンの開発が遅れているのか。開発が遅れた原因についての政府の見解を示されたい。

二 国産の新型コロナワクチンに関する今後の開発の見込みを示されたい。また、政府として、

国産の新型コロナワクチンの開発に対してもどのように臨むのか、方針を示されたい。

三 国民に対する新型コロナワクチン接種について、ワクチン開発国以外の諸外国と比較しても極めて遅いペースである。ワクチン接種に時間を要している原因についての政府の見解を示されたい。

四 まもなく開始される高齢者への新型コロナワクチン接種を巡り、一部の自治体で接種数のピーク時に医師の確保が間に合わない懸念が指摘されている。ある新聞社の調査によると、集団接種会場で実際に接種する医師について、主要都市で計画の六割しか確保できていない。個別接種でも協力医療機関は七割止まりのことである。この現状を踏まえ、各自治体における接種医師数の確保に向けて、国としてどのような方針を示されたい。

五 新型コロナワクチンの詳細な供給量と供給時期が分からないと、自治体としても接種医師確保の計画を立てようがない。政府としては、これららの情報の迅速な公開を行なうべきと考えるが、政府の方針を示されたい。

六 新型コロナワクチンの接種委託費用については全国一律の単価とされており、接種一回目、二回目とも共通の二千七十円とされている。この費用は同種の接種委託費用と比較しても低い水準であり、医療従事者の積極的な参画を促すのに不十分である。政府は接種委託費用の適切な水準について至急再検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

一 及び二について

お尋ねの「国産の新型コロナワクチン」の「開発が遅れた原因」及び「開発」の「方針」については、令和三年三月十六日の参議院厚生労働委員会において、田村厚生労働大臣が、「過去、ワクチンというものが国民の皆様方に不信感を、不安感を持つようなことがあったたということがあるんだと思います。それから、そもそもワクチンの供給メーカーが・・・研究機関等々から発展したところが多いわけでありまして、そういうようなものもあるんだだと思います。それから、今般の新しいワクチン・・・に関しては、やはりエボラでありますとかSARS等々で既に欧米が先行して・・・進めておられたというようないふうなこともあります。いろいろ理由があつて、その中には、コロナの感染者が欧米に比べて日本は少ないので、実験がなかなか進まないということもあります。いろんな理由があつて、その中には、コロナの感染者が欧米に比べて日本は少ないので、実験がなかなか進まないということもあります。ただ、・・・研究開発、そして供給できるような体制をつくつていかなければならぬということで、今般、新型コロナに関する・・・補助金を一次、二次、三次という形で補正で今年

令和三年四月二十日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議員牧山ひろえ君提出新型コロナワクチンの接種体制及び開発体制に関する質問に対する答弁書

右質問する。

酬に反映されない。特に訪問の上、個別に行う接種行為について、適正な手当加算の設定等を検討するべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

度、予算付けさせていただきました。(中略)これからしっかりと研究開発等々も進めて、日本発のワクチンが作つていいけるような環境整備も整えてまいりたいというふうに考えております」と答弁しているとおりである。

また、お尋ねの「国産の新型コロナワクチンに関する今後の開発の見込み」については、現時点で予断をもつてお答えすることは困難だと答弁しているとおりである。

三について

お尋ねについては、令和三年二月八日の衆議院予算委員会において、菅内閣総理大臣が、「ワクチンの承認が欧米諸国と比べてなぜ日本は遅いんだと・・・言われます。我が国は、感染者数が欧米諸国よりも一桁以上少なく、治験での発症者数が集まらなくて、治験の結果が出るまでにかなり時間を要する」ということが一つ。また一方で、ワクチンは人種差が想定され、欧米諸国の治験データのみで判断するのではなくて、やはり日本人を対象とした一定の治験を行う必要があることなど、有効性、安全性に配慮した結果、時間を要したということあります」と答弁しているとおりである。

四について

お尋ねについては、令和三年三月十二日の参議院本会議において、河野国務大臣が、「自治体においてワクチン接種に係る人的体制を整備していただきおりますが、政府としては、自治体の接種体制の構築に向けた準備を後押しするため、医療関係団体に対し接種体制の構築についての協力を依頼するとともに、都道府県医師会理事の会議において厚生労働省から定期的に説明を行うなど、医療関係団体との連携体制構築に努めております」と答弁しているとおりである。

五について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「予防接種」という）に係るワクチンの供

給については、これまでも、確定した情報を速やかに公表しているところであり、引き続き、可能な限り早く国民の皆様が予防接種を受けることができるよう、政府一体となつて取り組んでいく考えである。

六について

御指摘の「接種委託費用の適切な水準」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「二千七十円」については、通常の医療機関における予防接種のために必要とされる費用を算定して決定したものであり、「至急再検討すべき」とは考えていない。

七について

「特に訪問の上、個別に行う接種行為について、適正な手当加算の設定等を検討するべき」との御指摘については、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金に関し、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業(都道府県実施・市町村実施)の上限額の考え方等について(令和三年一月二十二日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡において、「接種対策費負担金」において、接種の費用として、通常の医療機関でワクチン接種のために基本的に必要となる費用として、接種一回あたり二千七十円を措置する」とともに、「市町村が設ける会場など通常の予防接種での対応を超える経費(感染防止、会場借り上げ、会場の運営に必要な経費等)については、「接種体制確保事業補助金」において措置する」としているところであり、市町村(特別区を含む)から委託を受けた医療機関が訪問により個別接種を行う場合についても、当該負担金により「接種一回あたり二千七十円を措置する」とともに、地域の実情を勘案して合理的に必要と考えられる予防接種に係る費用を当該補助金の補助対象とすることとしている。